

# イノベーション政策の推進に関する調査

## 結果報告書

平成 28 年 9 月

総務省行政評価局



## 前書き

エネルギー・食料・資源の制約、少子高齢化や地域経済社会の疲弊といった構造的な課題を抱えている我が国が、これらの課題を解決し、新たな未来を切り開き、持続的な成長を成し遂げていくためには、「イノベーション」の創出がますます重要となっている。このことは、平成 28 年 1 月 22 日の第 190 回国会（常会）における施政方針演説で、「日本が、これからも、力強く成長を続ける。その成否は、イノベーションにかかっています。」「日本を「世界で最もイノベーションに適した国」としていく。」などとされたことにも象徴される。

こうした中、各府省は、多種多様なイノベーション関連の施策・事業を実施しているが、その実態は必ずしも明らかになっているとは言い難い。

この調査は、以上のような状況を踏まえ、「イノベーション」の語を用いて、その語で表される官民の活動を何らかの形で政府として進めようとする政策を「イノベーション政策」と捉え、当該政策を推進する観点から、その実態の把握を試みるとともに、個別の施策・事業にも焦点を当てて、その実施状況や効果の発現状況等を明らかにしようとしたものである。

本調査結果が、我が国におけるイノベーション政策の推進の一助となれば幸いである。

## 目 次

第1	調査の目的等	1
第2	要旨	2
第3	「イノベーション政策」について	8
第4	個別施策・事業の調査結果	22
1	大学等技術移転制度（承認TLO制度）	22
(1)	制度の概要	22
(2)	調査結果	27
2	中小企業技術革新制度（日本版SBIR制度）	37
(1)	制度の概要	37
(2)	調査結果	41
3	クラスター形成事業	51
(1)	クラスターの定義	51
(2)	文部科学省におけるクラスター形成事業の実施状況	52
ア	事業の概要	52
イ	調査結果	61
(3)	経済産業省における産業クラスター計画の実施状況	82
ア	事業の概要	82
イ	調査結果	87
4	地方公共団体等のイノベーション関連の支援策	117

## 第1 調査の目的等

### 1 目的

この調査は、イノベーション政策を推進する観点から、我が国におけるイノベーション関連施策・事業の実施状況、効果の発現状況等を調査し、その実態を明らかにするために実施したものである。

### 2 対象機関

#### (1) 調査対象機関

内閣府、総務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

#### (2) 関連調査等対象機関

都道府県(38)、市区町村(32)、独立行政法人(8)、国立大学法人(14)、関係団体等

### 3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

行政評価事務所 8事務所（山形、福島、東京、静岡、滋賀、京都、兵庫、鳥取）

### 4 実施時期

平成27年4月～28年9月

## 第2 要旨

### 1 「イノベーション政策」について

政府の文書において、「イノベーション」の語の使用を確認できる初期の例は、「年次経済報告」（昭和31年経済企画庁）に記載されている「技術革新（イノベーション）」であり、以後近年に至るまで、「イノベーション」は「技術革新」と理解されてきた。

しかし、「イノベーション政策」についての近年の政府文書等をみると、「イノベーション」は、科学技術面での新たな発見などに裏付けされた「技術革新」だけではなく、発想の転換や事務処理システムの工夫などを含んだものがあるという意味では広がっており、成果として価値を生み出すことや経済社会の変化や産業化などまでもその中に入れるという意味では多くの段階を包摂する奥行きのある深いものとなっていると考えられる。

一方、「イノベーション政策」という形で認識できる政策群が幅広い分野で数多く登場するのは、この10年ほどのことであり、政策の焦点が当てられているイノベーションの段階にバリエーションがあり、かつ、実績が蓄積されているのは、伝統的にイノベーションと認識されてきた科学技術分野の技術革新に関するものである。

そこで、今回の調査は、この典型的な科学技術分野のイノベーション政策を対象として進めることとした。

科学技術分野のイノベーション政策を実現するための主要な施策・事業を、「科学技術基本計画の20年の実績」（平成27年版科学技術白書）と「平成28年度科学技術関係予算案の概要について」（平成28年1月内閣府）に基づき、イノベーションの段階（技術革新、橋渡し、事業化の3段階）と政策手段の区分（人材育成、資金支援、環境整備の3区分）により分類整理したところ、施策・事業の大半は「技術革新」段階に主たる焦点を当てているものであり、「橋渡し」や「事業化」の段階に主たる焦点を当てた施策・事業が少ないものとなっている。

「技術革新」段階に主たる焦点を当てた政策は、「技術革新」がその性格上、取り組みれば必ず当初の目的を達成して成功すると保証されるものではないことから、自ずと投資的な性格を帯びることとなる。また、革新すべき科学技術の範囲には限りがないことから、様々な分野において、様々な角度から取り組む政策があることは、必ずしも誤ったことではない。

「橋渡し」や「事業化」の段階に主たる焦点を当てた施策・事業が少ないことは、これらの段階が「イノベーション」の中で認識され、「イノベーション政策」の対象となるに至って日が浅いことも原因の一つと考えられる。今後、「技術革新」段階の政策が効果を上げ、様々な新技術のフローが増加した場合に、これらの段階についても様々な新しい取組が求められる事態も考えられる。

## 2 大学等技術移転制度（承認TLO制度）

### (1) 制度の概要

承認TLO制度は、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号。以下「TLO法」という。）に基づき、承認TLO（注1）が、大学等の研究者個人から研究成果に係る特許権等の譲渡を受け、産業界にその研究成果を移転する制度である。承認TLOは、平成27年度末時点で37機関が設置されており、その設置形態は、大学内部の一部局である内部型TLOと、大学とは別に法人格を持つ外部型TLOとに区別される。

### (2) 調査結果

大学等の研究成果は我が国のイノベーションの根幹を成すものであり、その成果を効率的かつ効果的に産業界に移転するとともに、適正な対価を受け研究活動を更に活発化することが重要である。

承認TLO制度は、我が国にそういった循環システムを構築する先駆的施策であり、大学等の研究者個人に帰属している特許権等が十分に活用されているとは言い難い状況を変革するものであった。

しかし、平成16年度の国立大学法人化により特許権等は原則として大学等に帰属することとなり、大学知的財産本部整備事業等により、大学等に特許権等の管理・活用を行う体制（以下「知的財産本部等」という。）が整備されたことで、大学等が自ら技術移転を実施できるようになった。これにより承認TLO制度の前提が大きく変わり、国立大学法人化前の平成15年度から26年度までの間で、大学等の技術移転件数は約58.4倍に増加している一方、承認TLOが関与した技術移転件数は約2.6倍の増加にとどまっている。

そうした中、ピーク時には48機関あった承認TLOは、平成27年度末時点で37機関に減少している。

外部型TLOについては、技術移転収入のうち、およそ60%を株式会社東京大学TLOが関与したものが占めるなど、その実績は二極化している状況にあるが（注2）、地域と密接に連携することで、独自の領域を切り開いているものもみられる。大学内部の一部局である内部型TLOは、国立大学法人化後に設置された知的財産本部等と実質的な違いがないものとなっている。

(注) 1 承認TLOとは、文部科学大臣及び経済産業大臣からTLO法第2条第1項に規定する特定大学技術移転事業の実施計画の承認を受けた法人である。

2 本項目における二極化は、承認TLOが関与した技術移転件数及び技術移転収入についてのものであり、承認TLOの経営状況について述べているものではない。

### 3 中小企業技術革新制度（日本版SBI R制度）

#### (1) 制度の概要

中小企業技術革新制度（以下「日本版SBI R制度」という。）は、国等が、技術開発力のある中小企業者及び事業を営んでいない個人（以下「中小企業者等」という。）に対し、特定補助金等（研究開発のための補助金・委託費等のうち、中小企業者等に交付することができ、かつ、中小企業者等がその成果を利用した事業活動を行うことができるもの）の交付、特別貸付等の6つの事業化支援措置及び販路開拓支援により、技術開発から事業化までを一貫して支援するものである。

#### (2) 調査結果

中小企業者等へ交付する特定補助金等は、平成26年度については、111事業が指定され、実績額は約386億円となっている。

今回、個別事業の成果を把握することが可能と考えられた平成21年度の特定補助金等108事業から13事業を抽出するとともに、事業ごとに中小企業者等を1者ずつ計13者抽出し、事業化等の状況、事業化支援措置の利用状況及び販路開拓支援の実施状況を調査した。

日本版SBI R制度は、中小企業者等の技術開発から事業化までを一貫して支援する制度であるが、所管機関の事業化への関心は必ずしも高いとはいえず、調査対象13事業のうち中小企業者等の事業化の状況が把握されていたものは6事業である。また、この6事業において、平成21年度に採択された案件のうち26年度までに事業化に至った案件の割合（以下「事業化率」という。）は、0%から88.9%までとなっている。調査対象とした13中小企業者等の中には、事業化に成功し、4年間で約28億円の売上高を計上しているものもみられた。

事業化支援措置は、調査対象13中小企業者等では利用されておらず、その理由として、①中小企業者等が事業化の段階に至っていないこと（5中小企業者等）、②同種類似の支援制度があること（2中小企業者等）、③一部の特定補助金等の公募要領に同支援措置に関する記載がなかったこと（5中小企業者等）などが考えられるものの、同13中小企業者等からは具体的な支障に関する意見はみられなかった。

一方、販路開拓支援については、中小企業者等から、展示会の充実を求める意見があった（3中小企業者等）。また、展示会については、独立行政法人中小企業基盤整備機構から、同機構が毎年度実施している大規模な展示会を活用することなどにより、販路開拓支援の充実に寄与するのではないかとの意見があった。



## 4 クラスタ形成事業

### (1) クラスタの定義

「クラスタ」(cluster)とは、本来は「ぶどうの房」を意味するが、ハーバード大学のマイケル・E・ポーター教授が示した概念によると、「大学等の研究機関、特定分野における関連産業、専門性の高い供給業者、サービス提供者、関連業界に属する企業、関連機関(規格団体、業界団体など)が地理的に集中し、競争しつつ同時に協力している状態を指し」、「クラスタ全体として個々が持つ機能価値を高め、イノベーションの創出に効果的に機能している」(注)とされている。

(注) 当該日本語訳は、「平成14年版科学技術白書」から引用したものである。

### (2) 文部科学省におけるクラスタ形成事業の実施状況

#### ア 制度の概要

「第2期科学技術基本計画」(平成13年3月30日閣議決定)では、地域における「知的クラスタ」の形成の促進が、地域における科学技術振興のための環境整備として位置付けられた。

これを受け、文部科学省は、平成14年度から「知的クラスタ創成事業」及び「都市エリア産学官連携促進事業」を開始し、事業の再編等を経て、23年度から「地域イノベーション戦略支援プログラム」を実施している。これら事業では、平成14年度から26年度までに1,435億円の予算措置がなされている。

#### イ 調査結果

イノベーションを創出する事業は不確実性を伴うものであり、効率性を過度に要求するのは適切ではないが、一方、費用と効果との関係が不明確な状態が適切ともいえないため、今回の調査では、事業費と売上高等の経済的効果に着目し、費用と効果の関係を把握することとした。

今回調査対象とした129事業(64クラスタ)における平成14年度から26年度までの事業全体の事業費及び売上高等の経済的効果は、公的事业費1,973億円(文部科学省1,213億円、地方公共団体702億円、中核機関・総合調整機関59億円(注))に対し、売上高等の経済的効果は少なくとも1,334億円となっている。これにより、公的事业費に対する売上高等の経済的効果の割合(以下「事業費対売上高比率」という。)は、少なくとも0.68となっている。

64クラスタのうち、事業費対売上高比率が1.0以上のものは10クラスタであり、例えば、静岡県の「フーズ・サイエンスヒルズプロジェクト」

は、公的事業費 9.1 億円に対し、可能な範囲で把握できた売上高等は 265 億円となっている。一方、既にクラスターとしての活動を終了しているものは 16 クラスターとなっている。

また、64 クラスターのうち売上高を計上している 43 クラスターでは、事業開始から売上高を計上するまでの期間は、最短で 1 年、最長で 12 年、平均すると 3.7 年となっている。

さらに、論文数、特許出願件数、事業化数、事業費対売上高比率等の指標を用いて分析したところ、論文数、特許出願件数及び事業化数の多寡が、クラスターの事業成果の度合い（事業費対売上高比率）に影響している一方、一部で、少ない論文数、特許出願件数及び事業化数で、大きな事業成果を上げているクラスターがみられた。

(注) 小数点第 1 位以下の四捨五入の関係により、合計は一致しない。

### (3) 経済産業省における産業クラスター計画の実施状況

#### ア 制度の概要

経済産業省は、産業の国際競争力の強化、地域経済の活性化に資するため、全国各地の企業、大学等が広域的なネットワークを形成し、知的資源の相互活用によって、地域を中心としたイノベーションが創出されるよう、平成 13 年度から産業クラスター計画を開始した。

同計画は、平成 26 年度までの間に関連予算を含め 1,246 億円の予算措置がなされており、平成 13 年度から 17 年度までの第Ⅰ期（立ち上げ期）、18 年度から 21 年度までの第Ⅱ期（成長期）を経て、現在、22 年度から 32 年度までを期間とする第Ⅲ期（自律的発展期）に移行している。

#### イ 調査結果

今回調査対象とした 11 プロジェクトでは、第Ⅱ期（成長期）における産業クラスター計画の共通目標である新事業開始件数を達成したものが 5 プロジェクトみられた。また、3 プロジェクトでは、売上高等の経済的効果を把握しており、これらについては一定の成果を上げていた。

その後の第Ⅲ期（自律的発展期）では、活動を継続しているものは 6 プロジェクトであり、マッチング事業、販路開拓支援事業、連携促進事業等が行われている。一方、既に活動を終了しているものは 5 プロジェクトとなっている。

## 5 地方公共団体等のイノベーション関連の支援策

イノベーションの創出については、地方公共団体等でも様々な取組が行われているため、地方公共団体等の取組のうち、技術革新及び事業化に関する支援策を、地方公共団体等の推薦等により把握し、整理した。整理した支援策は、技術革新及び事業化に関するもの17支援策、技術革新に関するもの6支援策、事業化に関するもの2支援策の計25支援策である。

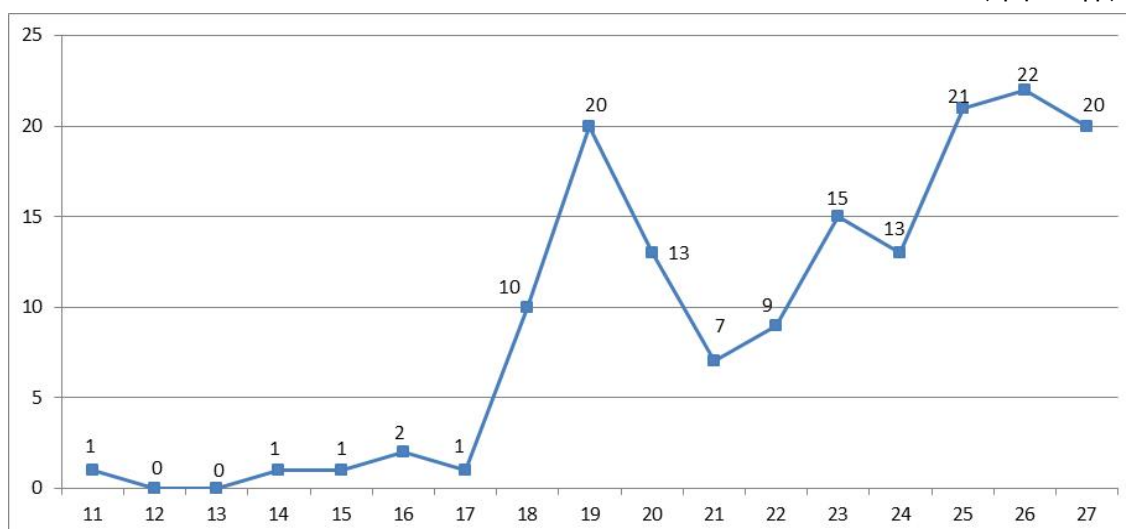
### 第3 「イノベーション政策」について

#### 1 「イノベーション」の語を使用する政策

近年、従来のやり方にとらわれず、新たな技術や知見、創意工夫などをいかし、新しいやり方や価値を創ろうとする官民の活動が、以前に増して重要視されている。

「イノベーション」の語は、そのような活動を指すものの一つといえる。政府のイノベーション志向は、政府の政策を決定する閣議決定において、「イノベーション」の語を使用するものが増えたことからも見て取れる。件名又は内容において、「イノベーション」の語を用いた閣議決定の件数をみると、図表3-1のとおり、平成11年度から17年度までは1、2件であったものが、18年度に10件となり、以降増減はあるもののここ3年間は20件強となっている。

図表3-1 「イノベーション」の語を使用した閣議決定数の推移（平成11～27年度）  
（単位：件）



- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 総務省行政管理局の「閣議情報検索システム」により、平成28年1月31日時点までの閣議決定（一般案件のみ）を対象として「イノベーション」の用語で検索し該当したものを、年度ごとに集計したものである。同システムでは、「件名」のみで資料等が掲載されていない場合もあるため、これら以外に該当するものがあり得る。  
なお、「イノベーション」を含む事業名、会議名のみが記載された閣議決定も含んでいる。  
3 注2の条件で検索した結果、平成11年度以前は該当するものがなかった。

このような状況を踏まえ、この調査は、「イノベーション」の語を用いて、その語で表される官民の活動を何らかの形で政府として進めようとする政策を「イノベーション政策」と捉え、その実態を把握する枠組みを示すことを試みるものである。

## 2 政策の中で用いられる「イノベーション」の語義の多様性

政府の文書において、「イノベーション」の語の使用を確認できる初期の例は、「年次経済報告」（昭和31年経済企画庁）である。ここでは「技術革新（イノベーション）」と記載されており、以後近年に至るまで、外来語たる「イノベーション」の訳語又は語義は「技術革新」と理解されてきたといえる（注）。

しかし、「イノベーション政策」についての近年の政府文書等をみていくと、図表3-2-①のとおり、「イノベーション」の語義が「技術革新」で通常連想される範囲に納まりきらない印象を受ける。例えば、科学技術面での新たな発見などに裏付けされた技術の革新だけではなく、発想の転換や事務処理システムの工夫などを含んだものがあるという意味では広がっており、成果として価値を生み出すことや経済社会の変化や産業化などまでもその中に入れるという意味では多くの段階を包摂する奥行き深いものとなっていると考えられる。

例えば、法律上初めて「イノベーション」の語を用いた、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）では、「イノベーションの創出」の定義を「新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入等を通じて新たな価値を生み出し、経済社会の大きな変化を創出すること。」としている（同法第2条第5項）。

（注） 昭和31年の「年次経済報告」では、「このような投資活動の原動力となる技術の進歩とは原子力の平和的利用とオートメーションによって代表される技術革新（イノベーション）である。技術の革新によって景気の長期的上昇の趨勢がもたらされるということは、既に歴史的な先例がある。」と記載されている。

また、第170国会質問第17号「イノベーションの日本語訳の見直しに関する質問主意書」に対する答弁書（平成20年10月3日）では、「イノベーションという用語については、独立行政法人国立国語研究所が平成十五年十一月に示した「第二回「外来語」言い換え提案」において、言い換え語を「技術革新」とした上で、その意味を「経済や産業などの発展につながる技術や仕組みの革新」と説明し、その他の言い換え語例として、何が革新されるかに応じて「経営革新」・「事業革新」等の語を用いるか、単に「革新」という語を用いることを提案しており、各府省においては、当該提案を参考とすることとされているところである。」とされている。

図表 3-2-① 法律及び閣議決定におけるイノベーションの語義

区分	定義（記載内容抜粋）
第3期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）	～（略）～知的資産の増大が価値創造として具体化するまでには多年度を要することから、第1期・第2期基本計画期間の投資により向上した我が国の潜在的な科学技術力を、経済・社会の広範な分野での我が国発のイノベーション（科学的発見や技術的発明を洞察力と融合し発展させ、新たな社会的価値や経済的価値を生み出す革新）の実現を通じて、本格的な産業競争力の優位性や、安全、健康等広範な社会的な課題解決などへの貢献に結びつけ、日本経済と国民生活の持続的な繁栄を確実なものにしていけるか否かはこれからの取組にかかっている。～（略）～
日本経済の進路と戦略（平成19年1月25日閣議決定）	～（略）～ 自律の精神が尊重され、自由で規律ある市場の下で民間の力が十分に発揮される。イノベーション <sup>3</sup> の力と世界に開かれたシステムによって、日本経済の持つ

	<p>潜在的な力が引き出される。地域社会もまた、個性を発揮し、潜在的な力が発揮される。～（略）～</p> <p><sup>3</sup> <u>イノベーションとは、単なる「技術革新」ではなく、広く社会のシステムや国民生活などを含め、新しい技術や考え方を取り入れて経済的、社会的に大きな変化を起こし、新たな価値を生み出すことを指す。</u></p>
イノベーション 25（平成 19 年 6 月 1 日閣議決定）	<p>～（略）～長期戦略指針「イノベーション25」は、2025年までを視野に入れ、豊かで希望に溢れる日本の未来をどのように実現していくか、そのための研究開発、社会制度の改革、人材の育成等短期、中長期にわたって取り組むべき政策を示したものである。<u>イノベーションとは、技術の革新にとどまらず、これまでとは全く違った新たな考え方、仕組みを取り入れて、新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすことである。</u>このためには、従来の発想、仕組みの延長線上での取組では不十分であるとともに、基盤となる人の能力が最大限に発揮できる環境づくりが最も大切であるといっても過言ではない。～（略）～</p>
研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）	<p>（定義） 第 2 条（略） 5 この法律において「<u>イノベーションの創出</u>」とは、<u>新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入等を通じて新たな価値を生み出し、経済社会の大きな変化を創出することをいう。</u></p>
日本再生戦略（平成 24 年 7 月 31 日閣議決定）	<p>～（略）～第 5 に、あらゆる成長の実現に不可欠な人材育成や基盤インフラ等との関係である。<u>イノベーションは新製品・新技術の開発などにとどまらない。従来の考え方にとらわれない自由で新しい発想や創意工夫により、予想もできなかった発展や成長を実現することである。</u>そのための人材育成や、そうした成長を誘発する情報通信技術、金融などの基盤インフラ整備、研究開発支援・規制改革など、政策面の協力が重要である。～（略）～</p>
循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年 5 月 31 日閣議決定）	<p>～（略）～自動車や精密機器の必需品として需要が増加している一方で、供給構造が脆弱なレアメタルの安定供給も大きな課題となっている。このような中で、グリーン・イノベーション（注10）を推進し、～（略）～ （注10）グリーン・イノベーション <u>イノベーションとは、これまでのモノ・仕組みなどに対して、全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすことであり、グリーン・イノベーションとは、環境・エネルギー分野におけるイノベーションをいう。</u></p>
経済財政運営と改革の基本方針 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）	<p>～（略）～生産性の飛躍的な向上に向けては、省力化投資や IT 投資等を喚起しつつ、人的資本強化のための投資や研究開発投資などの知識資本投資の拡大等により新しい発想や工夫を生み出し、絶え間なく<u>イノベーション（創意工夫による新たな価値の創造）</u>を起こしていくことが鍵となる。～（略）～</p>
世界最先端 IT 国家創造宣言（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）	<p>～（略）～IT 利活用に係る施策を推進するに当たっては、①社会全体のビジネスプロセス等の改革や新たなビジネスモデルを構築することによってもたらされる「<u>革新性（イノベーション）</u>」と、それらの革新性の基盤として、～（略）～</p>
第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）	<p>～（略）～経済・社会が大きく変化する中で、新たな未来を切り拓き、国内外の諸課題を解決していくためには、科学技術イノベーション<sup>1</sup>を今後も強力に推進していくことが必要である。</p> <p><sup>1</sup> <u>科学的な発見や発明等による新たな知識を基にした知的・文化的価値の創造と、それらの知識を発展させて経済的、社会的・公共的価値の創造に結び付ける革新</u></p>

（注） 1 当省の調査結果による。

2 法律や閣議決定された政府の基本方針・計画等において、「イノベーション」について定義付けられているものを記載した。

3 下線は当省が付した。

一方、図表 3-2-②のとおり、「イノベーション」に他の語を組み合わせる例も少なくない。今回、把握できただけでも 37 件の閣議決定で、「イノベーション」が他の用語と組み合わせられて使用されている。組み合わせることによって、イノベーションが行われるべき分野や方向などが明らかになり、多義的に使われる「イノベーション」を補って、政策の焦点が分かりやすくなっていると考えられる。

図表 3-2-② 閣議決定における「イノベーション」と他の語との組合せの例

使用用語	閣議決定名
ITイノベーション	イノベーション 25 (平成 19 年 6 月 1 日閣議決定)
政策イノベーション	イノベーション 25 (平成 19 年 6 月 1 日閣議決定)
イノベーション・エコシステム	イノベーション 25 (平成 19 年 6 月 1 日閣議決定) 総合特別区域基本方針 (平成 28 年 4 月 1 日閣議決定)
サービス・イノベーション	イノベーション 25 (平成 19 年 6 月 1 日閣議決定)
科学技術イノベーション	イノベーション 25 (平成 19 年 6 月 1 日閣議決定) 宇宙空間の開発・利用の戦略的な推進体制の構築について (平成 23 年 9 月 30 日閣議決定) 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針 (平成 24 年 1 月 20 日閣議決定) 日本再生戦略 (平成 24 年 7 月 31 日閣議決定) 日本再生加速プログラム (平成 24 年 11 月 30 日閣議決定) 好循環実現のための経済対策 (平成 25 年 12 月 5 日閣議決定) 独立行政法人改革等に関する基本的な方針 (平成 25 年 12 月 24 日閣議決定) 開発協力大綱 (平成 27 年 2 月 10 日閣議決定) 産業競争力の強化に関する実行計画 (改定) (平成 27 年 2 月 10 日閣議決定) 科学技術イノベーション総合戦略 2015 (平成 27 年 6 月 19 日閣議決定)
エコイノベーション	イノベーション 25 (平成 19 年 6 月 1 日閣議決定) 21 世紀環境立国戦略 (平成 19 年 6 月 1 日閣議決定)
グリーンイノベーション	明日の安心と成長のための緊急経済対策 (平成 21 年 12 月 8 日閣議決定) 規制・制度改革に係る対処方針 (平成 22 年 6 月 18 日閣議決定) 新成長戦略実現 2011 (平成 23 年 1 月 25 日閣議決定) 政策推進の全体像 (平成 23 年 8 月 15 日閣議決定) 円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策 (平成 22 年 10 月 8 日閣議決定) 円高への総合的対応策 (平成 23 年 10 月 21 日閣議決定) 日本再生戦略 (平成 24 年 7 月 31 日閣議決定) 環境基本計画 (平成 24 年 4 月 27 日閣議決定) 日本再生加速プログラム (平成 24 年 11 月 30 日閣議決定) 循環型社会形成推進基本計画 (平成 25 年 5 月 31 日閣議決定) 都市再生基本方針 (平成 26 年 8 月 1 日閣議決定) 総合特別区域基本方針 (平成 28 年 4 月 1 日閣議決定)
ライフイノベーション	規制・制度改革に係る対処方針 (平成 22 年 6 月 18 日閣議決定) 円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策 (平成 22 年 10 月 8 日閣議決定) 社会保障・税一体改革大綱 (平成 24 年 2 月 17 日閣議決定) 日本再生戦略 (平成 24 年 7 月 31 日閣議決定)

	日本再生加速プログラム（平成 24 年 11 月 30 日閣議決定）
	都市再生基本方針（平成 26 年 8 月 1 日閣議決定）
	総合特別区域基本方針（平成 28 年 4 月 1 日閣議決定）
金融イノベーション	規制改革推進のための 3 年計画（再改定）（平成 21 年 3 月 31 日閣議決定）
地域イノベーション	新成長戦略実現 2011（平成 23 年 1 月 25 日閣議決定）
	科学技術イノベーション総合戦略 2015（平成 27 年 6 月 19 日閣議決定）
	産業競争力の強化に関する実行計画（改定）（平成 27 年 2 月 10 日閣議決定）
	総合特別区域基本方針（平成 28 年 4 月 1 日閣議決定）
医療イノベーション	社会保障・税一体改革大綱（平成 24 年 2 月 17 日閣議決定）
	規制改革推進のための 3 年計画（再改定）（平成 21 年 3 月 31 日閣議決定）
	高齢社会対策の大綱（平成 24 年 9 月 7 日閣議決定）
	健康・医療戦略（平成 26 年 7 月 22 日閣議決定）
学びのイノベーション	学校安全の推進に関する計画（平成 24 年 4 月 27 日閣議決定）
産業イノベーション	沖縄振興基本方針（平成 24 年 5 月 11 日閣議決定）
ナレッジ・イノベーション	国土形成計画（全国計画）（平成 27 年 8 月 14 日閣議決定）
オープンイノベーション	都市再生基本方針（平成 26 年 8 月 1 日閣議決定）
	産業競争力の強化に関する実行計画（改定）（平成 27 年 2 月 10 日閣議決定）
	科学技術イノベーション総合戦略 2015（平成 27 年 6 月 19 日閣議決定）
	経済財政運営と改革の基本方針 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）
	世界最先端 IT 国家創造宣言（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）
	総合特別区域基本方針（平成 28 年 4 月 1 日閣議決定）
メディカル・イノベーション	都市再生基本方針（平成 26 年 8 月 1 日閣議決定）
交通サービスのイノベーション	交通政策基本計画（平成 27 年 2 月 13 日閣議決定）
イノベーション・ナショナルシステム	科学技術イノベーション総合戦略 2015（平成 27 年 6 月 19 日閣議決定）
	日本再興戦略改訂 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）
	経済財政運営と改革の基本方針 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）
イノベーションシステム	科学技術イノベーション総合戦略 2015（平成 27 年 6 月 19 日閣議決定）
イノベーションハブ	科学技術イノベーション総合戦略 2015（平成 27 年 6 月 19 日閣議決定）
	産業競争力の強化に関する実行計画（改定）（平成 27 年 2 月 10 日閣議決定）
ローカルイノベーション	まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015 改訂版（平成 27 年 12 月 24 日閣議決定）
公共サービスのイノベーション	経済財政運営と改革の基本方針 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）
	平成 28 年度予算編成の基本方針（平成 27 年 11 月 27 日閣議決定）
	経済・財政再生アクション・プログラム（平成 27 年 12 月 25 日閣議決定）
創業に係るイノベーション	経済財政運営と改革の基本方針 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）
ビジネスイノベーション	サイバーセキュリティ戦略（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）

- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 総務省行政管理局の「閣議情報検索システム」により、平成 28 年 1 月 31 日時点までの閣議決定（一般案件のみ）を対象として「イノベーション」の語で検索し、イノベーションの対象分野や、種類を表していると考えられるものを抜粋・掲載したものである。なお、①「〇〇の為にイノベーションは必要」、「イノベーション拠点」などの用語、②「イノベーション」を含む事業名、会議名は除外した。また、閣議決定を数次にわたり改正しているものについては、平成 28 年 4 月 1 日時点の最新のものを掲載している。



### 3 イノベーションの担い手（イノベーション政策の対象）

近年の政策における「イノベーション」の語義については、広狭、包摂する段階、分野、方向性などについて、前述のとおり多様となっている。

ところで、「イノベーション政策」は「イノベーション」を支援、推進する政策と捉えることができる。個々の「イノベーション政策」で取り上げる分野、方向性などは、正に当該政策立案を担当する機関の所掌事務によって自ずと画定されるものである。科学技術から創意工夫までの広狭という意味では、扱おうとする分野、方向性に応じて、ふさわしいものが含まれることになるだろう。ただし、政策がアプローチする「段階」については、つまり、支援、推進の対象又は焦点をイノベーションのいかなる段階に置くかという点については、当該政策の立案者の問題認識と政策技術に負うことになると考えられる。イノベーション政策の実態把握の枠組みを考えるこの調査からみると、将来的な個々の政策の成果との比較の可能性とあいまって、重要なポイントになると考えられる。

しかしながら、「イノベーション政策」という形で認識できる政策群が幅広い分野で数多く登場するのは、前述のとおり、この10年ほどのことである。政策の焦点が当てられているイノベーションの段階にバリエーションがあり、かつ、実績が蓄積されているのは、伝統的にイノベーションと認識されてきた科学技術分野の技術革新に関するものである。そこで、以下では、この典型的な科学技術分野のイノベーション政策について、考察を進めることとしたい。

この場合、これまで見てきた語義からのバリエーションを踏まえても「イノベーション」の語で表される様々な活動の中には、少なくとも

- i) 「イノベーション」の契機又は手段となる「新たな科学技術の創出(技術革新)」の段階、
- ii) 「イノベーション」の成果たる「科学技術を利用した事業の確立等(事業化)」の段階

が含まれることになると考えられる。そして、この二つの段階が円滑に連続するのかどうかは保証の限りではない(いわゆる「死の谷」と呼ばれている)。また、それぞれの段階の中においても、複数の科学技術の複合や商品化などの応用を実現するためには様々な過程を経ることが通常であり、それが円滑に進むとは限らないものである。個々のイノベーション政策は、対象とする分野の現状に応じ、政策による支援、推進のニーズを捉え、それを焦点にして企画されることになる。

ところで、その際、政策のターゲットとなる者は、当然、それらの焦点となっている活動の担い手ということになるが、この担い手の把握は容易ではない。イノベーションという非常にアクティブな官民の活動は、多様な当事者の随時の参画によって支えられているからである。前述 i) の段階で必要となる研究開発の担い手(研究者・研究機関)の概況について、総務省統計局の「平成27年科学技

術研究調査結果」を基にみると、民間企業、大学等（注1）、公的研究機関等（注2）別の研究者数（平成27年3月31日現在）は、図表3-3-①のとおり、民間企業が約50.6万人（66.5%）、大学等が約21.9万人（28.7%）（注3）、公的研究機関等が約3.7万人（4.8%）（注3）となっている。研究者の約7割は民間企業の実験者であるが、その多くは大企業（注4）の実験者であり、中小企業（注4）の実験者は企業全体の8.3%（約4.2万人）となっている。

次に、研究開発費（平成26年度）の状況をみると、図表3-3-②のとおり、国全体で約17.7兆円（注5）となっている。これを民間企業、大学等、公的研究機関等別にみると、民間企業が約13.6兆円（77.0%）、大学等が約2.4兆円（13.8%）、公的研究機関等が約1.6兆円（9.3%）となっている。民間企業の占める割合が大きいが、そのほとんどは大企業の実験者であり、中小企業の実験者は企業全体の3.7%（0.5兆円）となっている。

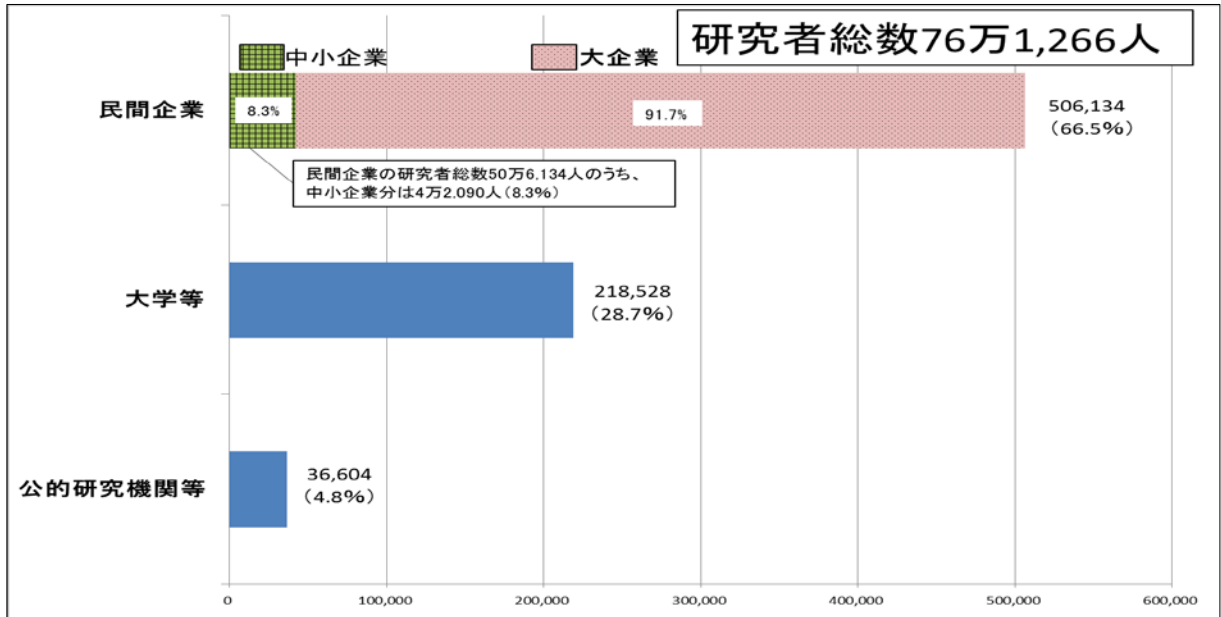
なお、政府負担（注6）は、図表3-3-③のとおり、約3.1兆円であるが、これはイノベーション政策に係る支出の内数とみることができ、この政府負担の中では、公的研究機関等が48.0%、大学等が47.6%、民間企業が4.4%となっている。

さらに、研究開発費が主体別に基礎研究、応用研究及び開発研究（注7）のいずれに充てられているかをみると、図表3-3-④のとおり、

- ① 民間企業では、基礎研究6.7%、応用研究17.4%、開発研究75.8%
- ② 大学等では、基礎研究53.8%、応用研究37.4%、開発研究8.9%
- ③ 公的研究機関等では、基礎研究23.2%、応用研究35.7%、開発研究41.1%となっている。

- （注）
- 1 大学の学部（大学院の研究科を含む。）、短期大学、高等専門学校、大学附置研究所、大学附置研究施設、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構をいう。本項目3において同じ。
  - 2 人文・社会科学、自然科学等に関する試験研究又は調査研究を行うことを目的とする国・公営の研究機関、特殊法人等、独立行政法人（注1に含まれるものを除く。）及び営利を目的としない民間の法人をいう。なお、「平成27年科学技術研究調査結果」では当該定義に該当する機関等を「非営利団体・公的機関」と表記しているが、本項目3では、「公的研究機関等」と表記することとする。
  - 3 大学等及び公的研究機関等の研究者数は、自然科学系のみ的人数であり人文・社会科学系的人数は含まれていない。本項目3において同じ。
  - 4 「中小企業」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に基づく中小企業をいい、「大企業」とはそれ以外の企業をいう。本項目3において同じ。
  - 5 大学等及び公的研究機関等の研究開発費は、自然科学系のみ額であり人文・社会科学系の額は含まれていない。本項目3において同じ。
  - 6 「政府負担」は、国及び地方公共団体の負担合計額である。
  - 7 「平成27年科学技術研究調査結果」の次の定義による。  
基礎研究：特別な応用、用途を直接に考慮することなく、仮説や理論を形成するため若しくは現象や観察可能な事実に関して新しい知識を得るために行われる理論的又は実験的研究をいう。  
応用研究：基礎研究によって発見された知識等を利用して、特定の目標を定めて実用化の可能性を確かめる研究及び既に実用化されている方法に関して、新たな応用方法を探索する研究をいう。  
開発研究：基礎研究、応用研究及び実際の経験から得た知識の利用であり、新しい材料、装置、製品、システム、工程等の導入又は既存のこれらのものの改良を狙いとする研究開発をいう。

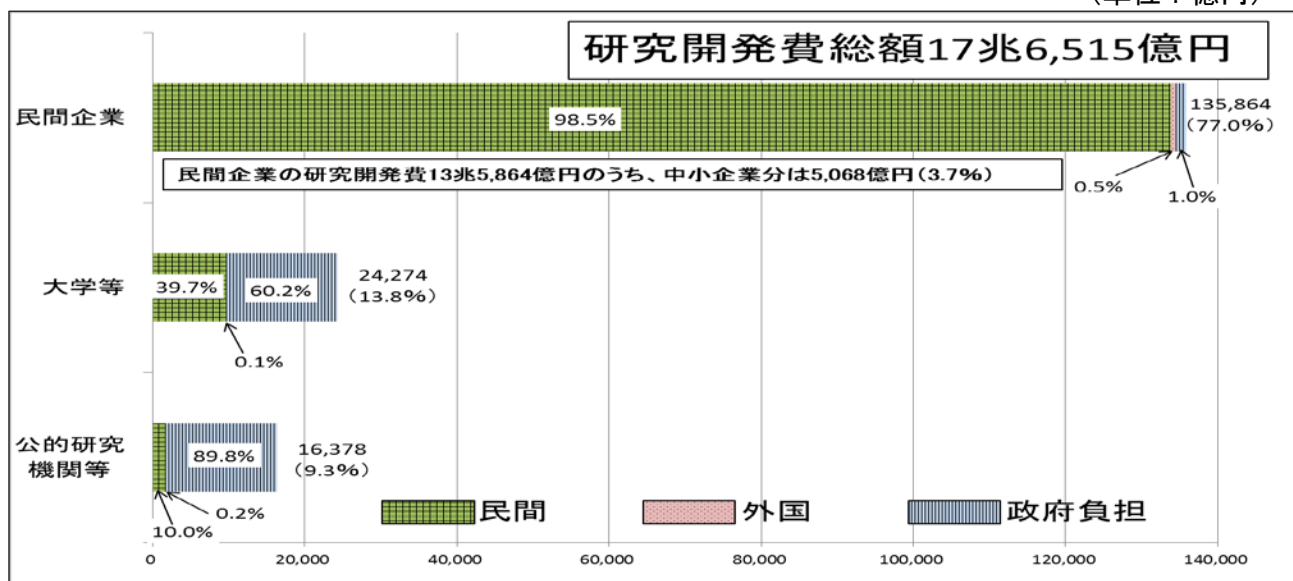
図表 3-3-① 民間企業、大学等及び公的研究機関等における研究者数（平成 26 年度）  
（単位：人）



- (注) 1 総務省統計局「平成 27 年科学技術研究調査結果」に基づき、当省が作成した。なお、各機関別の研究者数の下の（ ）内は、研究者総数に占める割合である。
- 2 「中小企業」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）に基づく中小企業をいい、「大企業」とはそれ以外の企業をいう。
- 3 大学等及び公的研究機関等の研究者数は、自然科学系のみ的人数であり、人文・社会科学系的人数は含まれていない。

図表 3-3-② 民間企業、大学等、公的研究機関等における研究開発費（平成 26 年度）

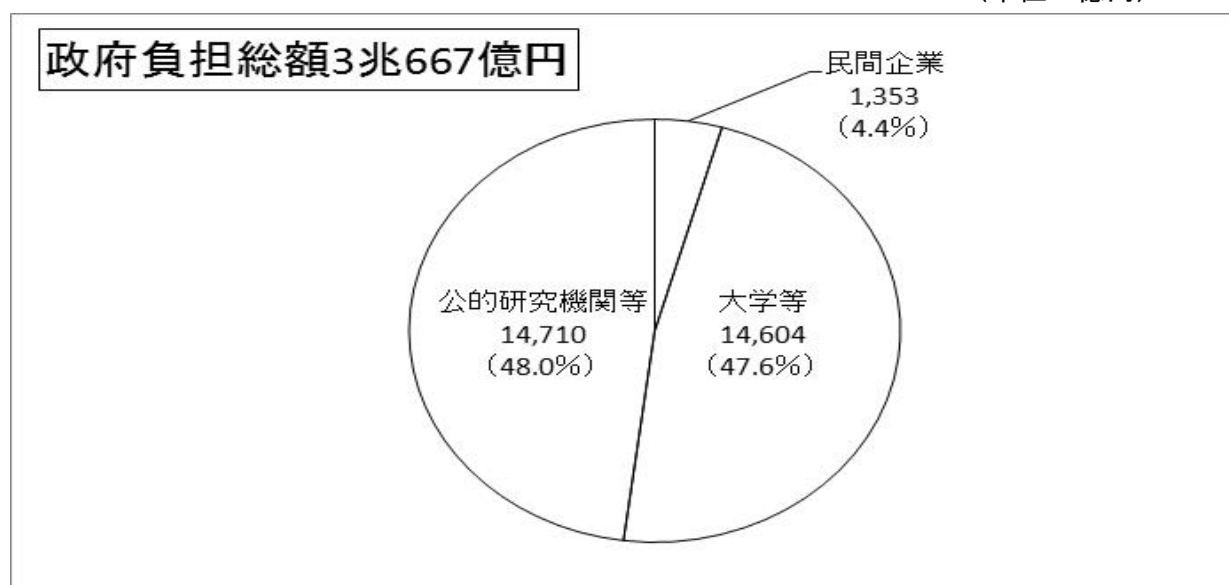
（単位：億円）



- (注) 1 総務省統計局「平成 27 年科学技術研究調査結果」に基づき、当省が作成した。なお、各機関別の研究開発費の下の( )内は、研究開発費総額に占める割合である。  
 2 「政府負担」は、国及び地方公共団体の負担合計額である。  
 3 大学等及び公的研究機関等の研究開発費は、自然科学系のみ額であり人文・社会科学系の額は含まれていない。  
 4 「中小企業」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）に基づく中小企業をいう。  
 5 割合は、小数点第 2 位以下を四捨五入しているため、合計が 100 とならない場合がある。また、各機関別の研究開発費は、小数点第 1 位以下を四捨五入しているため、これらの合計額と研究開発費総額は一致しない。

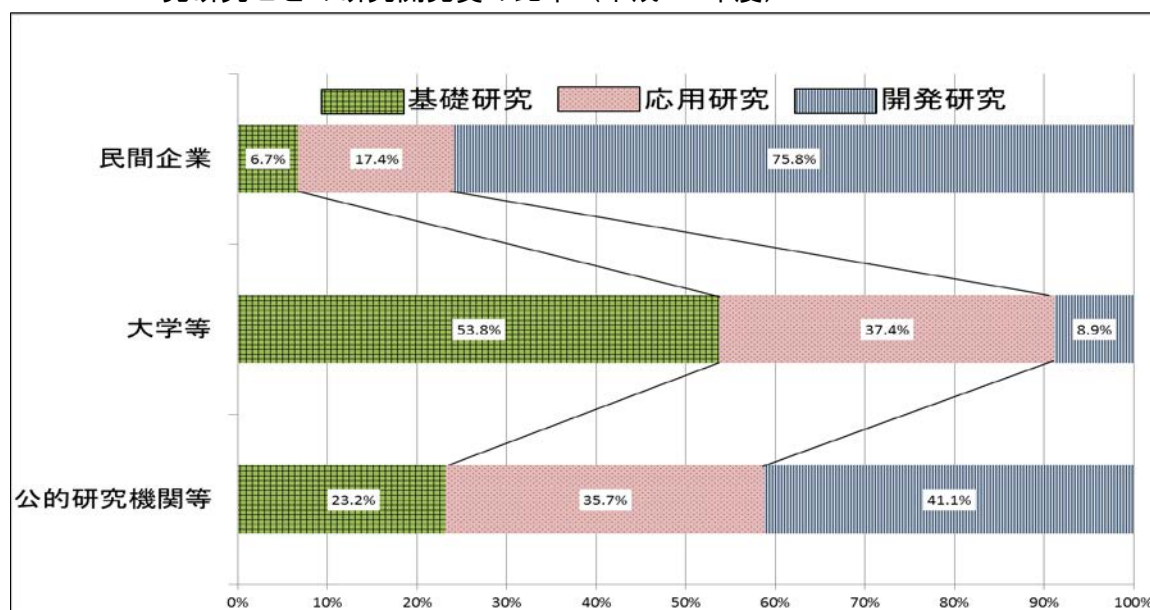
図表 3-3-③ 政府負担額の民間企業、大学等、公的研究機関等別の内訳（平成 26 年度）

（単位：億円）



- (注) 1 総務省統計局「平成 27 年科学技術研究調査結果」に基づき、当省が作成した。  
 2 「政府負担」は、国及び地方公共団体の負担合計額である。  
 3 大学等及び公的研究機関等については、自然科学系の研究開発費における政府負担額である。

図表 3-3-④ 民間企業、大学等、公的研究機関等における基礎研究、応用研究及び開発研究ごとの研究開発費の比率（平成 26 年度）



(注) 1 総務省統計局「平成 27 年科学技術研究調査結果」に基づき、当省が作成した。  
 2 割合は、小数点第 2 位以下を四捨五入しているため、合計が 100 とならない場合がある。  
 3 大学等及び公的研究機関等の研究開発費については、自然科学系の額により算出している。

これは各主体の特性によるものと考えられるが、「基礎研究」はおおむね前述 i) の初期の段階の活動であり、「開発研究」はおおむね前述 i) の終期の段階の活動とみて大きな差し支えはないだろう。したがって、イノベーション政策においてどこに焦点を置くかは、政策の対象に主にどの主体になるかということをししばしば示すことになると考えられる。

#### 4 イノベーション政策の実態把握の枠組み

科学技術分野の技術革新を契機又は手段とするイノベーションを対象とする「イノベーション政策」を実現する手段である施策・事業（以下、本項目において、単に「施策・事業」という。）について、主要なものを挙げている資料としては、「科学技術基本計画の 20 年の実績」と「平成 28 年度科学技術関係予算案の概要について」（注）を挙げることができる。そこで、そこに挙げられた施策・事業を、主に焦点を当てているイノベーションの段階に応じて分類整理して、イノベーション政策の実態把握の枠組みの試みを示すこととする。

この分類整理においては、イノベーションの段階と、政策手段の区分による 2 次元の表に個々の施策・事業を整理することとする。ここで、「政策手段」とは、「イノベーション政策」が、その主体を支援し、又はその主体の活動を推進する際に用いる手段とする。個別には様々な手段があると考えられるが、今回の表の目的（イノベーション政策の概要把握）に照らし、態様や目的から大別し、主体

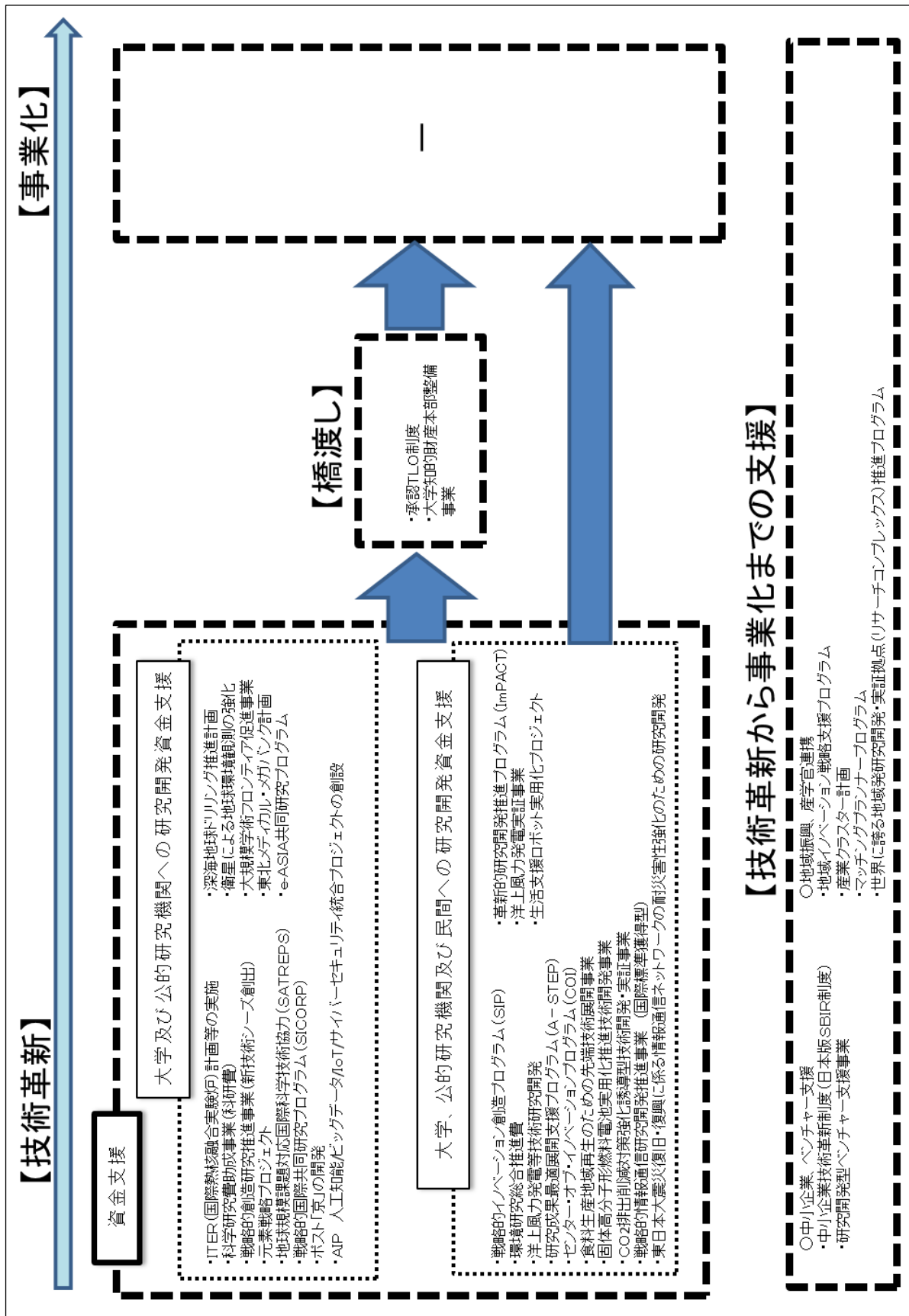
そのものを育てる「人材育成」、資金面で主体の活動を支える「資金支援」、主体の活動に対する阻害要因を除去したり、主体の活動を促進する条件を整える「環境整備」の三つに分けることとする。

イノベーションの段階については、前述の「技術革新」と「事業化」、その間に位置する「橋渡し」に分け、時系列に沿って「技術革新」、「橋渡し」、「事業化」の順に配置する。

結果として、図表 3-4 を得た。

(注) 今回の調査では、平成 28 年度の予算額 50 億円以上の施策・事業を対象とした。

図表3-4 主要なイノベーション政策マップ



## 【技術革新】

## 【事業化】

### 人材育成

- 若手研究者のキャリアパス、人材の流動性の向上
- ・ポストドクター等1万人支援計画
- ・テニュアトラック普及・定着事業
- ・准教授職・助教職の創設(学校教育法改正(平成17年法律第83号))
- ・イノベーション創出若手研究人材養成
- ・産総研イノベーションスクール
- 研究を支える人材の育成・確保
- ・産業技術フェローシップ事業
- ・リカーチ・アドミニストレーターを育成・確保するシステムの整備
- 研究者の海外派遣及び海外の研究者の招聘
- ・外国人特別研究員事業
- ・海外特別研究員事業
- ・頭脳環境を加速する戦略的国際研究ネットワーク推進事業

### 環境整備

- 研究施設・設備の整備・活用
- ・世界最高水準の大型研究施設の整備・活用
- ・設備サポートセンター整備事業
- ・特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(平成16年法律第78号)
- ・ナノテクノロジープラットフォーム事業
- ・革新的3Dハイパフォーマンス・コンピュータ・インフラ(HPCI)の構築
- ・世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)
- 知的財産
- ・日本版バイ・ドール(産業技術力強化法(平成12年法律第44号))
- ・審査請求期間の短縮(特許法改正(平成11年法律第121号))

(その他の施策・事業等)

オールジャパンでの医薬品創出、オールジャパンでの医療機器開発、革新的医療技術創出拠点プロジェクト、再生医療の実現化(ハイウェイ構想、疾病克服に向けたゲノム医療実現化プロジェクト、ジャパン・キャンサーリサーチ・プロジェクト、脳とこころの健康大国実現プロジェクト、新興・再興感染症制御プロジェクト、難病克服プロジェクト、国際宇宙ステーション計画、研究開発法人の運営費交付金、国立大学法人の運営費交付金、科学技術外交ネットワークの構築、科学技術担当官の設置

### 【橋渡し】

- 知的財産・産学官連携
- ・目利官人材育成事業

- 多様な人材の活躍促進
- ・グローバルアントレプレナー育成促進事業

- 大学・大学院教育の強化、次世代を担う人材の育成
- ・グローバルCOEプログラム
- ・博士課程教育リーディングプログラム
- ・スーパーサイエンスハイスクール
- 多様な人材の活躍促進
- ・ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ
- ・女性研究者養成システム改革加速事業

産総研イノベーションスクール

- 情報基盤の整備
- ・学術情報ネットワーク(SINET)
- ・J-STAGE、J-GLOBAL、researchmapの整備
- 知的基盤の整備
- ・ナショナルハイオリソンスプロジェクト
- ・先端計測分析技術・機器開発プログラム
- 民間への研究開発支援
- ・研究開発促進税制

- 科学技術の普及・啓蒙・理解増進等
- ・サイエンスカフェ、サイエンスアゴラ、日本科学未来館
- 人材の流動性の向上
- ・クロスポイントメント制度

- 民間企業の研究開発の促進
- ・オープンイノベーション協議会の設置・運営
- 中小企業、ベンチャー支援
- ・大学発ベンチャー1000社計画
- 標準化
- ・戦略的国際標準化加速事業

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表における「公的研究機関」とは、試験研究又は調査研究を行うことを目的とする国・公営の研究機関、特殊法人等及び独立行政法人をいう。

3 (その他の施策・事業等)欄に記載しているものは、「技術革新」及び「橋渡し」並びに「事業化」、「資金支援」、「人材育成」、「環境整備」の各区分の全てに該当するもの又は同区分による整理が困難なものである。



この表をみると、分類した施策・事業の大半は、「技術革新」段階に主たる焦点を当てていることが分かる。そのような中で「橋渡し」段階に主たる焦点を当てたものとして「承認TLO制度」や「目利き人材育成事業」など、「事業化」段階に主たる焦点を当てたものとして「大学発ベンチャー1000社計画」などが挙げられる。「中小企業技術革新制度（日本版SBIR制度）」、「地域イノベーション戦略支援プログラム」などは、技術革新から事業化までの一連の流れ全体を捉える施策・事業と整理している。

イノベーション政策のうち、「技術革新」段階に主たる焦点を当てた政策は、「技術革新」がその性格上、取り組めば必ず当初の目的を達成して成功すると保証されるものではないことから、自ずと投資的な性格を帯びることとなる。また、革新すべき科学技術の範囲には限りがないことから、様々な分野において、様々な角度から取り組む政策があることは、必ずしも誤ったことではない。

「橋渡し」や「事業化」の段階に主たる焦点を当てた施策・事業が少ないことは、これらの段階が「イノベーション」の中で認識され、「イノベーション政策」の対象となるに至って日が浅いことも原因の一つと考えられる。今後、「技術革新」段階の政策が効果を上げ、様々な新技術のフローが増加した場合に、これらの段階についても様々な新しい取組が求められる事態も考えられる。

このような考察を踏まえ、次に、「橋渡し」や「事業化」に主たる焦点を当てた施策・事業の事例について、その実態を明らかにすることとする。具体的には、

- ① 大学等技術移転制度（承認TLO制度）
- ② 中小企業技術革新制度（日本版SBIR制度）
- ③ 文部科学省及び経済産業省のクラスター形成事業

である。これらは、開始されてから15年程度経過しており、個別事例の成果を把握した上での考察が可能だからである。

なお、地方公共団体等においても、イノベーションの創出のために各種の施策・事業が実施されていることから、これらについても調査した。

## 第4 個別施策・事業の調査結果

### 1 大学等技術移転制度（承認TLO制度）

#### (1) 制度の概要

##### ア 承認TLO制度導入の経緯

米国では、1970年代、製造業を始めとする産業の国際競争力が低下したため、1980年（昭和55年）、連邦政府の資金に基づく研究成果の実用化を進めて国際競争力の強化を図ることを目的とした特許法の改正が行われた（いわゆる「バイ・ドール法」の制定）。それ以降、連邦政府に帰属していた研究成果は、大学等や研究者に帰属することになったため、各大学は、それらを権利化した上で民間企業に移転する技術移転機関（TLO：Technology Licensing Organization）を整備することとなった。

我が国では、「国立大学等の教官等の発明に係る特許権等の取扱いについて」（昭和53年3月25日付け文学助第117号文部省学術国際局長・大臣官房会計課長通知）により、大学等の研究成果は、①特別に国が措置した研究経費を受けた場合、又は②国により特別の研究目的のため設置された特殊な大型研究設備を使用して行った場合にのみ国に帰属し、それ以外の場合は研究者個人に帰属することとされていた（注）。

このため、研究者個人に帰属していた多くの研究成果は、出願、権利化、実施許諾等に必要となる煩雑な手続や情報不足等のため、十分に活用されているとは言い難い状況にあった。

このような状況を踏まえ、TLO法が制定された。これにより、承認TLOが、大学等の研究者個人から研究成果に係る特許権等の譲渡を受け、産業界にその研究成果を移転する承認TLO制度が創設された。

（注） 公・私立大学については、当該通知の根拠となった文部省学術審議会答申（「国立大学等の教官等の発明に係る特許権等の取扱いについて」（昭和52年6月））において、国の方針を参考に、設置者の判断で適切な特許権等の取扱いを行うべきであるとされていた。

##### イ 承認TLO制度の概要

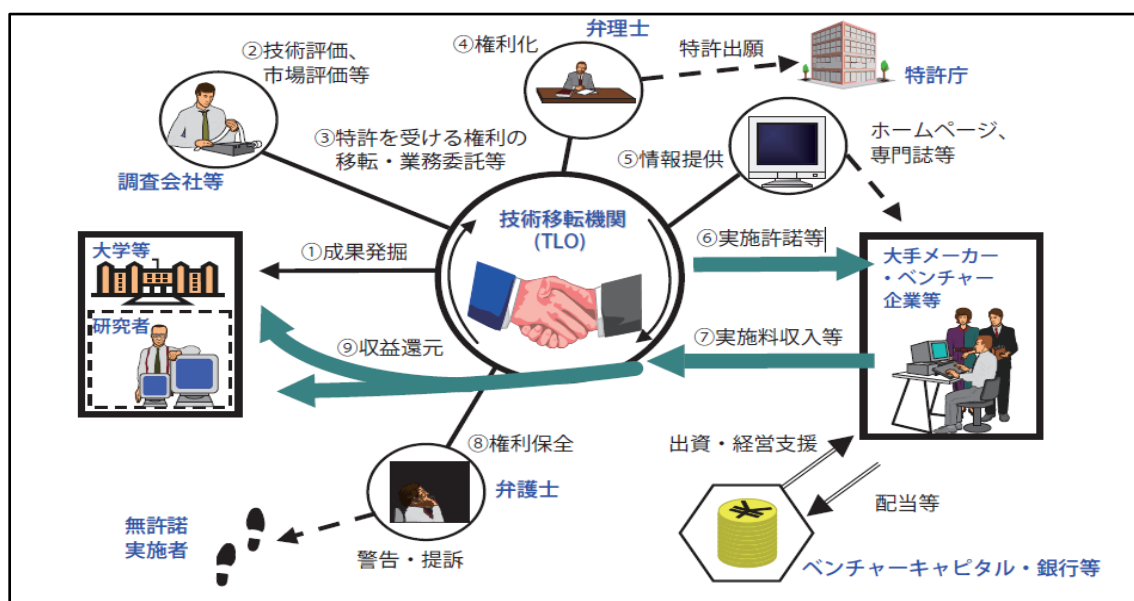
承認TLO制度は、「新たな事業分野の開拓及び産業の技術の向上並びに大学、高等専門学校、大学共同利用機関及び国の試験研究機関等における研究活動の活性化を図り、もって我が国産業構造の転換の円滑化、国民経済の健全な発展及び学術の進展に寄与すること」（TLO法第1条）を目的としている。

承認TLOとは、文部科学大臣及び経済産業大臣からTLO法第2条第1項に規定する特定大学技術移転事業の実施計画の承認を受けた法人である。

特定大学技術移転事業の内容は、「特定大学技術移転事業の実施に関する指針」（平成10年8月5日文部省・通商産業省告示第1号）において、図

表 4-1-①のとおり、①企業化し得る特定研究成果の発掘、評価及び選別、②特定研究成果に関する情報の提供、③特許権等についての民間事業者への実施許諾、④実施料等収入の還流等とされている。また、①から④までの業務に附帯して行う場合に限り、⑤経営面での助言、⑥技術指導等、⑦金融面での支援、⑧その他特定研究成果の効率的な移転に必要な業務を行うことができるとされている。

図表 4-1-① 承認 T L O が実施する特定大学技術移転事業の業務内容



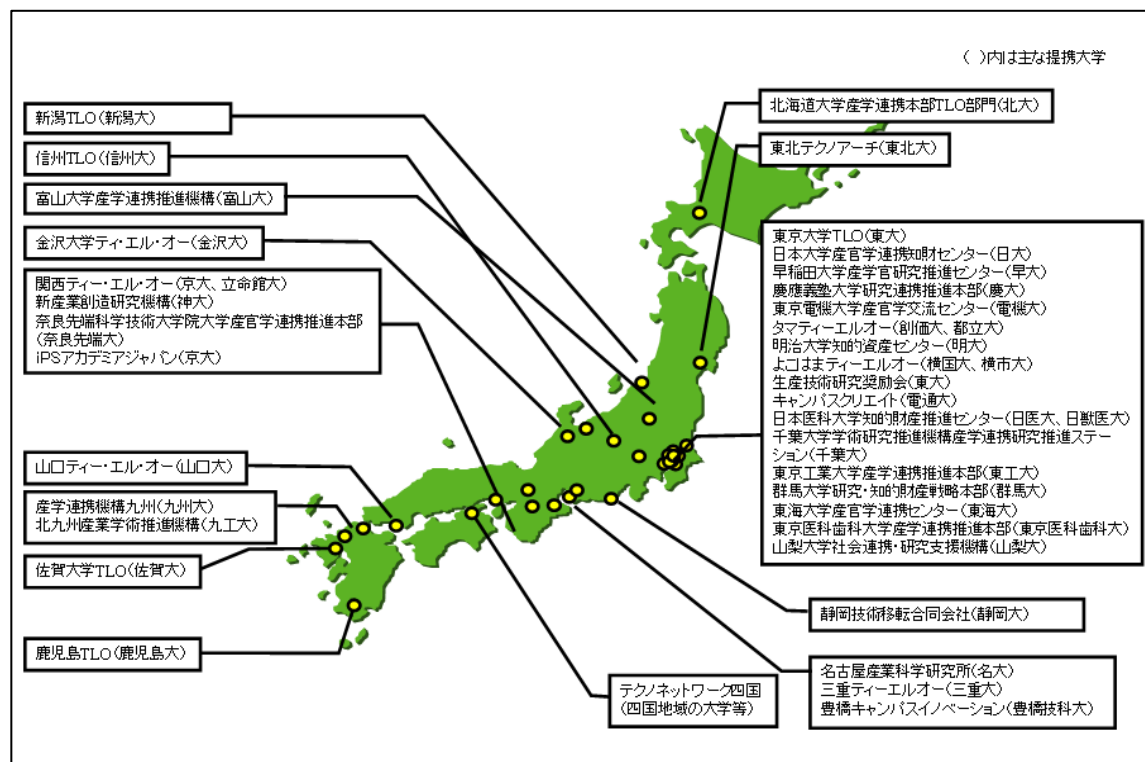
(注) 経済産業省の資料による。

## ウ 承認 T L O の分布・設置形態

承認 T L O は、図表 4-1-②のとおり、平成 27 年度末現在、全国に 37 機関が設置されている。

承認 T L O は、大学の一部局である内部型 T L O (16 機関) と、大学とは別の法人格を持つ外部型 T L O (21 機関) とに区別される。また、外部型 T L O には、図表 4-1-③のとおり、一つの大学の技術を扱う外部一体型 (6 機関) と、特定地域における複数の大学の技術を扱う広域型 (15 機関) があり、それぞれ特徴がある。

図表 4-1-② 承認 T L O ( 37 機関) の分布 (平成 27 年度末現在)



(注) 経済産業省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 4-1-③ 承認 T L O の設置形態別の特徴

区分	大学との緊密性	T L O と大学との二重構造の排除	自由な人事制度の設計	ライセンス可能性の高い研究成果選別の容易さ
内部型 T L O	◎	◎	△	△
外部型 T L O (外部一体型)	○	○	◎	○
外部型 T L O (広域型)	△	△	◎	◎

(注) 1 経済産業省の資料による。  
2 「◎」は理想的、「○」は良い、「△」は普通を表す。

## エ 承認 T L O に対する公的支援

承認 T L O への公的支援には、図表 4-1-④～⑥のとおり、法律に基づく支援（負担軽減等）、補助金及び人材派遣があるが、このうち補助金及び人材派遣による支援は現在行われていない。

図表 4-1-④ 法律に基づく公的支援

名称（根拠法）	概要
特許料の減免（TLO法）	第1年から第10年（注2）までの特許料が半額
特許出願審査請求手数料の減免（TLO法）	審査請求手数料が半額
バイ・ドール特許の譲受け（産業技術力強化法）	国が委託した研究及び開発の成果（特許権等（バイドール特許））の移転又は実施許諾を受けるに当たって、国の承認が不要
国立大学法人からの出資（国立大学法人法）	国立大学法人から出資を受けることが可能
信託業の実施（信託業法）	信託業の実施に当たり、内閣総理大臣の免許が不要
債務保証（TLO法）	資金の借入について、独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証を受けることが可能。
技術移転先企業への出資（TLO法）	承認TLOから技術移転を受けた中小企業に対し、中小企業投資育成株式会社による出資の要件を緩和
大学施設の無償使用（産業技術力強化法）	国有施設（大学施設）を無償で使用することが可能
国立大学教官等のTLO役員兼業（国家公務員法）	国立大学教官等が承認TLOの役員を兼業することが可能 →国立大学法人化（平成16年度）後は各大学の規則に基づき可能

（注） 1 当省の調査結果による。  
2 年数は、特許権の設定登録日から起算する。

図表 4-1-⑤ 補助金による公的支援

名称	補助額	期間	概要
大学等技術移転促進費補助金	補助率：2/3 上限：3,000万円/年	平成10年度～24年度	設立から5年間補助金を交付
スーパーTLO事業	補助率：2/3 上限：なし	平成16年度～20年度	他機関の人材の育成事業、他機関の技術移転受託事業、新規採用人材育成事業等を推進
大学発事業創出実用化研究開発事業	補助率：2/3 上限：民間事業者から提供される研究費等の2倍	平成14年度～23年度	民間企業と大学間での技術ニーズとシーズが一致する場合に国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構がTLO等に補助金を交付
創造的産学連携事業	補助率：2/3 上限：3,000万円/年	平成20年度～24年度	組織間の連携強化、一体化・統廃合等個々の事情に応じた体制の再構築を推進

（注） 当省の調査結果による。

図表 4-1-⑥ 人材派遣事業による公的支援

名称	期間	概要
特許流通促進事業	平成9年度～22年度	独立行政法人工業所有権情報・研修館が公益社団法人発明協会に委託し、技術移転の専門家である特許流通アドバイザーを承認TLO等に派遣
NEDOフェロー事業	平成12年度～22年度	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が、技術シーズを迅速に実用化・事業化につなげていくことのできる優れた若手人材を承認TLO等に派遣

(注) 当省の調査結果による。

### オ 国立大学の法人化等の影響

承認TLO制度の創設当初、国立大学は国の機関であり法人格を有していなかったため、前述のとおり、大学等における研究成果に係る特許権等は、原則として研究者個人に帰属し、その管理・活用は承認TLOに委ねられていた。

しかし、その後、国立大学法人法（平成15年法律第112号）が制定され、平成16年度に国立大学が法人化されたことにより、研究成果に係る特許権等は原則として大学等に帰属することとなった。その管理・活用についても、承認TLOに委ねるしかない状況から、大学等が自ら実施するか承認TLOを活用するかを選択することが可能となった。

文部科学省は、平成15年度から19年度までに大学知的財産本部整備事業（注1）を、20年度から24年度までに大学等産学官自立化促進プログラム（注2）を実施し、大学等に知的財産本部等を整備している。同省の「大学等における産学連携等の実施状況調査」（注3）によると、知的財産本部等の整備状況は、平成27年4月現在、国立大学等は約85%、公立大学等は約39%、私立大学等は約18%となっている。

国立大学法人の中には、承認TLOを対象とした補助金を活用するため、知的財産本部等を内部型TLOとして承認申請するものもみられたが、前述のとおり、平成25年度以降、承認TLOを対象とした補助事業は実施されていない。

なお、TLO法に基づく特許料の減免及び特許出願審査請求手数料の減免は、産業技術力強化法（平成12年法律第44号）に基づき国立大学法人にも適用されるため（いわゆるアカデミック・ディスカウント）、承認TLOと国立大学法人の両者が受けることのできる支援措置に差はない状況となっている。

(注) 1 各大学等の個性のある企画に基づく「大学知的財産本部」を整備し、学内の各種組織を有機的に連携した、全学的な特許権等の知的財産の管理・活用体制の整備を推進するもの。

- 2 産学官連携活動の推進に必要な人材の確保・育成等による産学官連携本部等の機能強化や、大学等が産学官連携活動を自立して実施できる環境の整備を図るもの。
- 3 国公立の大学（短期大学を含む。）、高等専門学校及び大学共同利用機関を対象としている。

## (2) 調査結果

今回、承認TLO全37機関のうち、平成26年度末時点で業務を実施している承認TLO36機関（注）の特定大学技術移転事業の実施状況等を調査した結果は以下のとおりである。

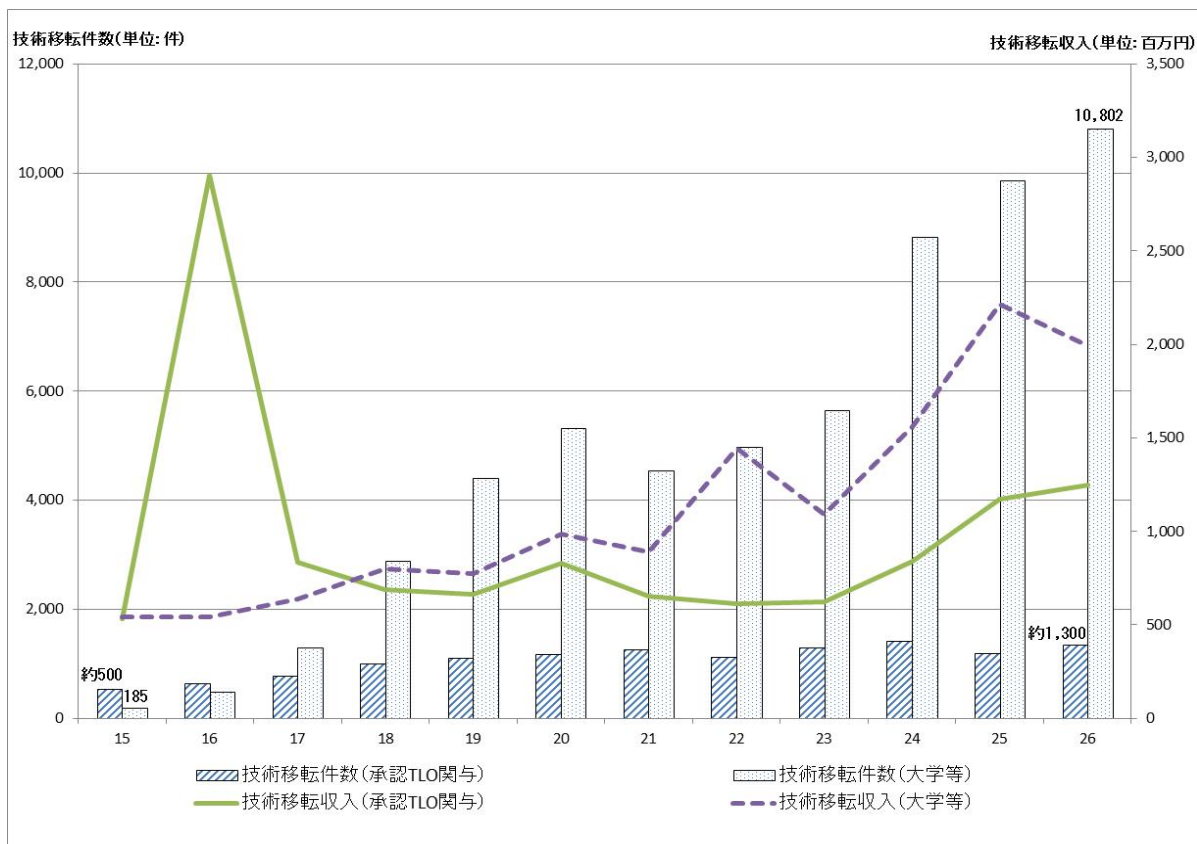
（注）平成28年1月に実施計画の承認を受けた1機関は、承認から間もないため、調査対象から除外した。

### ア 大学等の技術移転件数及び技術移転収入の推移

大学等の技術移転件数は、図表 4-1-⑦のとおり、国立大学法人化前の平成15年度から26年度までの間に約58.4倍に増加している一方、承認TLOが関与した技術移転件数は約2.6倍の増加にとどまっている。

また、大学等の技術移転件数を1とした場合の承認TLOが関与した技術移転件数の対比值は、平成15年度は2.7であったが、26年度には0.1となっている。

図表 4-1-⑦ 大学等の技術移転件数及び技術移転収入の推移(平成 15～26 年度)



(注) 1 文部科学省及び経済産業省の資料(①大学等の技術移転件数及び技術移転収入は、文部科学省の「大学等における産学連携等実施状況調査」の結果資料、②承認TLOが関与した技術移転件数及び技術移転収入は、文部科学省及び経済産業省が各承認TLOに求める業務の実施状況の報告(以下「実施状況報告」という。)資料)に基づき、当省が作成した。  
 2 件数は、契約数ではなく、権利数である。

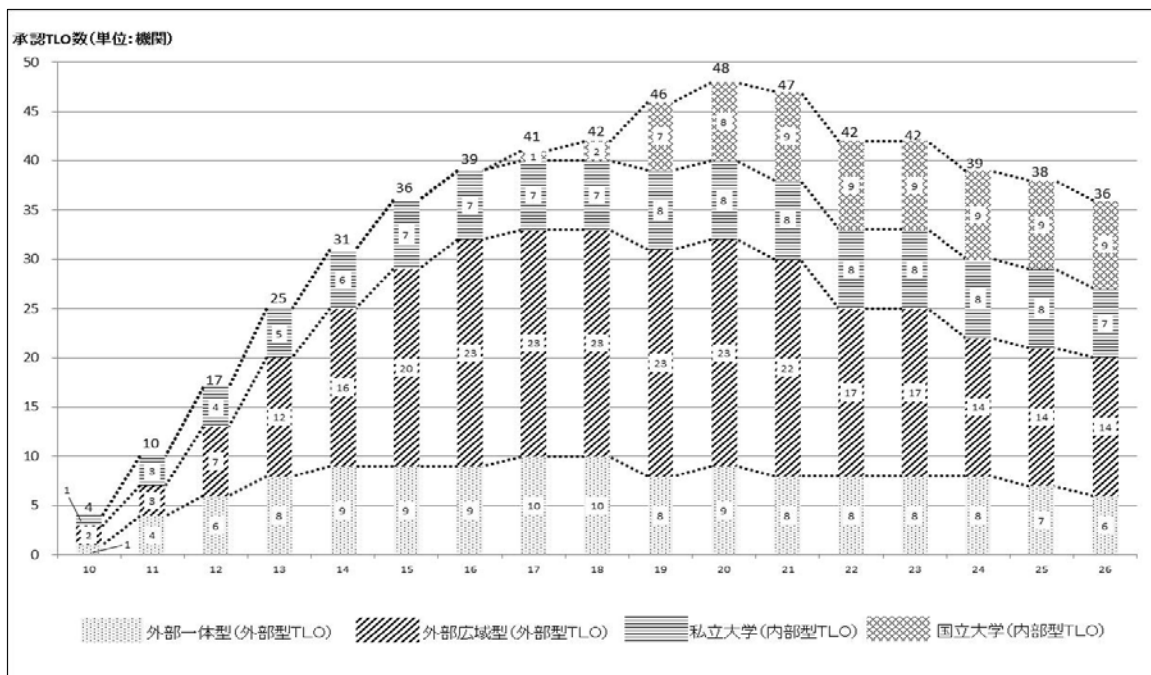
## イ 承認TLOの現状、特定大学技術移転事業の実施状況等

### (7) 承認TLOの設置、統廃合の状況

承認TLOの設置数は、図表4-1-⑧のとおり、平成20年度には最多の48機関となったが、26年度末には36機関に減少している。



図表 4-1-⑧ 承認 T L O 数の推移 (平成 10~26 年度)



(注) 1 経済産業省の資料に基づき、当省が作成した。  
 2 承認 T L O 数は、平成 20 年度については年度当初の数であり、その他の年度については、年度末の数である。なお、平成 20 年度末は 47 機関となっている。

廃業 (承認 T L O が特定大学技術移転事業を終了する旨を申し出て、文部科学省及び経済産業省が承認を取り消したもの) した 12 機関のうち 11 機関は外部型 T L O である。外部型 T L O の廃業の原因は、経営を安定させることの困難さにあり (後述(ウ)参照)、その背景として、前述の国立大学法人化の影響があると考えられる。

なお、承認 T L O が廃業した場合の特許権等は、一般的に図表 4-1-⑨ のとおり取り扱われることとされている。

図表 4-1-⑨ 承認 T L O が廃業した場合の特許権等の取扱い

特許権等の所有者	区分	対応
承認 T L O	換金性なし	無償で大学又は研究者に譲渡
	換金性あり	有償で実施許諾先に譲渡し、その対価を債権者及び株主へ分配
大学又は研究者 (承認 T L O に営業委託)	技術移転なし	大学等が他機関に営業活動を再委託するか、自ら実施
	技術移転済み	大学等から技術移転先に対して、直接技術移転する契約へと切り替えるよう調整

(注) 経済産業省の資料に基づき、当省が作成した。

#### (イ) 承認TLOが関与した技術移転件数及び技術移転収入の二極化

平成24年度から26年度までの承認TLOが関与した1機関当たりの年間平均技術移転件数及び技術移転収入は、図表4-1-⑩のとおり、内部型TLOが技術移転42.9件で2,281万円(1件当たり約53万円)の収入となっているのに対し、外部型TLOは技術移転29.4件で3,614万円(1件当たり約123万円)の収入となっている。

図表4-1-⑩ 承認TLOが関与した技術移転件数及び技術移転収入(1機関当たりの年間平均)

設置形態	技術移転件数	技術移転収入
内部型TLO(16機関)	42.9件	2,281万円
外部型TLO(20機関)	29.4件	3,614万円

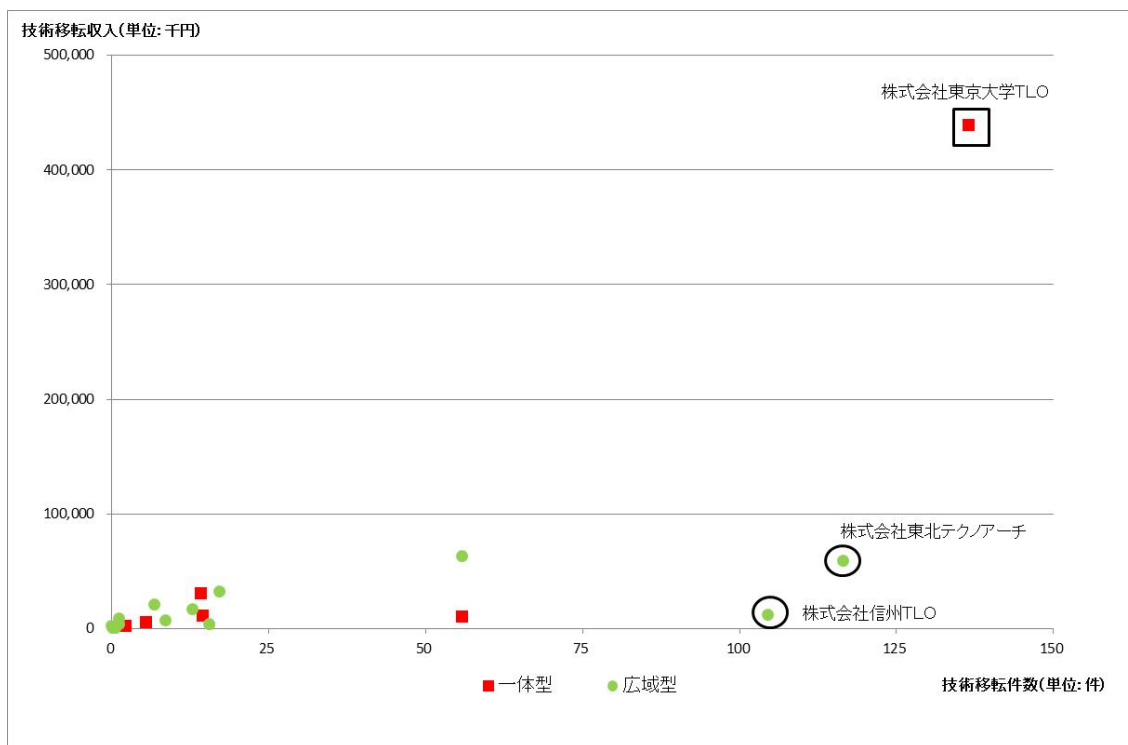
- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 承認TLOが関与した技術移転件数及び技術移転収入は、年度による増減が大きいため、平成24年度から26年度までの実績から1機関当たりの年間平均値を算出した。  
3 件数は、契約数ではなく、権利数である。  
4 事業年度を4月1日から3月31日までとしていない承認TLOについては、当該TLOの事業年度に基づき算出した。

さらに、内部型TLOと比較して技術移転1件当たりの単価が高い外部型TLO(20機関)について、平成24年度から26年度までの技術移転件数及び技術移転収入を把握したところ、図表4-1-⑩のとおり、1機関当たりの年間平均技術移転件数の上位3機関は、株式会社東京大学TLO137件、株式会社東北テクノアーチ117件、株式会社信州TLO105件となっている。また、技術移転収入は、株式会社東京大学TLOが全体の60%を占めており、その実績は二極化している(注)。

これらの技術移転件数及び技術移転収入が多い外部型TLOでは、連携している大学等の研究開発力の強さが背景にあることはもちろんだが、特許権等を企業に売り込む営業活動に特化することや、技術移転のみならず、その後の事業化に至るまで、一貫して企業を支援することにより、知的財産本部等とのすみ分けを図る取組が行われている。

- (注) 本項目における二極化は、承認TLOが関与した技術移転件数及び技術移転収入についてのものであり、承認TLOの経営状況について述べているものではない。

図表 4-1-⑪ 外部型 T L O が関与した技術移転件数及び技術移転収入



- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 平成 24 年度から 26 年度までの各外部型 T L O が関与した技術移転件数及び技術移転収入の年間平均値に基づき、作成した。  
 3 件数は、契約数ではなく、権利数である。  
 4 事業年度を 4 月 1 日から 3 月 31 日までとしていない承認 T L O については、当該 T L O の事業年度に基づき、算出した。

#### (ウ) 承認 T L O の収支構造

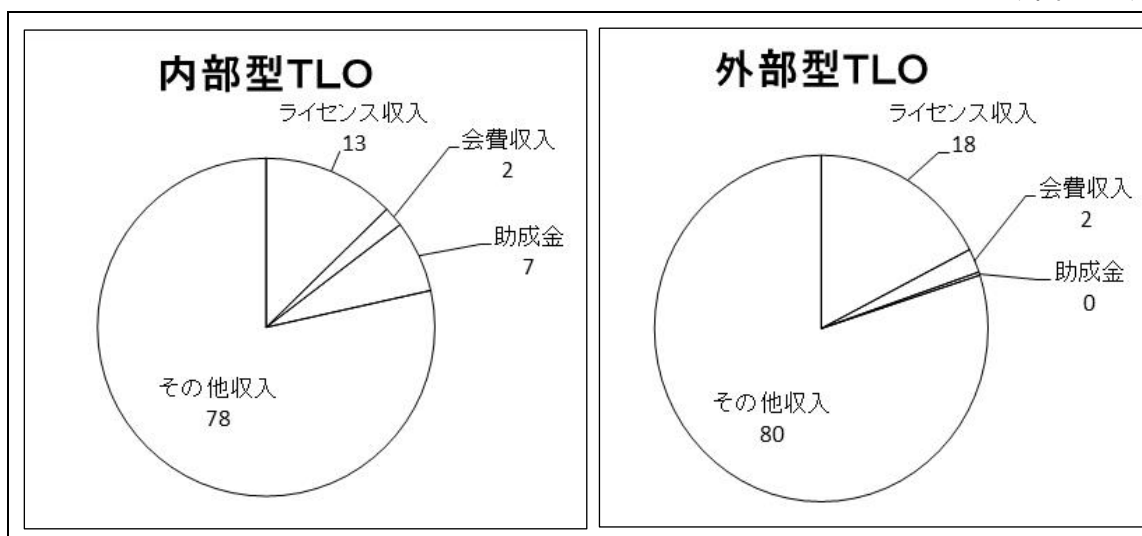
文部科学省及び経済産業省は、毎年度、各承認 T L O に実施状況報告を求めている。実施状況報告では、「営業収入」を、①ライセンス収入、②会費収入、③助成金、④地方公共団体や国の行政機関の補助金、業務受託費又は関与した技術移転収入のうち承認 T L O に配分された金額（以下「配分金額」という。）を含む大学等からの繰入額等によるその他収入に分類している。

調査した承認 T L O 36 機関の平成 26 年度の営業収入は、図表 4-1-⑫ のとおり、内部型 T L O 及び外部型 T L O とともに、その他収入が 8 割前後を占めている。

収入増加のための取組については、内部型 T L O、外部型 T L O のいずれもが、研究者による競争的資金等の補助金の獲得及び管理への関与を挙げている。

図表 4-1-⑫ 内部型 T L O 及び外部型 T L O の営業収入の内訳（平成 26 年度）

（単位：％）



- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 本表における「ライセンス収入」とは、技術移転により、企業から承認TLOに直接支払われた金額を表している。したがって、企業からの支払額を承認TLOから大学等に還流している場合も、還流前の金額が計上されている。  
 3 技術移転により、企業から大学等の財務部局に直接支払われた金額のうち、承認TLOに配分されている金額は、「その他収入」に計上している。  
 4 事業年度を4月1日から3月31日までとしていない承認TLOについては、当該TLOの事業年度に基づき算出した。

なお、その他収入の内訳は、各TLOによって異なるため、一例を示すと、平成26年度のA外部型TLOの場合、図表4-1-⑬のとおり、企業の技術相談や、大学等と企業の共同研究の仲介により得られるコンサルタント料が6割を占めている。

図表 4-1-⑬ A外部型 T L O のその他収入の内訳（平成 26 年度）

（単位：％）

科目	構成比
その他収入	100
コンサルタント料	63.3
地方公共団体補助金	1.5
国補助金及び受託事業	27.1
大学発ベンチャー支援	8.1

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 「コンサルタント料」とは、企業の技術相談や、大学等と企業の共同研究の仲介により得られる収入である。  
 3 「大学発ベンチャー支援」とは、大学発ベンチャー企業製品の販売支援により得られる収入である。

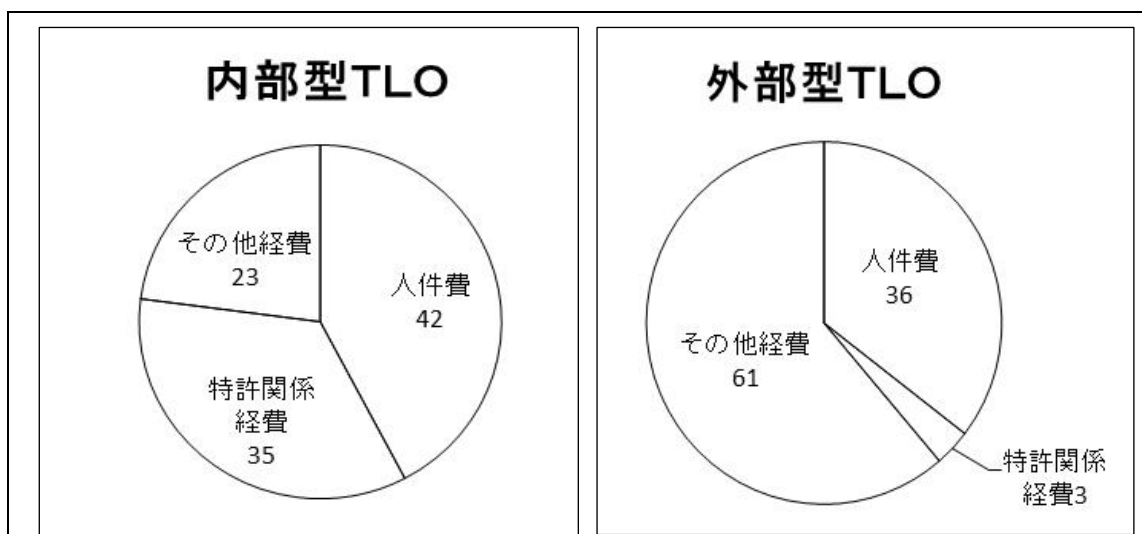
一方、実施状況報告では、「営業費用」を、①人件費、②特許関係経費、③ライセンス収入における大学等への還流額、地方公共団体や国の行政機関の事業等に関連する支出等によるその他経費に分類している。

調査した承認TLO36機関の平成26年度の営業費用は、図表4-1-⑭のとおり、外部型TLOは、内部型TLOと比較して、特許関係経費の割合が小さく、その他経費の割合が大きい。このように、内部型TLOは大学の一部局であるため、大学の保有する特許権等の関係経費を負担している一方、自ら特許権等を保有する外部型TLOは少なく、負担も小さくなっている。

費用縮減のための取組については、内部型TLO、外部型TLOのいずれもが、人件費の削減、特許関係経費削減のための保有特許の棚卸しや特許出願案件の絞り込みを挙げている。

図表 4-1-⑭ 内部型TLO及び外部型TLOの営業費用の内訳（平成26年度）

（単位：％）



- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 事業年度を4月1日から3月31日までとしていない承認TLOについては、当該TLOの事業年度に基づき算出した。

なお、その他経費の内訳は、各TLOによって異なるため、一例を示すと、平成26年度のB外部型TLOの場合、図表4-1-⑮のとおり、技術移転収入の大学等への還流分である支払手数料が約5割を占めている。

図表 4-1-⑮ B外部型 T L O のその他経費の内訳 (平成 26 年度)

(単位 : %)

科目	構成比
その他経費	100
事業原価	4.7
旅費交通費	16.4
地代家賃	7.9
顧問料	1.7
支払手数料	49.2
通信費	1.5
事務用品費	1.5
雑費	17.1

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 「事業原価」とは、国又は地方公共団体の受託事業を実施した際に発生した費用である。  
 3 「支払手数料」とは、技術移転収入の大学等への還流分である。

内部型 T L O は、大学の一部局であるため、国立大学法人の場合、その業務に係る費用は、一般経費として運営費交付金により賄われることから、実施状況報告では、営業収入と営業費用は同額を報告することとされている。

一方で、外部型 T L O では、平成 26 年度、20 機関のうち 5 機関で経常損失が生じている。外部型 T L O 20 機関の特定大学技術移転事業に係る人件費と大学等が技術移転に伴う収入のうち外部型 T L O に配分した金額とを比較したところ、図表 4-1-⑯ のとおり、平成 26 年度では、人件費が配分金額の約 2.8 倍となっている。

外部型 T L O の中には、図表 4-1-⑰ のとおり、提携している大学等から資金の支援を受けている例がみられたほか、大学等との業務委託範囲の拡大や大学への内部化に関する協議が難航している例がみられた。

図表 4-1-⑯ 外部型 T L O 20 機関への配分金額と特定大学技術移転事業に係る人件費

(単位 : 千円)

区分	配分金額	人件費
平成 26 年度	261, 114	731, 912

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 事業年度を 4 月 1 日から 3 月 31 日までとしていない承認 T L O については、当該 T L O の事業年度に基づき算出した。

図表 4-1-⑰ 大学等から資金の支援を受けている外部型TLOの例等

事例番号	概要
1	<p>C外部型TLOは、大学等技術移転促進費補助金の交付が終了して以降は、地域内の大学等から分担金として、運営費の一部を受領している。また、その後の創造的産学連携事業の補助金交付が終了して以降は、これらの大学等からオプション業務費用として、分担金とは別に運営費の一部を追加受領している。</p>
2	<p>D外部型TLOは、①連携する地域の大学等において市場性のある優れた特許権等が少ないこと、②Z大学が主体的に技術移転業務を実施するようになり、D外部型TLOの業務の範囲が縮小したこと、③地域の企業に大学の研究成果に関するニーズが少ないことから、経常赤字が続いている。</p> <p>このままでは数年後に債務超過に陥るため、i) Z大学の株式取得による子会社化、ii) 技術移転業務に係る業務委託契約の締結、iii) Z大学への内部化について同大学と協議しているが、同大学は資金援助のない再建を求めており、協議は難航している。</p>
3	<p>E外部型TLOは、Y大学が、知的財産部門を設置し、特許権等の管理・活用業務を一元的に実施することとしたため、同大学と締結していた特許の評価、権利化、活用に関する業務委託契約を解消された。</p> <p>その後は、これまで培った技術移転業務のノウハウや中小企業ネットワークをいかし、国及び地方公共団体による企業向け補助事業の管理業務を受託しているが、当該事業においてはTLOの専門性への対価は無く、収益性が低いため、今後の収入の見通しが不透明となっている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

(I) 地域と密接に連携した取組

承認TLOの中には、図表 4-1-⑱のとおり、地域と密接に連携することで、特定大学技術移転事業の成果を上げているものや、自社のネットワークをいかし、地域企業の商品販売に貢献している例がみられた。

図表 4-1-⑩ 地域と密接に連携することで特定大学技術移転事業の成果を上げている  
外部型 T L O の例等

事例番号	概要
4	F 外部型 T L O は、地元金融機関と提携し、主に連携している X 大学の特許権実施等収入（契約ベース）を前年度の約 33 倍に増加させた。金融機関の担当者と共に企業訪問をすることで、企業トップとの面談が可能となり、大学等のシーズと企業のニーズのマッチングの機会を増加させている。
5	G 内部型 T L O（G 大学）は、地方公共団体や地元金融機関と協定を結び、それらの地方公共団体や金融機関の職員を「客員社会連携コーディネーター」に委嘱（平成 26 年度 240 名、無報酬）して、そのネットワークを活用した企業のニーズの収集及び大学での研究成果とのマッチングを行っている。
6	I 外部型 T L O は、地域内の行政機関や産業界とのチャンネルをいかし、コンサルタント契約を結んでいる W 企業の商品販売を促進するため、行政機関での報道発表を含め幅広い販売促進支援を実施している。

（注） 当省の調査結果による。

#### ウ 文部科学省及び経済産業省の取組

文部科学省及び経済産業省は、「知的財産推進計画 2016」（平成 28 年 5 月 9 日知的財産戦略本部決定）に基づき、承認 T L O を含めた大学等の産学連携機能の強化に取り組んでいる。

その背景には、大学等の技術移転件数や、企業等との共同研究契約件数といった産学連携の「数」は増加したものの、1 件当たりの技術移転収入や共同研究契約額といった産学連携の「質」は必ずしも高くない状況がある。

このような状況を踏まえ、両省は、産学連携機能の「質」を高めるため、平成 25 年度に、承認 T L O、各大学の産学連携活動を評価するための指標を試験的に導入し、27 年度には、承認 T L O 29 機関、大学 96 機関（注）を対象に同指標を用いた自己評価の実施を促している。

また、これまでの評価結果から、経済産業省は、「大学における産学連携活動マネジメントの手引き」（平成 28 年 3 月）を作成しており、今後、両省は、これを用いて各機関における検証の促進と必要な助言を行うこととしている。

（注） 内部型 T L O 15 機関については、承認 T L O 及び大学の両方に計上している。



## 2 中小企業技術革新制度（日本版SBIIR制度）

### (1) 制度の概要

#### ア 日本版SBIIR制度導入の経緯

米国では、イノベーションの創出のため、1982年（昭和57年）から、政府が必要とする技術の研究開発を行っている中小企業に補助金を交付し、事業化を支援するSBIIR（Small Business Innovation Research）制度が導入されており、開発された技術（製品）の調達につなげている。

我が国は、平成10年、この米国のSBIIR制度を参考に、日本版SBIIR制度を導入している。

なお、日本版SBIIR制度の根拠法は、新事業創出促進法（平成10年法律第152号）であったが、同法は平成17年4月に廃止され、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号。以下「中小企業新事業活動促進法」という。）に統合された（注）。

（注） 中小企業新事業活動促進法は、平成28年6月に改正され、法律名は中小企業等経営強化法となった。本結果報告書における法律名及び用語の定義については、改正前の中小企業新事業活動促進法に基づいて記載している。

#### イ 日本版SBIIR制度の概要

日本版SBIIR制度とは、中小企業者等を対象に技術開発からその成果を利用した事業化までを一貫して支援するものである。

具体的には、①国等（注1）が、研究開発のための補助金・委託費等（注2）の中から、中小企業者等に交付することができ、かつ、中小企業者等がその成果を利用した事業活動を行うことができるものを特定補助金等として指定し、②中小企業者等に競争的に応募させ、その中から優れているものとして採択された中小企業者等に特定補助金等を交付するとともに、③中小企業者等は、その研究開発成果の事業化に当たって、図表4-2-①のとおり、特別貸付等の6つの支援措置を受けることができる制度である。また、国等は、販路開拓の支援を行うよう努めることとされている。

（注） 1 国等とは、国及び独立行政法人並びにその他特別の法律によって設立された法人をいう。

2 補助金・委託費等とは、新技術に関する研究開発のための補助金、委託費及びその他相当の反対給付を受けない給付金をいう。

本制度は、中小企業庁が所管しているが、所管機関（国の行政機関及び独立行政法人）が実施している補助事業を日本版SBIIR制度の特定補助金等として指定する横断的な制度であり、平成28年4月現在、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の7省が参加している。なお、平成26年度に特定補助金等に指定された事業は111事業、実績額は約386億円となっている。

図表4-2-① 事業化支援策の概要

事業化支援策	支援策の概要																			
日本政策金融公庫の特別貸付	<p>日本政策金融公庫の新事業育成資金等について特別な利率で貸付けを受けることが可能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新事業育成資金（貸付限度：6億円）</li> <li>○ 女性、若者、シニア起業家支援資金（貸付限度：中小企業事業7億2,000万円、国民生活事業7,200万円）</li> <li>○ 新規開業支援資金（貸付限度：7,200万円）</li> <li>○ 新事業活動促進資金（貸付限度：7,200万円）</li> <li>○ 食品貸付（貸付限度：7,200万円）</li> </ul>																			
特許料等の減免	<p>特定補助金等の交付を受けて行う研究開発事業の成果である特許について、審査請求手数料及び特許料（第1年から第10年まで）が半額</p> <p>【参考：減免措置を受けない場合の通常の料金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審査請求手数料：118,000円＋（請求項の数×4,000円）</li> <li>○ 特許料 （平成16年3月31日までに審査請求をした出願） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1年から第3年まで：毎年、10,300円に1請求項につき900円を加えた額</li> <li>・ 第4年から第6年まで：毎年、16,100円に1請求項につき1,300円を加えた額</li> <li>・ 第7年から第9年まで：毎年、32,200円に1請求項につき2,500円を加えた額</li> <li>・ 第10年から第25年まで：毎年、64,400円に1請求項につき5,000円を加えた額</li> </ul> </li> <li>（平成16年4月1日以降に審査請求をした出願） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1年から第3年まで：毎年、2,100円に1請求項につき200円を加えた額</li> <li>・ 第4年から第6年まで：毎年、6,400円に1請求項につき500円を加えた額</li> <li>・ 第7年から第9年まで：毎年、19,300円に1請求項につき1,500円を加えた額</li> <li>・ 第10年から第25年まで：毎年、55,400円に1請求項につき4,300円を加えた額</li> </ul> </li> </ul>																			
中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）の特例	<p>中小企業信用保険制度のうち、新事業開拓保険制度において、債務保証枠の拡大や担保・第3者保証人が不要な特別枠を利用することが可能（下表参照）</p> <table border="1" data-bbox="507 1283 1412 1473"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="507 1283 906 1323">区分</th> <th data-bbox="906 1283 1150 1323">一般中小企業者</th> <th data-bbox="1150 1283 1412 1323">中小企業者等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="507 1323 719 1361" rowspan="2">債務保証限度額</td> <td data-bbox="719 1323 906 1361">個人・法人</td> <td data-bbox="906 1323 1150 1361">2億円</td> <td data-bbox="1150 1323 1412 1361">3億円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="719 1361 906 1400">組合等</td> <td data-bbox="906 1361 1150 1400">4億円</td> <td data-bbox="1150 1361 1412 1400">6億円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="507 1400 906 1438">うち無担保枠</td> <td data-bbox="906 1400 1150 1438">5千万円</td> <td data-bbox="1150 1400 1412 1438">7千万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="507 1438 906 1473">うち無担保・第3者保証人不要枠</td> <td data-bbox="906 1438 1150 1473">適用なし</td> <td data-bbox="1150 1438 1412 1473">2千万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		一般中小企業者	中小企業者等	債務保証限度額	個人・法人	2億円	3億円	組合等	4億円	6億円	うち無担保枠		5千万円	7千万円	うち無担保・第3者保証人不要枠		適用なし	2千万円
区分		一般中小企業者	中小企業者等																	
債務保証限度額	個人・法人	2億円	3億円																	
	組合等	4億円	6億円																	
うち無担保枠		5千万円	7千万円																	
うち無担保・第3者保証人不要枠		適用なし	2千万円																	
中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）の特例	<p>i) 資本の額が3億円を超える株式会社を設立する場合、ii) 資本の額が3億円を超える株式会社が事業活動を実施するために必要とする資金を調達する場合であっても、中小企業投資育成株式会社から投資を受けることが可能</p>																			
公共調達における入札参加機会の拡大	<p>参加しようとする入札物件等の分野における技術力を証明できれば、入札参加資格のランクや過去の納入実績にかかわらず、入札参加が可能</p>																			
「SBI R特設サイト」における事業PR	<p>独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する、中小企業支援ポータルサイト「J-Net21」内の「SBI R特設サイト」において、研究開発成果やその事業化情報などを自由に掲載しPRすることが可能</p>																			

(注) 1 当省の調査結果による。

2 特許料等の減免における年数は、特許権の設定登録日から起算する。

## ウ 日本版S B I R制度と米国のS B I R制度

日本版S B I R制度は、米国のS B I R制度を参考に創設されたが、図表4-2-②のとおり、参加省庁、予算及び支援の枠組みに相違点がある。

特に、支援の枠組みについて、日本版S B I R制度では、開発製品の初期需要を創出するための随意契約による優先的な政府調達を実施されていない。これを実施するためには、会計法（昭和22年法律第35号）（注1）の改正が必要となるが、補助金を交付した中小企業者等を対象に更に優先的な政府調達を行うことについて、公平性、有効性、経済性及び競争性の観点からの説明が難しいとの指摘がある。

なお、米国のS B I R制度で導入されている多段階選抜方式（注2）については、日本版S B I R制度では、「第4期科学技術基本計画」（平成23年8月19日閣議決定）において、研究開発予算のうち一定割合又は一定額について導入目標の設定を検討することとされたが、「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）では、目標の設定に関する記載はない（注3）。

- （注）
- 1 会計法第29条の3第1項において、「契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。」とされている。
  - 2 多段階選抜方式とは、特定補助金等において複数の段階を設け、最初の段階で研究開発又は事業化の実現可能性についての調査・検討（F/S）等を実施し、段階を移行する際に事業者の選抜を行うことを前提として審査を行う方式をいう。
  - 3 「第4期科学技術基本計画」を踏まえ、中小企業庁が実施したS B I R段階的競争選抜技術革新支援事業では、多段階選抜方式の導入事業を平成30年度までに10事業とする目標に対し、25年度で11事業となっている。また、日本版S B I R制度の参加省庁で構成される中小企業技術革新制度連絡会議において、平成27年3月27日付けで「多段階選抜方式の導入に向けたガイドライン」が策定されている。

図表4-2-② 日本版S B I R制度と米国のS B I R制度

区分	米国のS B I R制度	日本版S B I R制度
開始年	1982年	1998年
参加省庁	11省庁（農務省、商務省、国防総省、教育省、エネルギー省、国土安全保障省、運輸省、保健福祉省、環境庁、航空宇宙局、全米科学財団）	7省（総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省。平成28年4月現在）
予算	年間外部研究開発予算が1億ドル以上の省庁に、その2.5%をS B I Rに拠出することを義務化	毎年、支出目標額を閣議決定 目標額は、各省庁が中小企業向け支援に配慮する旨宣言した既存の補助金等の総額
支援の枠組み	<p><u>多段階選抜方式を統一的に実施</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選抜の第1段階（事前調査・検討（F/S）） 10万ドル、6～12か月（倍率約6倍）</li> <li>・選抜の第2段階（研究開発（R&amp;D）） 75万ドル、2年程度（倍率約3倍）</li> <li>・選抜の第3段階（商業化）</li> </ul> <p>優先的な政府調達（又は民間ベンチャーキ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発支援 参加省庁が研究開発のための補助金や委託費等を指定し、各制度で支援</li> <li>・事業化支援 上記の研究開発支援を受けた事業者に、以下の事業化支援措置を実施</li> </ul> <p>① 日本政策金融公庫の特別貸付</p>

	<p>ベンチャーへ紹介)を実施</p>	<p>② 特許料等の減免          ③ 中小企業信用保険法の特例          ④ 中小企業投資育成株式会社法の特例          ⑤ 公共調達における入札参加機会の拡大          ⑥ 「S B I R特設サイト」における事業P          R</p>
--	---------------------	---

(注) 内閣府の公表資料(総合科学技術・イノベーション会議に設置された第5回基本計画専門調査会における配布資料)及び当省の調査結果に基づき、作成した。

なお、科学技術基本計画における政府調達及び多段階選抜方式に関する記載は、図表4-2-③のとおりである。

図表4-2-③ 科学技術基本計画における政府調達及び多段階選抜方式に関する記載

区分	政府調達	多段階選抜方式
第2期科学技術基本計画 (平成13年3月30日閣議決定)	・政府調達、社会的規制等は、技術革新を促す側面を有しているため、その適切かつ効果的な活用を図る。	-
第3期科学技術基本計画 (平成18年3月28日閣議決定)	・公的調達を通じた新技術の活用促進は、研究成果の社会還元促進の観点からも重要 ・公的部門は、透明性及び公平性の確保を前提に総合評価落札方式等の技術力を重視する入札制度を活用すること等により、新技術の現場への導入を積極的に検討することが期待される。	-
第4期科学技術基本計画 (平成23年8月19日閣議決定)	-	・中小企業技術革新制度における多段階選抜方式の導入を推進する。このため、各府省の研究開発予算のうち一定割合又は一定額について、多段階選抜方式の導入目標を設定することを検討する。
第5期科学技術基本計画 (平成28年1月22日閣議決定)	・国は、公共部門における新技術を用いた製品の調達において、透明性及び公正性の確保を前提に、総合評価落札方式等の技術力を重視する入札制度の一層の活用を促進し、イノベーション創出に貢献し得る中小・ベンチャー企業の入札機会の拡大を図るとともに、必要な措置を講ずる。	-

(注) 1 科学技術基本計画に基づき、当省が作成した。  
 2 日本版S B I R制度の創設以前に策定された「第1期科学技術基本計画」については、本表に掲載していない。  
 3 「-」は、政府調達に関する記載がないこと、多段階選抜方式に関する記載がないことを示している。

(2) 調査結果

今回、日本版SBI R制度について調査した結果は、以下のとおりである。

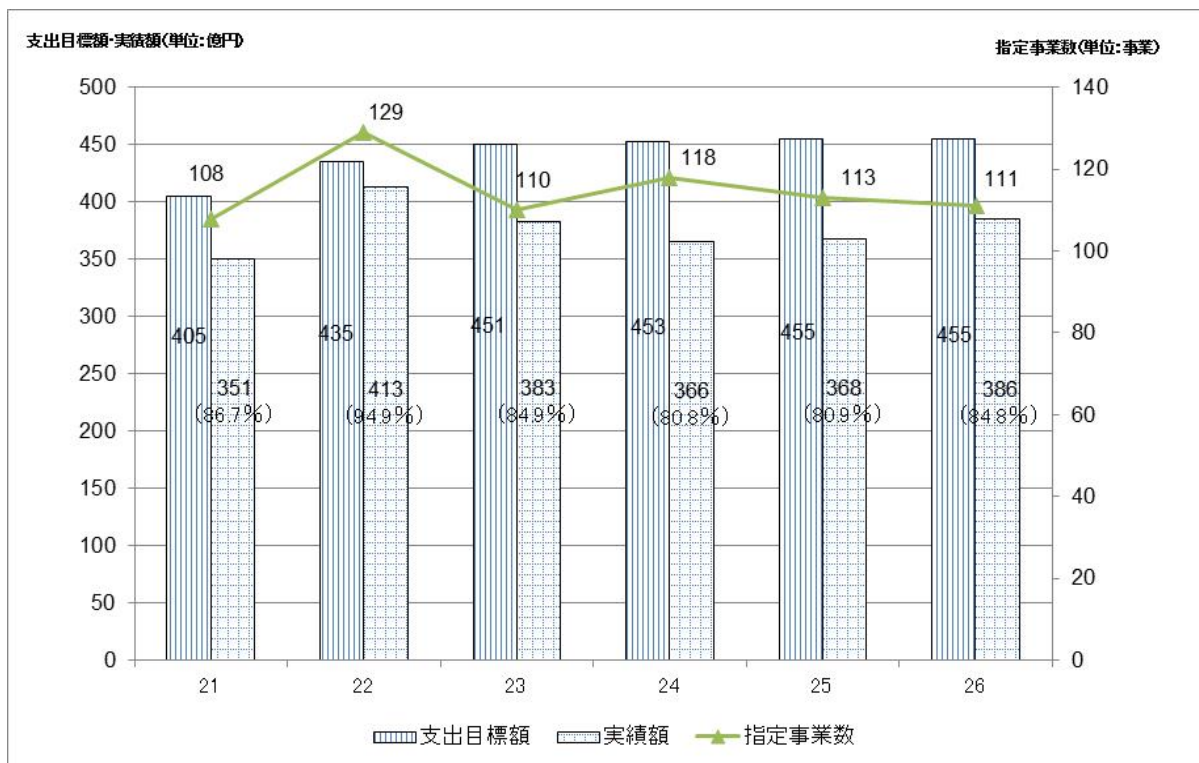
ア 日本版SBI R制度における特定補助金等の実績額、事業化支援措置及び販路開拓支援の状況

(7) 特定補助金等の実績額の推移

国は、中小企業新事業活動促進法に基づき、毎年度、中小企業者等に対する特定補助金等の交付の方針(以下「交付の方針」という。)を閣議決定し、特定補助金等の支出目標額を定めている。平成21年度から26年度までの支出目標額に占める実績額の割合は、図表4-2-④のとおり、80%から95%までの間で推移している。

また、特定補助金等に指定された事業数は、平成21年度から24年度にかけて増減を繰り返し、24年度から26年度にかけては、118事業から111事業へと7事業減少している。

図表4-2-④ 特定補助金等の実績額の推移 (平成21~26年度)



(注) 1 当省の調査結果による。  
2 ( )内は、支出目標額に占める実績額の割合である。

(イ) 事業化支援措置の利用状況

特定補助金等の交付を受けた中小企業者等は、前述のとおり、特別貸付等の6つの事業化支援措置を受けることができる。

中小企業庁は、6支援措置のうち4支援措置（日本政策金融公庫の特別貸付、特許料等の減免、中小企業信用保険法の特例及び中小企業投資育成株式会社法の特例）について、支援の開始時点からの利用件数を集計している。

平成24年度までに特定補助金等の交付を受けた中小企業者34,000者（注）を母数とした場合の4支援措置の利用率は、図表4-2-⑤のとおり、①日本政策金融公庫の特別貸付1.7%（利用件数584件）、②特許料等の減免0.0%（利用件数208件）、③中小企業信用保険法の特例0.0%（利用件数2件）、④中小企業投資育成株式会社法の特例0.0%（利用件数2件）となっている。

事業化支援措置の利用件数が少ない背景には、中小企業者等が事業化の段階に至っていない、同種類別の支援制度がある、一部の特定補助金等の公募要領に支援措置が記載されていなかったことなどが考えられる（後述イ(イ)参照）。

（注） 特定補助金等を交付された中小企業者数について、中小企業庁は、平成28年7月時点で、平成25年度及び26年度の実績を集計中であるため、24年度までの実績を用いている。また、同庁が把握している当該中小企業者数は概数である。

図表4-2-⑤ 事業化支援措置の利用状況

（単位：件、%）

事業化支援措置	日本版S B I R制度に盛り込まれた時期 (a)	利用件数（期間）	利用率
日本政策金融公庫の特別貸付	平成14年度	584（12年）	1.7
特許料等の減免	平成16年度	208（10年）	0.0
中小企業信用保険法の特例	平成10年度	2（16年）	0.0
中小企業投資育成株式会社法の特例	平成10年度	2（16年）	0.0

（注） 1 当省の調査結果による。  
2 「利用件数」欄の期間は、各事業化支援措置について、(a)欄の年度から平成26年度までの期間であり、利用件数は当該期間のものである。また、利用件数は、1者で2件以上利用しているものを含んでいる。  
3 利用率は、利用件数を中小企業者数の34,000で除したものであり、小数点第2位以下は四捨五入している。

#### （ウ） 販路開拓支援の実施状況

交付の方針では、国等は、中小企業者等の技術開発だけにとどまらず、販路開拓の支援を行うよう努めることとされている。

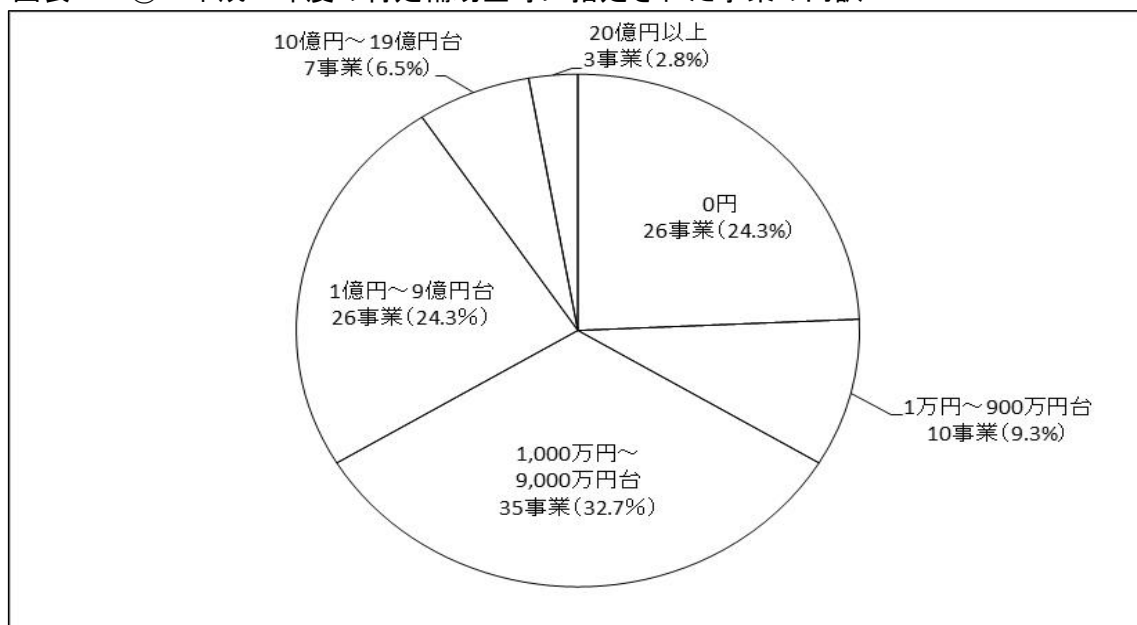
日本版S B I R制度における販路開拓支援は、特定補助金等の事業の中で個別に実施されている（個別の実施状況は、後述イ(ウ)参照）。

## イ 個別の特定補助金等の実施状況

日本版S B I R制度の特定補助金等に指定されている個別事業では、中小企業者等による研究成果が出るまでに一定の期間が必要であるため、今回の調査では、中小企業者等が特定補助金等の交付を受けてから5年を経過した平成21年度の事業を対象にすることとした。

平成21年度に特定補助金等に指定された事業は108事業であり、その実績額は、図表4-2-⑥のとおり、1,000万円から9,000万円台までの事業が35事業（32.7%）、1億円から9億円台までの事業が26事業（24.3%）となっている。

図表4-2-⑥ 平成21年度の特定補助金等に指定された事業の内訳



- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 平成21年度の特定補助金等の指定事業数は108事業だが、経済産業省の特定補助金等のうち、「産業技術研究開発委託費のうち中小・ベンチャー企業の検査点計測機器等の調達に向けた実証研究事業に係るもの」と「産業技術研究開発委託費のうち中小企業等製品性能評価事業に係るもの」の2事業の特定補助金等の実績額が合計値で取りまとめられており、区分されていない。このため、本表においては、当該2事業を一つの事業としていることから、特定補助金等の指定事業数の合計が107事業となっている。  
 3 ( ) 内は、特定補助金等の指定事業数の合計107事業に占める各区分の指定事業数の割合である。また、小数点第2位以下を四捨五入しているため、同数値の合計は100とならない。

特定補助金等に指定されている個別事業は、所管機関の担当局課の単位で実施されているため、108事業の全てを調査することは効率的でないことから、図表4-2-⑦のとおり、13事業を抽出して調査することとした（注1、2）。また、これら13事業を受託した中小企業者等の中から、事業ごとに1者ずつ計13中小企業者等を抽出して調査した（注3）。

(注) 1 13事業の抽出方法は、国の行政機関及び独立行政法人が所管している特定補助

金等の事業の中から、それぞれ実績額が最も大きいものを抽出した。

ただし、経済産業省の所管事業については、実績額が最も大きい事業（事業9）のほか、もう1事業（事業8）についても、多額の実績を占めていたため、同2事業を抽出した。また、同省所管の3独立行政法人及び1民間法人については、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の事業が多額の実績を占めていたため、同機構の所管事業のうち、実績額が最も大きな1事業（事業10）を抽出し、その他の2独立行政法人及び1民間法人からは、調査対象とする事業は抽出していない。

2 13事業の合計実績額（約176億円）は、平成21年度の特定補助金等108事業の合計実績額（約351億円）の50.1%を占めている。

3 13中小企業者等の抽出方法は、平成27年12月1日現在で存在している中小企業者等のうち、調査への協力が得られ、特定補助金等の交付実績額がより大きな者を抽出した。

図表4-2-⑦ 調査対象とした13事業の実績額等

（単位：事業、百万円）

行政機関名 所管の独立行政法人 (国立研究開発法人) 等	指定 事業 数	合計 実績額	調査対象事業		実績額
			事業 番号	事業名	
総務省	6	1,849	事業1	電波資源拡大のための研究開発に係る委託費(以下、図表で「事業1」という。)	1,051
国立研究開発法人 情報通信研究機構	5	1,222	事業2	民間基盤技術研究促進制度に係る委託費(以下、図表で「事業2」という。)	1,045
文部科学省	3	149	事業3	安全・安心科学技術プロジェクトに係る委託費(以下、図表で「事業3」という。)	75
国立研究開発法人 科学技術振興機構	5	3,778	事業4	独創的シーズ展開事業に係る委託費のうち委託開発に係るもの(以下、図表で「事業4」という。)	1,142
国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研 究所(厚生労働省所管)	3	1,248	事業5	医薬品・医療機器実用化研究支援事業に係る委託費(以下、図表で「事業5」という。)	785
農林水産省	10	1,064	事業6	新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業に係る委託費(以下、図表で「事業6」という。)	832
国立研究開発法人農 業・食品産業技術総合 研究機構	2	489	事業7	イノベーション創出基礎的研究推進事業に係る委託費(以下、図表で「事業7」という。)	299
経済産業省	16	14,830	事業8	地域イノベーション創出研究開発事業に係る委託費(以下、図表で「事業8」という。)	2,485
			事業9	戦略的基盤技術高度化支援事業に係る委託費(以下、図表で「事業9」という。)	5,027
国立研究開発法人新 エネルギー・産業技術 総合開発機構	50	9,893	事業 10	産業技術研究助成事業に係る交付金(以下、図表で「事業10」という。)	4,355
独立行政法人情報処 理推進機構	1	49	-	-	-
独立行政法人石油天 然ガス・金属鉱物資源 機構	1	0	-	-	-
全国中小企業団体中	1	5	-	-	-



央会（同省所管の民間法人）					
国土交通省	1	19	事業11	建設技術研究開発助成制度に係る補助金（以下、図表で「事業11」という。）	19
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1	44	事業12	運輸分野における基礎的研究推進制度に係る委託費（以下、図表で「事業12」という。）	44
環境省	3	485	事業13	地球温暖化対策技術開発事業に係る委託費及び助成金（以下、図表で「事業13」という。）	433
合計	108	35,124	13事業		17,592

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 「実績額」欄の数値は、10万円台以下の数値は四捨五入している。「合計実績額」欄の数値は、各省等における平成21年度の特定補助金等の実績額（10万円台以下の数値を四捨五入したもの）の合計値である。  
3 「-」は、調査対象としていないことを示している。

これら13事業における事業化等の状況、事業化支援措置の活用状況及び販路開拓支援の実施状況を調査した結果は、次のとおりである。

#### (7) 事業化等の状況

##### a 事業化率及び特定補助金等交付額対売上高比率

交付の方針では、平成24年度以降、国等は、特定補助金等の事業終了後の補完研究や事業化等の状況について把握に努めることとされている。

本制度は、中小企業者等の技術開発から事業化までを一貫して支援する制度であるが、所管機関の事業化への関心は必ずしも高いとはいえず、調査対象13事業うち中小企業者等の個別案件の事業化の状況が把握されていたものは6事業、売上高が把握されていたものは5事業であった。

これらの把握の結果を用い、①事業化率、②特定補助金等の交付額に対する開発された製品等の売上高の割合（以下「特定補助金等交付額対売上高比率」という。）をみたところ、図表4-2-⑧のとおり、事業化率は0%から88.9%まで、特定補助金等交付額対売上高比率は0から0.1までとなっている。

図表4-2-⑧ 13事業の事業化率及び特定補助金等交付額対売上高比率

(単位：件、%、百万円)

区分	事業化の状況			売上高の状況		
	採択案件数 (a)	事業化に至った案件数(b)	事業化率 (b)/(a)	特定補助金等の交付額(c)	売上高(d)	特定補助金等交付額対売上高比率(d)/(c)
事業1	7	-	-	1,051	-	-
事業2	9	8	88.9	1,045	※	※
事業3	3	-	-	75	-	-
事業4	17	2	11.8	1,142	0.1	0.0

事業5	3	1	33.3	785	70	0.1
事業6	178	-	-	832	-	-
事業7	32	-	-	299	-	-
事業8	157	-	-	2,485	-	-
事業9	163	-	-	5,027	-	-
事業10	315	0	0.0	4,355	0	0.0
事業11	40	0	0.0	19	0	0.0
事業12	5	2	40.0	44	-	-
事業13	5	-	-	433	-	-

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 国立研究開発法人情報通信研究機構は、事業2について、事業受託者との売上納付契約によって売上高を把握しているが、同契約では、第三者に売上高を開示することの了承を得ていないとして、本調査では売上高に係る回答を得られなかった。  
3 国立研究開発法人科学技術振興機構は、事業4について、事業実施料収入（売上高の一部）を把握しており売上高は把握していない。このため、同機構の「売上高」欄は実施料収入の金額を記載している。  
4 「-」は、事業の所管機関において不明であることを示している。

#### b 中小企業者等の調査結果

調査対象13中小企業者等の研究開発は、図表4-2-⑨のとおり実施されており、特定補助金等の交付額は合計で10億6,980万円となっている。

13中小企業者等のうち、8中小企業者等で事業化に至り、4中小企業者等で売上高を計上している。中には4年間で28億円の売上高を計上している中小企業者等もみられた。また、7中小企業者等では、特許権を取得していた。

図表4-2-⑨ 調査対象13中小企業者等における研究開発等

(単位：千円)

受託事業	研究開発の内容	特許取得の有無	事業化の有無	売上高
事業1	無線リソースの効率的な利用等の技術に係る研究開発等	○	○	-
事業2	非圧縮映像信号に係る技術の国際標準化等	○	○	2,813,000 (平成23年度～26年度)
事業3	化学兵器テロが発生した場合の屋内の被害状況の予測に係るシステムの開発	-	○	年間10,000
事業4	抗ヘルペス軟膏薬の開発	○	-	-
事業5	人工骨の開発	○	○	-
事業6	水産品の通電加熱装置の開発	○	○	-
事業7	BSE等プリオン病の発症前診断を可能とする診断技術の開発	-	-	-
事業8	蚊の針に似せた高い性能を持つ縫合針の研究開発	○	○	2,500 (平成22年度～26年度)
事業9	高機能で大容量の半導体デバイスに必要な微小なハンダボールを取り扱う要素技	-	○	年間300,000

	術等の開発			
事業 10	高純度原料シリコンの製造技術の開発	-	-	-
事業 11	土木事業における木材の利用技術等の開発	-	-	-
事業 12	蓄熱・熱回収型バラスト水処理装置の開発	-	-	-
事業 13	各種バイオマスから水素を合成する技術等の開発	○	○	-
合計		7	8	-
13事業における特定補助金等の交付額の合計		1,069,800		

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 「-」は、「特許取得の有無」欄では特許を取得していないこと、「事業化の有無」欄では事業化に至っていないこと、「売上高」欄では売上高を計上していないことを示している。

#### (イ) 事業化支援措置の活用状況

調査対象13中小企業者等では、日本版SBI R制度の事業化支援措置を活用していなかった。

事業化支援措置を活用していない理由としては、まだ事業化の段階に至っていないこと（5中小企業者等）、同種類別の支援制度を活用していること（2中小企業者等）（注1）、平成21年度当時の公募要領（注2）に同支援措置に関する記載がなかったこと（5中小企業者等）などが考えられるが、13中小企業者等からは、同支援措置を活用していないことによる具体的支障に関する意見はなかった。

- (注) 1 同種類別の支援制度を活用している2中小企業者等は、特許料の減免措置を受けているものであるが、中小企業者等が受けることのできる特許料等の減免措置には、①特許法（昭和34年法律第121号）第109条及び第195条の2に基づく所得税非課税者・非課税法人等を対象とするもの、②旧中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成7年法律第47号）に基づく研究開発型中小企業を対象とするもの、③産業技術力強化法第17条に基づく大学等、大学等の研究者を対象とするもの（アカデミック・ディスカウント）、④同法第18条に基づく研究開発型中小企業を対象とするもの（日本版SBI R制度は本措置）、⑤産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第75条に基づく中小ベンチャー企業・小規模企業等を対象とするもの、⑥中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成18年法律第33号）に基づく研究開発型中小企業を対象とするもの、⑦特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成24年法律第55号）に基づく研究開発型中小企業を対象とするものがある。  
2 平成27年度の交付の方針では、各事業の公募要領に事業化支援措置に関する記載を行うこととされている。

#### (ウ) 販路開拓支援の実施状況

##### a 調査対象13事業における販路開拓支援の実施状況

調査対象13事業における販路開拓支援の実施状況は、図表4-2-⑩のとおり、実施10事業、不明2事業、未実施1事業となっている。販路開拓支援を実施している10事業の内訳は、展示会が9事業、展示会よりも規模が比較的小さな研究成果発表会が4事業、技術の認定、実証、情報提供

等が3事業、成果事例集の作成が2事業となっている。

これらの販路開拓支援の実績については、展示会を実施している9事業のうち2事業で商談件数が把握されていた。

図表4-2-⑩ 所管機関による販路開拓支援の実施状況

区分	事業数	実施している場合、支援の種類(該当事業数)	該当事業	展示会を実施している場合、その内容	
				①名称、②対象、③出展者数(注4)、④その他	実績
実施	10	展示会への出展(9事業)	事業1	①マイクロウェーブ展、②関係者及び一般者、③約500(平成27年度)、④研究成果発表会を同じ会場で開催	-
			事業2	①CEATEC JAPAN、②関係者及び一般者、③83(平成27年度)、④-	7件の商談あり(平成25年度)
			事業3	①テロ対策特殊装備展、②最適なテロ対策を求める危機管理の枢要幹部、③133(平成27年度)、④-	-
			事業4	①イノベーションジャパン、②関係者及び一般者、③505(平成25年度)、④科学技術振興機構(JST)の研究成果を展示するJSTフェアを同じ会場で開催	-
			事業6	①アグリビジネス創出フェア、②関係者及び一般者、③174(平成27年度)、④-	-
			事業7	事業6と同じ	-
			事業10	①若手研究 Grant 技術公開説明会、②関係者及び一般者、③15(平成21年度)、④-	延べ86社が出展者を来訪。そのうち12社が商談(平成21年度)
			事業12	①基礎的研究成果発表会、②関係者及び一般者、③6(平成22年度)、④展示会と研究成果発表会を同時に開催	-
			事業13	①エコプロダクツ、②関係者及び一般者、③702(平成27年度)、④-	-
		研究成果発表会(4事業)	事業1	-	-
			事業7	-	-
			事業11	-	-
			事業12	-	-
		技術の認定、実証、情報提供等(3事業)	事業6	-	-
事業11	-		-		
事業13	-		-		
成果事例集(2事業)	事業7	-	-		
	事業10	-	-		
不明	2	-	事業8	-	-
			事業9	-	-
未実施	1	-	事業5	-	-

(注) 1 当省の調査結果による。  
 2 経済産業省は、各経済産業局に、販路開拓支援の実施を委ねており、全国の実施状況については承知していない。このため、同省が所管する2事業(事業8、9)における販路開拓支援の実施状況は不明である。

- 3 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が所管する1事業（事業5）では、販路開拓支援は実施されていない。同研究所は、その理由について、展示会等の実施が、未承認の医薬品の広告を禁止した医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に違反するおそれがあるためとしている。
- 4 「出展者数」は、特定補助金等を受託した中小企業者等以外の事業者を含んでいる。
- 5 「-」は、「実績」欄では実績が把握されていないこと、その他の欄では該当するものがないことを示している。

## b 中小企業者等の調査結果

調査対象13中小企業者等が受けた販路開拓支援の状況は、図表4-2-⑪のとおり、7中小企業者等で支援を受けていた。

また、7中小企業者等から販路開拓支援の充実に関する意見があり、その内容は、①展示会に関するもの(3中小企業者等)、②販路開拓全般に関するもの(1中小企業者等)、③成果事例集に関するもの(1中小企業者等)、④費用の助成に関するもの(2中小企業者等)となっている。中には、農林水産省の事業（事業6）を受託した中小企業者等から、同省が開催した展示会が売上げに結び付いたため、展示会の更なる充実を求める意見がみられた。

展示会については、独立行政法人中小企業基盤整備機構が、毎年度、大規模な展示会（「新価値創造展」）を実施しており、図表4-2-⑫のとおり、平成27年度では、約5万人の来場者数があり、出展1者当たり6.5件の商談が行われている。同機構では、日本版SBI R制度の所管機関が、機構の実施している展示会に中小企業者等の出展を推薦するなどして、販路開拓支援を充実させることは可能ではないかとしている。

図表4-2-⑪ 調査対象13中小企業者等への販路開拓支援の実施状況

受託事業	所管機関による販路開拓支援の実施状況		販路開拓支援の充実を求める国への意見	
	有無	無の場合、その理由	有無	意見内容
事業1	○	-	×	-
事業2	○	-	×	-
事業3	×	文部科学省が実施している展示会を承知していなかったため。	○	成果事例集を作成して関係機関に配布してほしい。
事業4	×	現在も研究開発を継続中のため。	×	-
事業5	×	同事業で販路開拓支援は実施されていないため（前述参照）。	○	海外での販路開拓に係る費用の助成をしてほしい。
事業6	○	-	○	開発した技術は、他業界へも広がりを持つものであり、農林水産省の展示会では、他業界の製品を開発して売上げ（約700万円）に結び付いた。このため、国には、展示会を積極的に開催してほしい。
事業7	○	-	○	展示会は、研究開発のPRに役に立つため、国には、より積極的に展示会を開催してほしい。
事業8 (注2)	○	-（関東経済産業局が作成した成果事例集に掲載）	×	-

事業9 (注2)	×	関東経済産業局の展示会は、販路開拓が自社では難しい企業向けのものであるため(同社は売上げあり)。	○	国には、展示会など企業とのマッチングを行う場を提供してほしい。
事業10	×	既に共同研究している企業があり、更なるマッチングを望んでいなかったため。	×	-
事業11	○	-	×	-
事業12 (注3)	○	-	○	国には、展示会への出展費用の助成又は出展費用を無料とするなどの販路開拓支援を今後も積極的に行ってほしい。
事業13	×	製品化のめどが立った段階であり、販路開拓は、今後検討するため。	○	国による販路開拓支援は、自社だけで売り込みを行うよりも商談に結び付きやすいと考えるため、国による販路開拓支援を是非行ってほしい。
合計	7	-	7	-

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 経済産業省は、前述のとおり、所管する事業8及び事業9に係る販路開拓支援については、各経済産業局に委ねている。同2事業を受託した中小企業者等の所在地を所管する関東経済産業局では、展示会への出展や成果事例集の作成を販路開拓支援として実施している。  
3 事業12は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構以外が実施する展示会等の出展費用についても、研究委託期間中であれば研究成果普及費として計上することが可能であり、この場合についても、中小企業者等の費用負担は生じない。  
4 「-」は、該当するものがないことを示している。

図表4-2-⑫ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が行っている展示会

実施機関	独立行政法人中小企業基盤整備機構
展示会の名称	新価値創造展
実施内容	中小企業・ベンチャー企業が優れた製品・技術・サービス等を展示・紹介することにより、企業間の取引を実現するビジネスマッチングの機会を提供するイベント
開催頻度	年1回
参加事業者数	440者(27年度実績)
来場者数	49,551人(27年度実績)
参加事業者の業種	製造業、サービス業、建設・不動産業、金融・証券・保険、マスコミ関係等の各業種
実績	【27年度実績】 ①名刺交換：21,351件(48.5件/者)、②資料提供：50,089件(113.8件/者) ③商談：2,846件(6.5件/者)、④成約：97件(0.22件/者)

(注) 当省の調査結果による。

### 3 クラスタ形成事業

#### (1) クラスタの定義

「クラスタ」(cluster)とは、本来は「ぶどうの房」を意味するが、ハーバード大学のマイケル・E・ポーター教授が地域の競争優位を示す概念として提唱したことにより注目を集めた(注1)。同教授によると、クラスタとは「大学等の研究機関、特定分野における関連産業、専門性の高い供給業者、サービス提供者、関連業界に属する企業、関連機関(規格団体、業界団体など)が地理的に集中し、競争しつつ同時に協力している状態を指し」、「クラスタ全体として個々が持つ機能価値を高め、イノベーションの創出に効果的に機能している」(注2)とされている。

同教授がクラスタ概念を提唱して以降、経済社会のグローバル化の進展による国際競争の激化等も背景として、世界各国において、イノベーションの創出による自国の産業競争力の強化、持続的な経済成長、地域産業の振興や発展等を目的として、クラスタの形成のための政策が展開されることとなった。

我が国でも、平成13年度以降、地域の科学技術振興、産業振興等による地域活性化、ひいては我が国の産業競争力の強化、持続的な経済成長等の観点から、主に文部科学省及び経済産業省によりクラスタ形成のための事業が実施されている。

- (注) 1 同教授の「The competitive advantage of nations」(1990)(邦訳『国の競争優位』)、「On competition」(1998)(邦訳『競争戦略論』)等で示されているものである。  
2 当該日本語訳は、「平成14年版科学技術白書」から引用したものである。

## (2) 文部科学省におけるクラスター形成事業の実施状況

### ア 事業の概要

#### (7) 事業開始経緯等

政府における「クラスター」の形成の取組については、「第2期科学技術基本計画」で、初めて地域における「知的クラスター」の形成の促進が位置付けられた。また、「第3期科学技術基本計画」（平成18年3月28日閣議決定）では、クラスター形成の進捗状況に応じ、世界レベルのクラスターとして発展可能な地域に重点的な支援を行うとともに、小規模でも地域の特色をいかした強みを持つクラスターを各地に育成することとされた（図表4-3-(2)-①参照）。

図表4-3-(2)-① 第2期及び第3期科学技術基本計画における「クラスター形成」に係る記載内容

区分	記載内容（抜粋）
第2期科学技術基本計画（平成13年3月30日閣議決定）	<p>○地域における科学技術振興のための環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域における「知的クラスター」の形成</li> </ul> <p><u>「知的クラスター」とは、地域のイニシアティブの下で、地域において独自の研究開発テーマとポテンシャルを有する公的研究機関等を核とし、地域内外から企業等も参画して構成される技術革新システムをいう。</u></p> <p>具体的には、人的ネットワークや共同研究体制が形成されることにより、核をなす公的研究機関等の有する独創的な技術シーズと企業の実用化ニーズが相互に刺激しつつ連鎖的に技術革新とこれに伴う新産業創出が起こるシステムである。このようなシステムを有する拠点を発展させることにより、世界水準での技術革新の展開が可能であり、国としてもその構築を促進することが必要である。</p> <p><u>地域のイニシアティブの下での知的クラスター形成を、効果的・効率的に実現するため、国は、共同研究を含む研究開発活動の推進、人材の養成・確保、技術移転機能等の充実を図る。</u></p>
第3期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）	<p>○ 地域イノベーション・システムの構築と活力ある地域づくり</p> <p><u>地域における科学技術の振興は、地域イノベーション・システムの構築や活力ある地域づくりに貢献するものであり、ひいては、我が国全体の科学技術の高度化・多様化やイノベーション・システムの競争力を強化するものである</u>ので、<u>国として積極的に推進する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域クラスターの形成</li> </ul> <p>地域クラスターの形成には、産学官連携による研究開発だけでなく、金融の円滑化、創業支援、市場環境整備、協調的ネットワーク構築などの様々な活動が必要であり、地域の戦略的なイニシアティブや関係機関の連携の下で長期的な取組を進める。</p> <p><u>国は、地域のイニシアティブの下で行われているクラスター形成活動への競争的な支援を引き続き行う。その際、クラスター形成の進捗状況に応じ、各地域の国際優位性を評価し、世界レベルのクラスターとして発展可能な地域に重点的な支援を行うとともに、小規模でも地域の特色を活かした強みを持つクラスターを各地に育成する。</u></p>

(注) 下線は当省が付した。

これら政府方針に基づき、文部科学省は、平成14年度から「知的クラスター創成事業」及び「都市エリア産学官連携促進事業」を開始した。



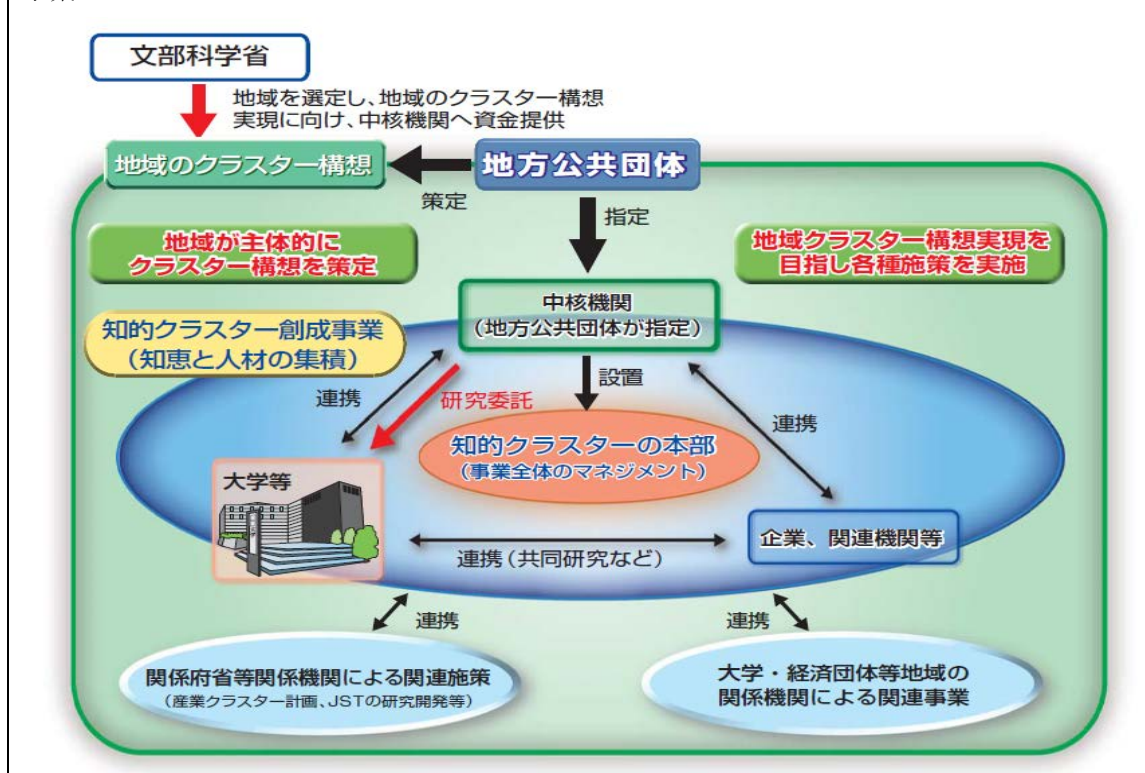
これら事業の概要は、図表 4-3-(2)-②-i 及び ii のとおりである。いずれも地域からの提案に基づく採択という競争環境下で地域の主体性を引き出し、地域の大学等を核とした産学官のネットワークを形成することにより、持続的なイノベーションを創出する「クラスター」を形成するためのものである。具体的な事業内容は、地方公共団体が指定した中核機関(注)等を中心として、①事業化までを見据えた産学官の共同研究事業、②大学等の公的研究機関のシーズと企業のニーズとを結ぶ科学技術コーディネーターの設置、③産学官連携フォーラムや研究会の開催を通じたネットワークの形成といった事業を融合的に実施することが柱となっている。

(注) 文部科学省の資料によると、「都道府県等の所管する財団その他の民間団体等であって、当該地域の科学技術振興の中核的存在と認められるものであり、法人格を有し、公益性の認められるもの」とされている。

図表 4-3-(2)-②-i 「知的クラスター創成事業」の概要

目的	地方公共団体の主体性を重視し、知的創造の拠点たる大学、公的研究機関等を核とした、関連研究機関、研究開発型企業等による国際的な競争力のある技術革新のための集積（知的クラスター）の創成を目指すもの
事業の種類 （開始年度）	① 第Ⅰ期（平成 14 年度～） 上記目的を達成するための「育成段階」としての事業 ② 第Ⅱ期（平成 19 年度～） 平成 14 年度から開始された第Ⅰ期事業の成果等を踏まえたもの。地域の「選択と集中」を実施し、世界レベルのクラスター形成を強力に推進するための事業 ③ グローバル拠点育成型（平成 21 年度～） 技術的なコアを持つ地域がグローバル展開を図るため、中規模程度のクラスター形成を支援するための事業
1 事業当たり年間交付額及び期間	① 第Ⅰ期 年間 3～5 億円×5 年間 ② 第Ⅱ期 年間 5 億円程度×5 年間 ③ グローバル拠点育成型 年間 3～5 億円程度×5 年間
事業内容	○ 事業実施の司令塔となる「知的クラスター本部」の設置 ○ 大学等における企業ニーズを踏まえた、新技術シーズを生み出す産学官共同研究の実施 ○ 研究成果の特許化や育成に係る研究開発の実施 ○ 科学技術コーディネーター（目利き）や「弁理士」等のアドバイザーの配置 ○ 研究成果の発表等のためのフォーラム等の開催

事業のスキーム

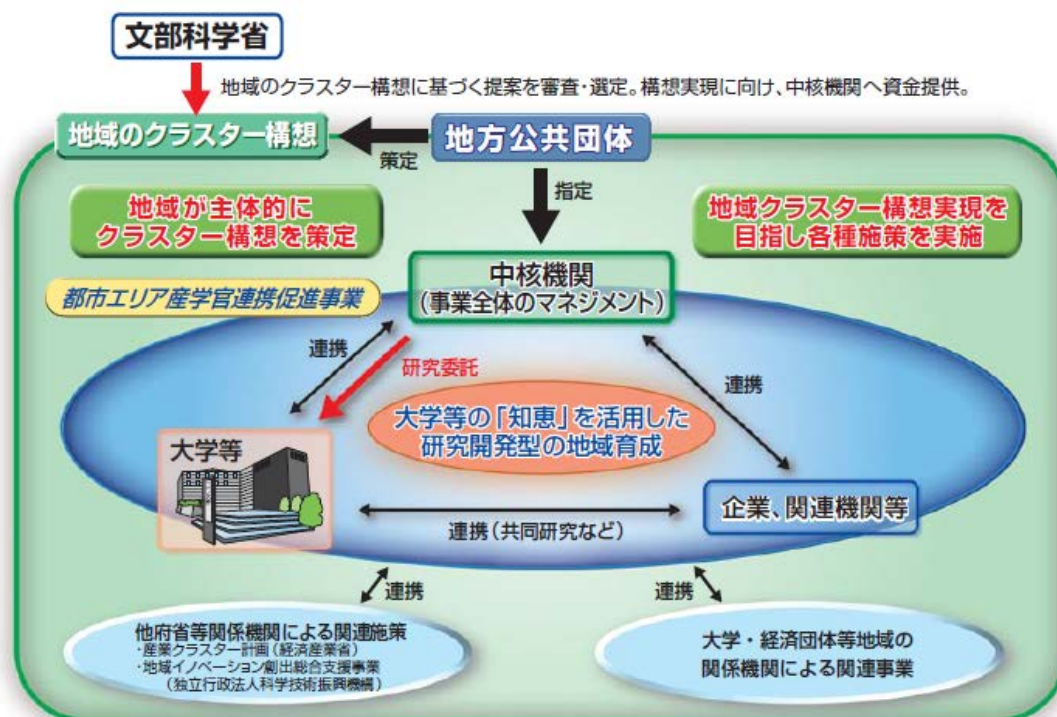


(注) 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 4-3-(2)-②-ii 「都市エリア産学官連携促進事業」の概要

目的	地域の個性発揮を重視し、大学等の「知恵」を活用して新技術シーズを生み出し、新規事業の創出、研究開発型の地域産業の育成等を図るとともに、自立的かつ継続的な産学官連携基盤の構築を目指すもの
事業の種類 (開始年度)	<p>① 連携基盤整備型 (平成 14 年度～) 産学官連携基盤の整備を目標とし、課題探索や研究交流等を中心とした事業を実施するもの</p> <p>② 成果育成型 (平成 14 年度～) 産学官連携事業実績が豊富で、研究成果が多数存在する地域において、共同研究と研究成果育成を中心とした事業を実施するもの</p> <p>③ 一般型 (平成 14 年度～) ある程度の産学官連携事業実績をもつ地域において、分野特化を前提に、新たな技術シーズ創出を図るための共同研究の推進を中心とした事業を展開するもの</p> <p>④ 発展型 (平成 17 年～) ①、②等の終了地域のうち、特に優れた成果を上げ、かつ今後の発展が見込まれる地域において、これまでの成果を活かした産学官連携活動を展開することにより、地域イノベーションシステムを更に発展させ、継続的な新事業の創出等を目指した事業展開を促進するもの</p>
1 事業当たり年間交付額及び期間	<p>① 連携基盤整備型 年間 5,000 万円程度×3 年</p> <p>② 成果育成型 年間 1 億 4,000 万円程度×3 年</p> <p>③ 一般型 年間 1 億円程度×3 年</p> <p>④ 発展型 年間 2 億円程度×3 年</p>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研究交流事業 (研究会等の開催、科学技術コーディネーターの雇用等)</li> <li>○ 共同研究事業 (産学官による共同研究の実施)</li> <li>○ 研究成果育成事業 (可能性試験や共同研究等で得られた研究成果について新技術・新産業創出に向けた共同研究を実施)</li> </ul>

事業のスキーム



(注) 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

(イ) 事業仕分け等による事業の見直し

内閣府に設置されていた行政刷新会議が平成 21 年度に実施した事業仕分けでは、「知的クラスター創成事業」、「都市エリア産学官連携促進事業」等の「地域科学技術振興・産学官連携」事業は、国としては実施する必要はないなどとされ、「廃止」の判定がなされた（図表 4-3-(2)-③参照）。

図表 4-3-(2)-③ 行政刷新会議による事業仕分け結果

対象事業名	<p>「地域科学技術振興・産学官連携」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知的クラスター創成事業</li> <li>・都市エリア産学官連携促進事業</li> <li>・産学官連携による地域イノベーションクラスター創成事業（※）</li> <li>・産学官連携戦略展開事業</li> <li>・地域イノベーション創出総合支援事業</li> </ul> <p>※ 平成 22 年度予算要求において新規事業として要求されたもの</p>
判定結果	<p>廃止</p> <p>【判定に当たったコメント（抜粋）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域科学技術振興・産学官連携については、そのこと自体の必要性を認めていないわけではないが、国としてはやる必要がない。</li> <li>・全体的に整理をすべき。その上で統合し、予算を考えるべき。</li> <li>・事業が未整理の現状では、一旦すべて廃止してから、見直した上で再構築したほうがよい。</li> </ul>

(注) 内閣府ホームページ掲載資料等に基づき、当省が作成した。

文部科学省は、当該結果等を受け事業の見直しを行い、平成 22 年度は、「知的クラスター創成事業」及び「都市エリア産学官連携促進事業」を統合し「地域イノベーションクラスタープログラム」として実施した。

また、平成 23 年度からは、事業仕分けの結果や、「第 4 期科学技術基本計画」で、国は、優れた成果を上げている地域クラスターに対して、研究開発におけるネットワークの形成、人材養成及び確保、知的財産活動等に関する重点的な支援を行う（図表 4-3-(2)-④参照）とされたこと等を踏まえ、新たに「地域イノベーション戦略支援プログラム」(注)を開始した。

当該プログラムの概要は、図表 4-3-(2)-⑤のとおりである。これまでの「知的クラスター創成事業」、「都市エリア産学官連携促進事業」及び「地域イノベーションクラスタープログラム」とは異なり、文部科学省からの産学官の共同研究等に必要の研究開発経費への直接的な支援ではなく、①地域イノベーション戦略の中核を担う研究者の集積、②地域イノベーション戦略実現のための人材育成プログラムの開発及び実施、③大学等の知のネットワークの構築、④地域の大学等研究機関での研究設備・機器等の共用化に対する支援を実施する内容となっている。

なお、「第5期科学技術基本計画」では、これまで、各地域の特性を考慮したクラスター施策や、地域の大学の技術シーズ等を核とする地域施策を実施してきたが、①地域内に閉じがちで域外の資源の活用には限界があった、②全国一律で施策が展開されたことにより十分に地域性を引き出すに至らなかった、③持続的に地域に根付かせる取組に欠けていた等の状況にあり、国はこうした点も念頭に置き、地域主導による科学技術イノベーションを支援し、もって地方創生を推進することが必要であるとされている（図表4-3-(2)-④参照）。

これを受け、文部科学省は、平成28年度から新たに「地域イノベーション・エコシステム形成プログラム」を開始した。

(注) 平成22年度までに採択された事業については、「地域イノベーション戦略支援プログラム」の名称で、それまでの継続事業として実施された。

図表4-3-(2)-④ 第4期及び第5期科学技術基本計画における「クラスター」形成に係る記載内容

区分	記載内容（抜粋）
<p>第4期科学技術基本計画（平成23年8月19日閣議決定）</p>	<p>○ 科学技術イノベーションに関する新たなシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域イノベーションシステムの構築</li> </ul> <p><u>地域レベルでの様々な問題解決に向けた取組を促し、これを国全体、さらにはグローバルに展開して、我が国の持続的な成長につなげていくためには、それぞれの地域が持つ強み、多様性や独自性、独創性を積極的に活用していくことが重要である。今回の東日本大震災では、東北及び関東地方の沿岸域を中心とした地域が壊滅的な被害を受けた。国としては、これらの地域の特色、地域がこれまで培ってきた伝統等を活かすなど、科学技術イノベーションを積極的に活用した新たな取組を優先的に推進し、ベンチャー起業の活性化等によって、地域の復興、再生を速やかに実現していく必要がある。また、地方の財政状況が厳しい中、それぞれの地域で科学技術の振興が必ずしも定着していない状況にあることから、地域がその強みや特性を活かして、自立的に科学技術イノベーション活動を展開できる仕組みを構築する。</u></p> <p>&lt;推進方策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>国は、優れた成果をあげている地域クラスターが、当該地域における自律的な成長の核として、更に重要な役割を果たすことができるよう、研究開発の推進に加えて、研究開発におけるネットワークの形成、人材養成及び確保、知的財産活動等に関する重点的な支援を行う。</u></li> </ul>
<p>第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）</p>	<p>○ 「地方創生」に資するイノベーションシステムの構築</p> <p>人口減少と高齢化は我が国が直面する大きな課題であるが、とりわけ地方においては、少子高齢化の進展に的確に対応し、地域から新たなビジネスや経済活動を創出し域内経済の活性化を図ることが必要である。一方、イノベーションを創出するための強みや芽が様々な地域に存在している。こうした地域の魅力を生かし、新しい製品やサービスの創出、既存産業の高付加価値化が図られていくためには、地域に自律的・持続的なイノベーションシステムが構築されることが重要である。</p> <p>我が国ではこれまで、各地域の特性を考慮したクラスター施策や、地域の大学の技術シーズ等を核とする地域施策を実施してきた。しかしながら、地域内</p>

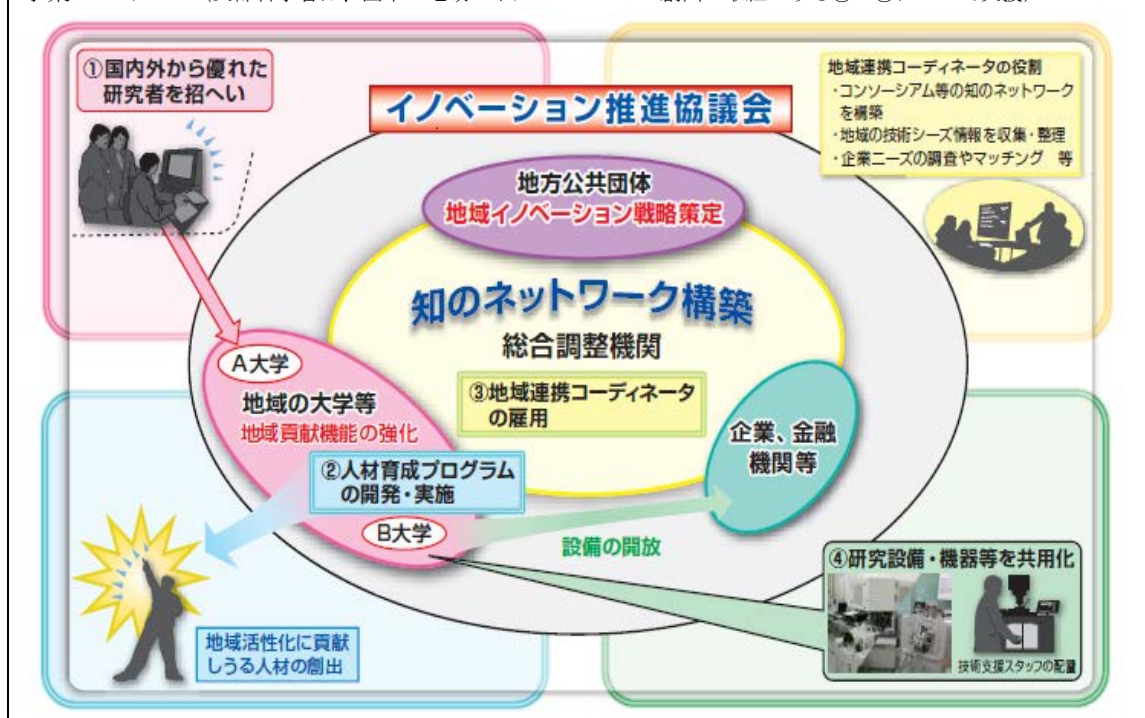
区分	記載内容（抜粋）
	<p><u>に閉じがちで域外の資源の活用には限界があった、全国一律で施策が展開されたことにより十分に地域性を引き出すに至らなかった、持続的に地域に根付かせる取組に欠けていた等の状況にある。</u></p> <p><u>国はこうした点も念頭に置き、地域主導による科学技術イノベーションを支援し、もって地方創生を推進することが必要である。</u></p> <p>① 地域企業の活性化</p> <p><u>（略）また、地域の大学及び公的研究機関がその特色を生かしつつ、中核企業として期待される企業との連携を強化し、地域において、新しい事業やより付加価値の高い事業が創出されるよう、共同研究開発や、地域の優れた技術・製品の標準化活動の拡大等を支援する。</u></p>

（注） 下線は当省が付した。

図表 4-3-(2)-⑤ 「地域イノベーション戦略支援プログラム」の概要

<p>目的</p>	<p>○ 地域イノベーションの創出に向けた地域主導の優れた構想を効果的に支援するため、大学等の研究段階から事業化に至るまで連続的な展開ができるよう、関係府省の施策と連携して支援するもの</p> <p>○ 関係府省が共同で選定した「地域イノベーション戦略推進地域」(※)のうち、文部科学省の支援が戦略の実現に大きく貢献すると認められる地域に対し、下記①～④のメニューを組み合わせる支援を実施</p> <p>※ 文部科学省、経済産業省、農林水産省及び総務省が地域イノベーションの創出に向けた主体的かつ優れた構想を持つ地域を「地域イノベーション戦略推進地域」として、それぞれの地域のポテンシャルに応じて、「国際競争力強化地域」又は「研究機能・産業集積高度化地域」に選定。このうち、特に優れた戦略を有する地域には、関係府省の施策を総動員し、大学における基礎研究から企業における事業化までを切れ目なく支援するもの</p>
<p>事業内容</p>	<p>① 地域イノベーション戦略の中核を担う研究者の集積 地域戦略の実現に貢献できる研究者を、国内外問わず当該地域以外から招へいする経費の支援</p> <p>② 地域イノベーション戦略実現のための人材育成プログラムの開発及び実施 地域の戦略実現に向けた取組を持続的なものとするため、地域で活躍し、地域活性化に貢献し得る人材の育成に資するプログラム開発を行う経費の支援</p> <p>③ 大学等の知のネットワークの構築 地域の大学等研究機関におけるコンソーシアム等の知のネットワークを構築し、地域の企業等との連携を図る「地域連携コーディネータ」の配置等に係る経費の支援</p> <p>④ 地域の大学等研究機関での研究設備・機器等の共用化 大学等研究機関の研究設備・機器等を中小企業等が活用するための、技術相談・技術指導等を行う技術支援スタッフの配置に係る経費の支援</p>
<p>1 事業当たり年間 交付額及び期間</p>	<p>○年間 1～2 億円×5 年間（東日本大震災復興支援型は、年間 2 億 5,000 万円～5 億円×5 年間）</p>

事業のスキーム（文部科学省は、図中の地域のイノベーションの創出の取組のうち①～④について支援）



(注) 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

(ウ) 予算額の推移

「知的クラスター創成事業」、「都市エリア産学官連携促進事業」、「地域イノベーションクラスタープログラム」及び「地域イノベーション戦略支援プログラム」（以下「文部科学省クラスター形成事業」という。）の予算額は、図表 4-3-(2)-⑥のとおり、平成 14 年度から 26 年度までに 1,435 億円が措置されている。

これを年度ごとの推移で見ると、平成 18 年度の 140 億円をピークとして年々減少傾向にある。これは、①平成 19 年度に知的クラスター創成事業（第Ⅱ期）が開始された際に採択地域を絞ったこと、②前述の行政刷新会議による事業仕分け結果を踏まえ予算縮減等の見直しを行ったこと、③23 年度から開始された地域イノベーション戦略支援プログラムでは、1 事業当たりの支援額が 1 億円から 2 億円までとこれまでの事業と比較して少なくなっていること等が要因と考えられる。

図表 4-3-(2)-⑥ 文部科学省クラスター形成事業の予算額及び採択地域数（平成 14～26 年度）  
（単位：億円、地域数）

区分		年度(平成)														計
		14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26		
事業名	知的クラスター創成事業	60	69	90	100	100	89	91	90	-	-	-	-	-	689	
	都市エリア産学官連携促進事業	25	31	34	36	40	45	46	45	-	-	-	-	-	302	
	地域イノベーションクラスタープログラム	-	-	-	-	-	-	-	-	121	-	-	-	-	121	
	地域イノベーション戦略支援プログラム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	111	93 (15)	69 (15)	50 (12)	323	
合計		85	100	124	136	140	134	137	135	121	111	93	69	50	1,435	
採択地域数		31	43	55	56	50	48	46	44	41	43	43	39	37	-	

- (注) 1 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。  
 2 平成 23 年度から 25 年度までの「地域イノベーション戦略支援プログラム」欄の予算額には、22 年度までに採択された継続事業分が含まれている。  
 3 平成 24 年度以降の「地域イノベーション戦略支援プログラム」欄の予算額には、東日本大震災復興特別会計への計上予算額が含まれており、( ) 内に内数で示している。  
 4 「採択地域数」とは、当該年度に文部科学省クラスター形成事業を実施している地域の合計数である。



## イ 調査結果

今回、平成 14 年度から 26 年度までの間に採択・実施された文部科学省クラスター形成事業 162 事業について、その全体状況の把握の観点から、39 道府県で実施された 129 事業（注 1）（64 クラスター（注 2））を抽出し、①129 事業全体の成果及び経済的効果、②個別クラスターの成果及び経済的効果等を調査した。

- （注） 1 文部科学省クラスター形成事業は、広域地域（複数の都道府県にまたがるもの）での実施を含め 46 都道府県で 162 事業が実施されている。今回は、そのうち 8 割程度を対象とすべく 39 道府県の 129 事業を抽出した。  
2 調査対象とした 129 事業について、文部科学省クラスター形成事業の継続実施状況、採択地域、実施課題・分野、実地調査結果等を踏まえ、当省が整理・分類した。

### （7） 文部科学省クラスター形成事業の 129 事業全体の成果等

#### a 論文数、特許出願件数及び事業化数

調査対象 129 事業（64 クラスター）における平成 14 年度から 26 年度までの事業実施期間中の研究開発の成果である論文数、特許出願件数及び事業化数の総数は、図表 4-3-(2)-⑦のとおりである。

図表 4-3-(2)-⑦ 129 事業（64 クラスター）における事業実施期間中の論文数、特許出願件数及び事業化数の総計（平成 14～26 年度）

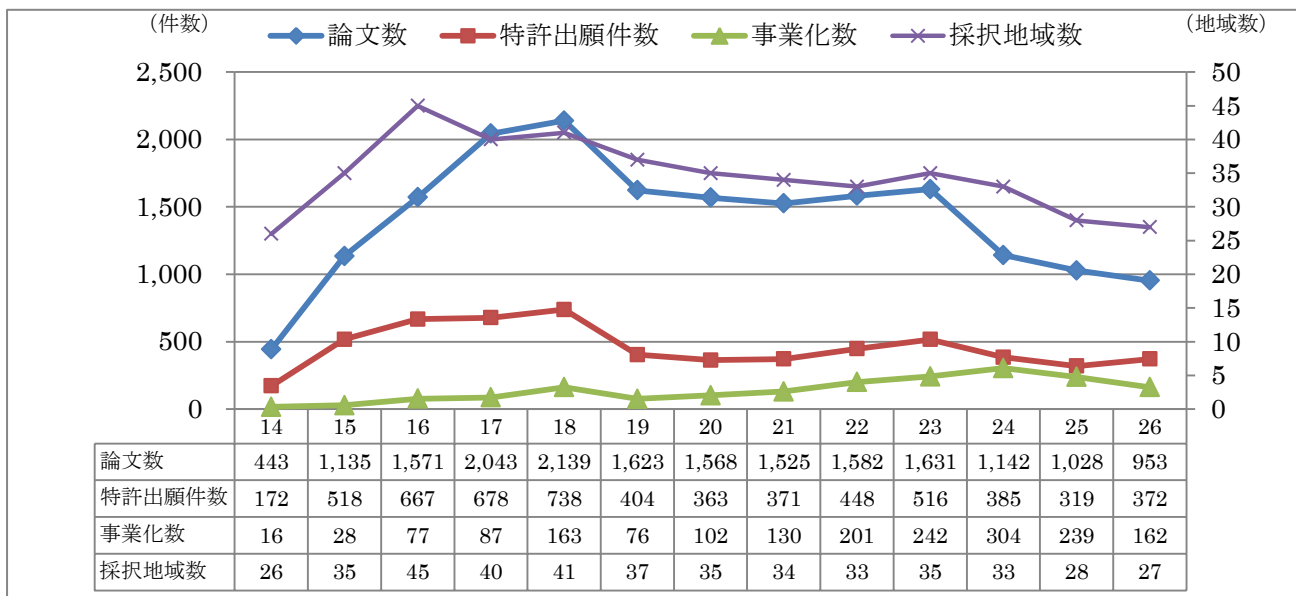
区分	論文数	特許出願件数	事業化数
件数	18,383	5,951	1,827

（注） 当省の調査結果による。

また、論文数、特許出願件数、事業化数及び採択地域数の年度ごとの推移は、図表 4-3-(2)-⑧及び⑨のとおりであり、次の傾向がみられた。

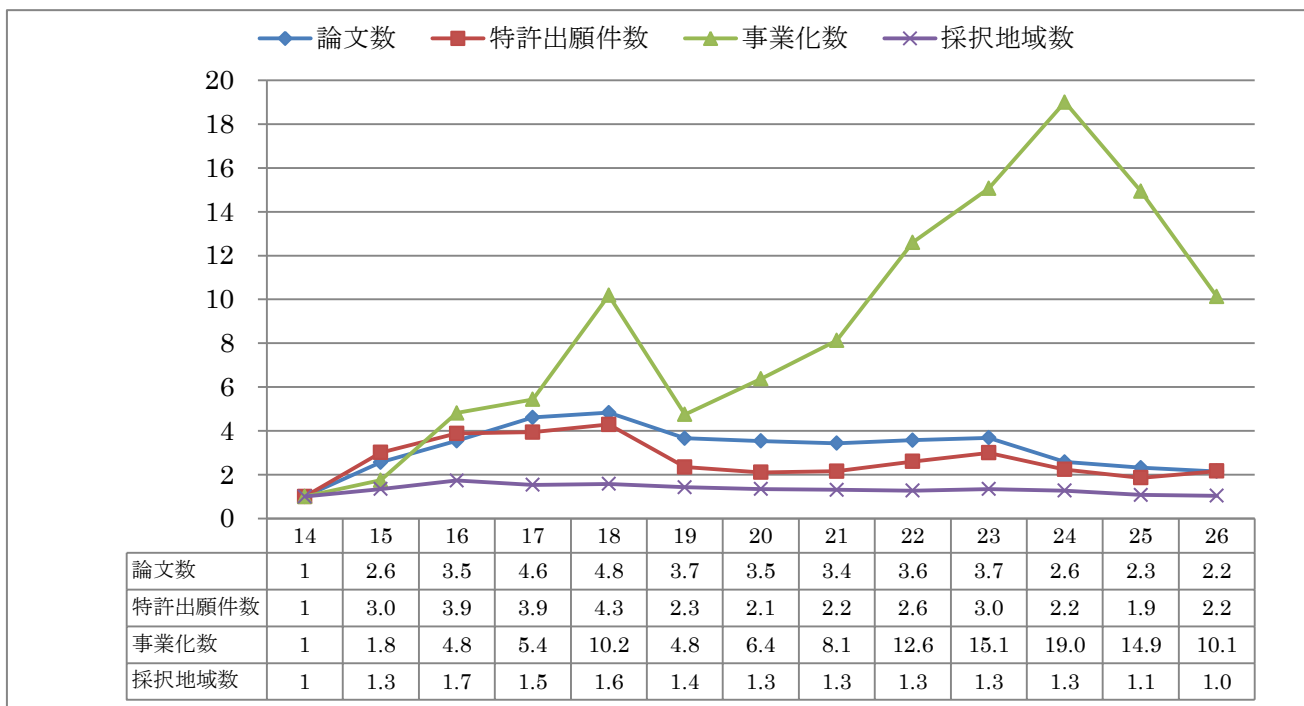
- ① 採択地域数の増減に応じて、論文数及び特許出願件数も増減しており、おおむね推移が一致している。  
② 事業化数は、平成 14 年度から 24 年度までは 19 年度を除き、増加傾向にあったが、24 年度以降は減少している。

図表 4-3-(2)-⑧ 129 事業（64 クラスター）における事業実施期間中の論文数、特許出願件数、事業化数及び採択地域数の推移（平成 14～26 年度）



(注) 当省の調査結果による。

図表 4-3-(2)-⑨ 平成 14 年度を 1（指数）とした場合の 129 事業（64 クラスター）における事業実施期間中の論文数、特許出願件数、事業化数及び採択地域数の推移（平成 14～26 年度）



(注) 当省の調査結果による。

## b 総事業費及び売上高等の経済的効果

イノベーションを創出する事業は不確実性を伴うものであり、効率性を過度に要求するのは適切ではないが、一方、費用と効果との関係が不明確な状態が適切ともいえない。

そこで、今回の調査では、文部科学省クラスター形成事業の事業費と売上高等の経済的効果に着目し、費用と効果の関係を把握することとした。その際、費用は、追跡調査等が行われないことが通常であるためこれを含めていないが、効果は、追跡調査等で把握されている場合にはそれらを含めた。また、追跡調査等が行われていない事業については、把握されたもの以上の効果があり得る。

平成14年度から26年度までの129事業(64クラスター)の事業全体の事業費及び売上高等の経済的効果は、図表4-3-(2)-⑩のとおり、公的事業費1,973億円(文部科学省1,213億円、地方公共団体702億円、中核機関・総合調整機関59億円(注))に対し、売上高等の経済的効果は少なくとも1,334億円となっている。

これにより、公的事業費に対する売上高等の経済的効果の割合(事業費対売上高比率)は、少なくとも0.68となっている。

(注) 小数点第1位以下の四捨五入の関係により、合計は一致しない。

図表4-3-(2)-⑩ 129事業(64クラスター)全体の事業費、経済的効果等(平成14~26年度)

事業費等区分	文部科学省事業費①	地方公共団体事業費②	中核機関・総合調整機関事業費③	大学等研究機関事業費④	民間企業等事業費⑤	事業費計(①~⑤計)⑥	うち公的	売上高等の経済的効果(⑧)	事業費対売上高比率(⑧/⑦)
							事業費計(①~③計)⑦		
金額(億円)等	1,213	702	59	58	208	2,240	1,973	1,334	0.68

(注) 1 当省の調査結果による。①から⑧までは小数点第1位以下を四捨五入しているため、合計欄が一致しない場合がある。

2 各欄の数値は、関係機関が把握した調査対象129事業における平成14年度から26年度までの間の実績を当省が自己評価書、年度報告書、追跡調査結果及びヒアリング調査により把握し、整理・集計したものである。なお、②から⑤の数値については、一部当該区分以外のものを含んでいる場合があり得る(以下、これら区分の数値において同じ。)

3 「中核機関・総合調整機関事業費」は、その原資が地方公共団体からの補助金等によるものが多数を占めることから、公的事業費に計上している。

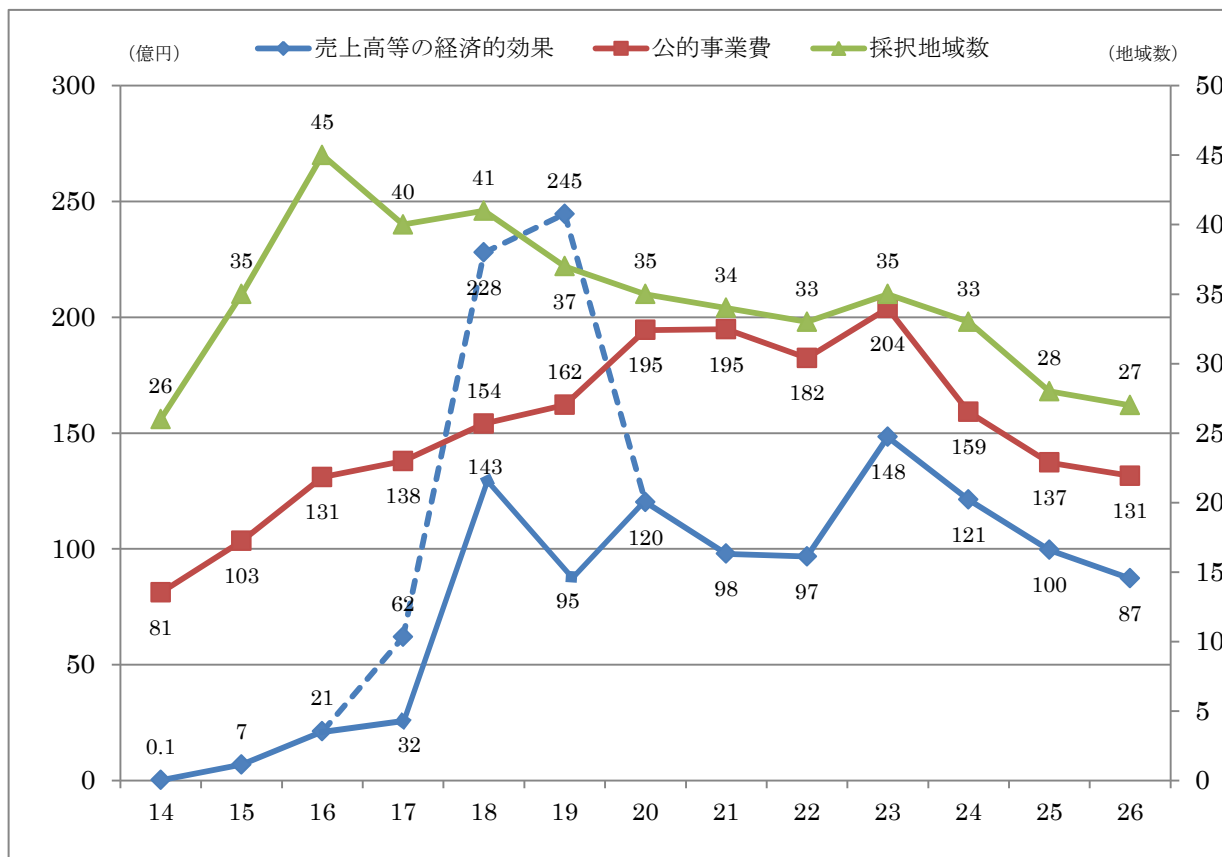
4 「売上高等の経済的効果」とは、当該事業による商品等の売上高及び特許等実施料収入であり、事業実施期間中における実績及びその後の追跡調査等で把握された実績の合計額である。なお、平成27年度時点で事業実施中のものは、26年度末時点までのものを集計した。

公的事業費、売上高等の経済的効果及びクラスターの採択地域数の推移は、図表4-3-(2)-⑩-iのとおり、①公的事業費は平成23年度まで増加傾向にあったがその後減少している、②売上高等の経済的効果は、特に売上高が大きい1クラスター(注)の平成17年度から19年度までの売

上高を除けば、23年度まで増加傾向にあったがその後減少している、③  
 クラスターの採択地域数は、平成16年度以降は減少傾向にある。

(注) 平成17年度から19年度までの間は、静岡県「フーズ・サイエンスヒルズプロジェクト」において、3年間の合計で約265億円の売上高等の経済的効果を計上している（後述(イ)参照）。

図表 4-3-(2)-⑪-i 64 クラスターの公的事业費、売上高等の経済的効果及び採択地域数の推移（平成14～26年度）

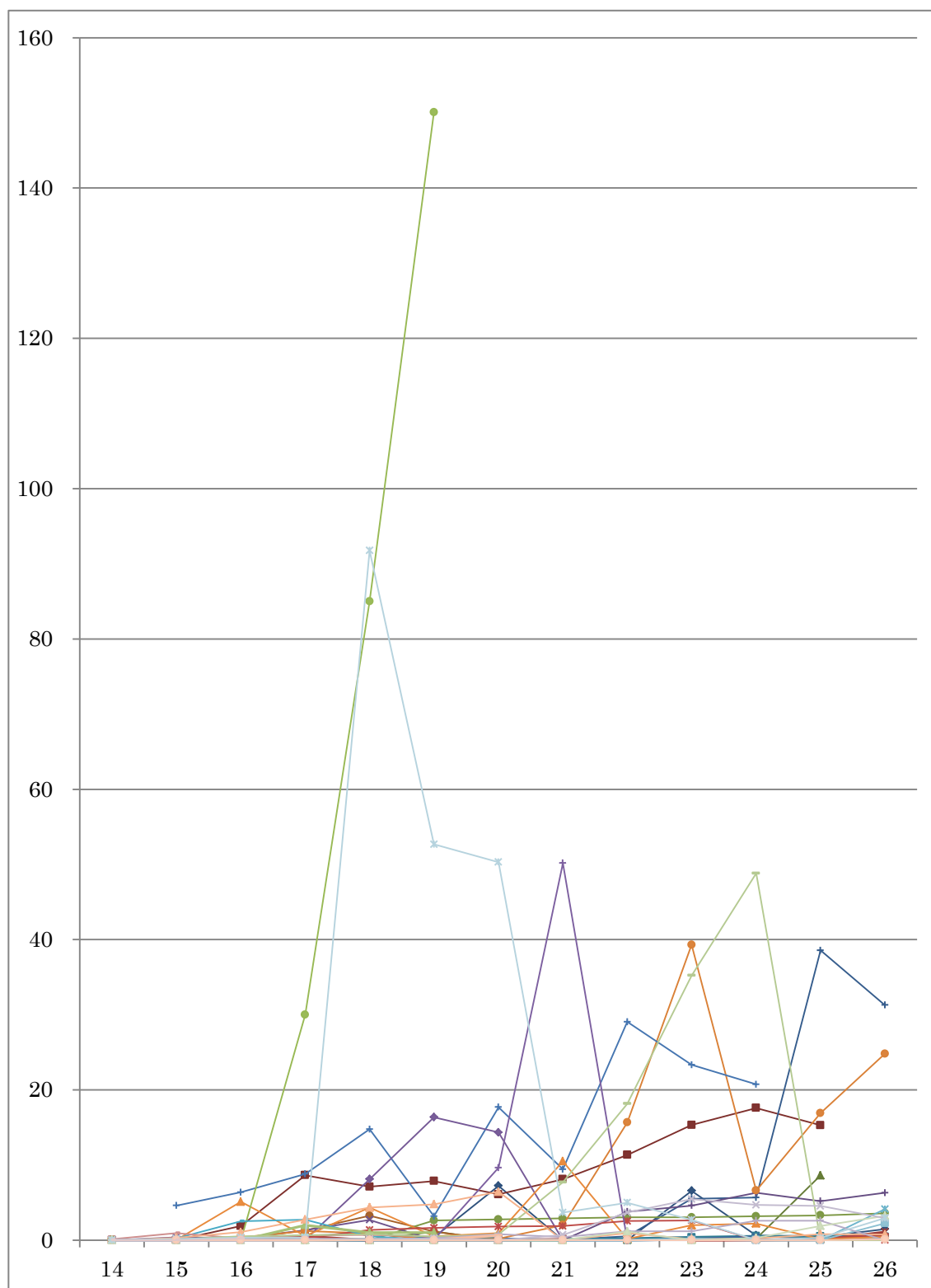


(注) 1 当省の調査結果による。  
 2 経済的効果の平成17年度から19年度までの実線は、静岡県「フーズ・サイエンスヒルズプロジェクト」の実績を除いたものであり、点線は、同実績を含んだものである。

なお、64クラスターのうち、売上高の計上がなかった21クラスターを除く43クラスターごとの売上高等の経済的効果の推移は、図表4-3-(2)-⑪-ii～viのとおり、①事業開始以降、売上高等が増加傾向にあるもの、②単年度に大きな売上高等があるものなど、各クラスターによって区々となっている。

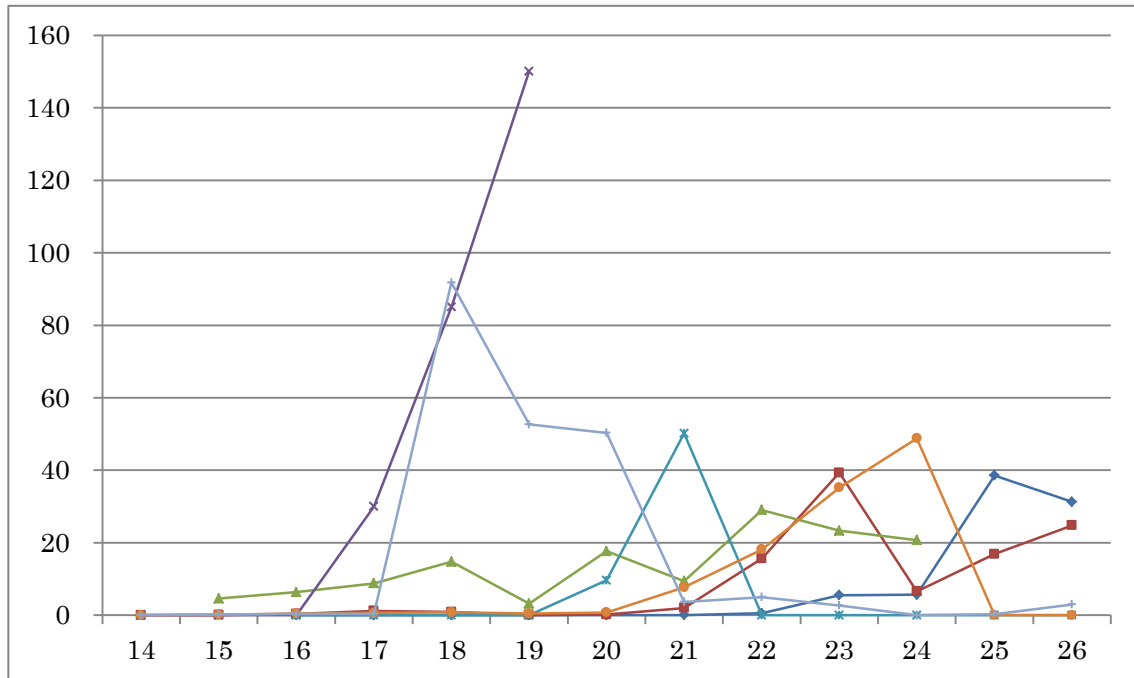
図表 4-3-(2)-⑪-ii 43 クラスター別の売上高等の経済的効果の推移（平成 14～26 年度）

（単位：億円）

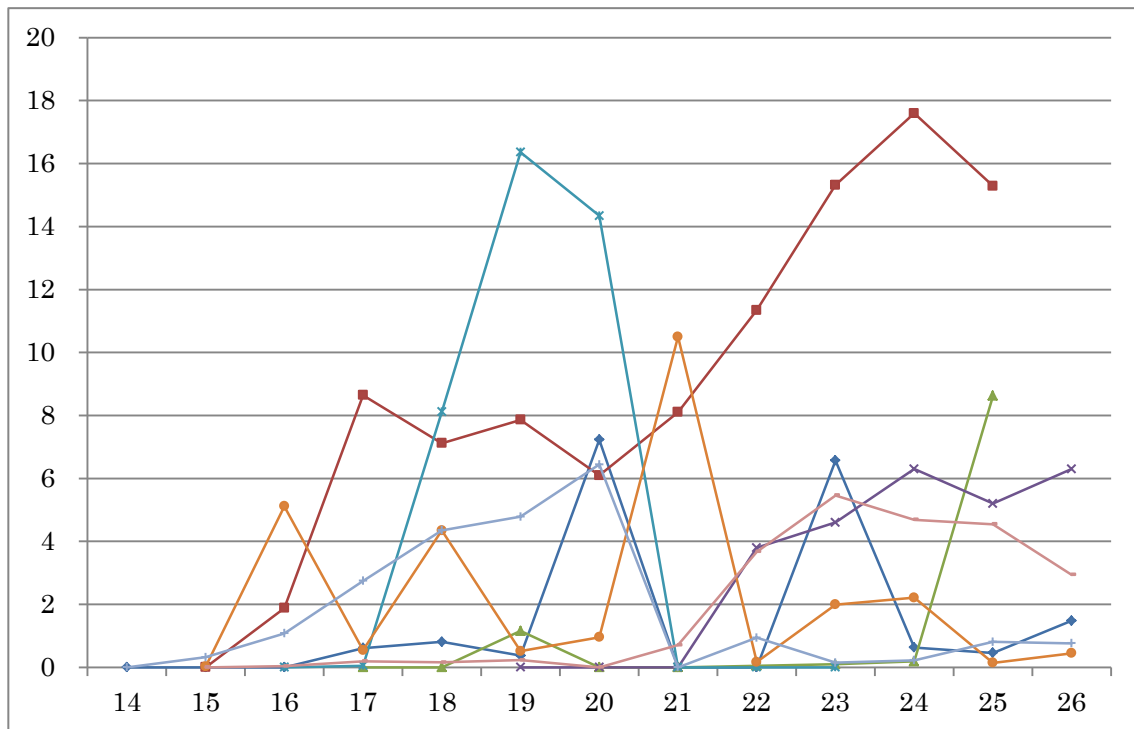


(注) 当省の調査結果による。なお、事業化による売上高の計上がない21クラスターのうち、1クラスターについては、3年目に特許等実施料収入の実績があるが、本図表には掲載していない。

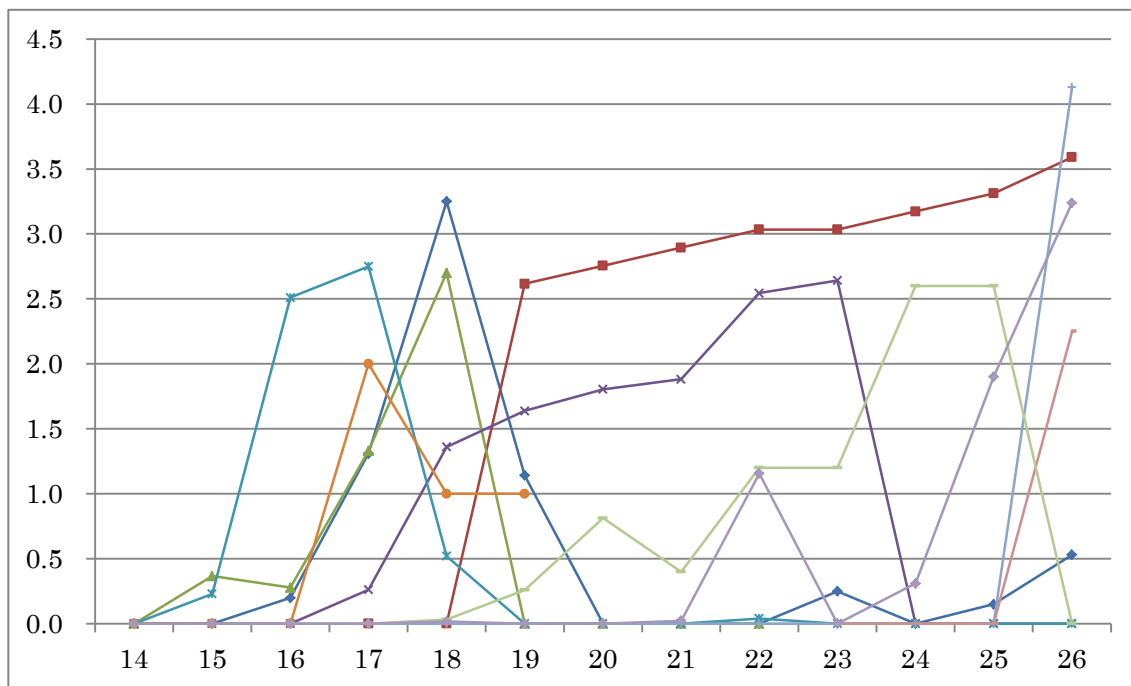
図表 4-3-(2)-⑪-iii 43 クラスター別の売上高等の経済的効果の推移（単年度の売上高等が最大 20 億円以上の 7 クラスター分）（平成 14～26 年度）  
（単位：億円）



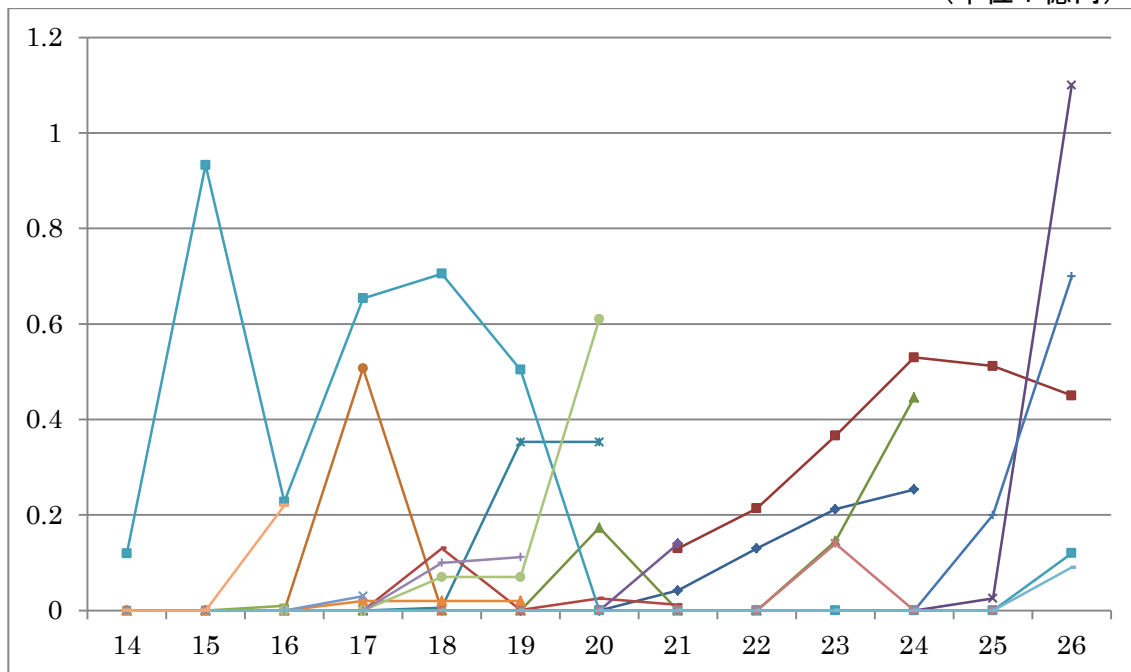
図表 4-3-(2)-⑪-iv 43 クラスター別の売上高等の経済的効果の推移（単年度の売上高等が最大 5 億円以上 20 億円未満の 8 クラスター分）（平成 14～26 年度）  
（単位：億円）



図表 4-3-(2)-⑪-v 43 クラスター別の売上高等の経済的効果の推移（単年度の売上高等が最大 1.5 億円以上 5 億円未満の 10 クラスター）（平成 14～26 年度）（単位：億円）



図表 4-3-(2)-⑪-vi 43 クラスター別の売上高等の経済的効果の推移（単年度の売上高等が最大 1.5 億円未満の 18 クラスター分）（平成 14～26 年度）（単位：億円）



(注) 1 当省の調査結果による。  
 2 図表 4-3-(2)-⑪-iii～vi は、図表 4-3-(2)-⑪-ii に掲載した 43 クラスター分のデータを単年度の売上高等の最大の金額ごとに区分して、再掲載したものである。

(イ) 129 事業 (64 クラスター) 個別の成果等

a 64 クラスターにおける事業費対売上高比率

前述の事業費対売上高比率は、公的事業費と売上高等の経済的効果を比較することで公的支出の費用対効果を測る一つの指標であるとともに、クラスターによる事業成果の度合いを測る指標ともなっている。

調査対象 129 事業 (64 クラスター) における事業費対売上高比率の分布は、図表 4-3-(2)-⑫のとおり、1.0 以上のものが 10 クラスター (15.6%) みられる一方、0 以上 0.5 未満のものが 50 クラスター (78.1%) となっている。

なお、64 クラスターのうち、既にクラスターとしての活動を終了しているものは 16 クラスター (25.0%) となっている。

図表 4-3-(2)-⑫ 64 クラスターの事業費対売上高比率の状況等

事業費対売上高比率 (区分)	該当クラスター数 (①)	全体に占める割合 (①/64)	①のうち活動を終了したものの
1.0 以上	10	15.6%	1
0.5 以上 1.0 未満	4	6.3%	0
0 以上 0.5 未満	50	78.1%	15
計	64	100%	16

(注) 当省の調査結果による。

64 クラスターのうち、事業費対売上高比率が 1.0 以上の 10 クラスターは、図表 4-3-(2)-⑬のとおりであり、事業費対売上高比率が最も高い静岡県の「フーズ・サイエンスヒルズプロジェクト」は、公的事業費 9.1 億円に対し、可能な範囲で把握できた売上高等は 265 億円となっている。

図表 4-3-(2)-⑬ 事業費対売上高比率が 1.0 以上の 10 クラスターの内容

(単位：億円)

クラスター名 【提案都道府県・市町村名】	公的事業費内訳			公的事業 費計 (①)	売上高等の 経済的効果 (②)	事業費対 売上高比 率 (②/ ①)
	文部科学 省事業費	地方公共 団体事業 費	中核機 関・総合 調整機関 事業費			
フーズ・サイエンスヒルズプロジェクト【静岡県、静岡市、焼津市】	8.77	0.36	0	9.13	265.07	29.05
安全・安心の「資源循環工場」が牽引する環境産業クラスター形成の基盤づくり【埼玉県】	1.39	0.08	0	1.47	24.41	16.60



プロテオグリカン関連バイオマテリアルをコアとした津軽圏ヘルス&ビューティー産業クラスターの形成・拡大【青森県】	7.37	2.60	1.43	11.40	81.60	7.16
函館マリンバイオクラスター【北海道、函館市】	22.74	9.08	0.40	32.22	99.24	3.08
高速分子進化技術を核とするバイオ・ものづくりクラスターの形成【埼玉県】	5.70	5.66	0	11.36	26.20	2.31
信州スマートデバイスクラスター【長野県】	62.94	15.15	2.10	80.19	108.01	1.35
京都科学技術イノベーション創出地域【京都府、京都市】	60.1	32.2	0	92.3	113.3	1.23
東海広域ナノテクものづくりクラスター【愛知県、岐阜県、名古屋市】	75.15	42.70	0	117.86	137.95	1.17
モノづくり技術とITを活用した高度医療機器の開発【岐阜県】	30.68	6.58	0	37.25	38.87	1.04
ファルマバレープロジェクト【静岡県、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、長泉町】	14.86	31.74	12.93	59.53	59.86	1.01

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 【提案都道府県・市町村名】は、当該事業の提案者である地方公共団体を示す。  
3 「文部科学省事業費」及び「地方公共団体事業費」は、文部科学省クラスター形成事業の実施期間中における事業費のそれぞれの合計額である。平成27年度時点で事業実施中のものは、26年度末時点までのものを集計した。  
4 「売上高等の経済的効果」とは、当該事業による商品等の売上高及び特許等実施料収入であり、事業実施期間中における実績及びその後の追跡調査等で把握された実績についての合計額である。なお、平成27年度時点で事業実施中のものは、26年度末時点までのものを集計した。  
5 各欄の数値は、それぞれで小数点第3位以下を四捨五入しているため、「公的事業費計」欄及び「事業費対売上高比率」欄の数値と一致しない場合がある。  
6 「プロテオグリカン関連バイオマテリアルをコアとした津軽圏ヘルス&ビューティー産業クラスターの形成・拡大【青森県】」の「売上高等の経済的効果」は「製造出荷額」である。  
7 上記10クラスターの概要を「参考資料」として後掲している。

事業費対売上高比率が1.0以上の10クラスターのうち、上位3クラスターの概要は、図表4-3-(2)-⑭のとおりである。これらクラスターの関係機関は、成果を上げるために工夫した点として、①「出口は事業化」という認識を産学官の関係者に徹底し、共通認識化を図った、②事業化を意識した研究体制をとった、③事業化に向けて優先順位を付け、それぞれの関係機関の役割を明確にした、④積極的に県外の大企業を取り込むことにより大企業の営業ノウハウを吸収することに努めたことなどを挙げている。

図表 4-3-(2)-⑭ 事業費対売上高比率が 1.0 以上の 10 クラスターのうち、上位 3 クラスターの概要

【クラスター名】フーズ・サイエンスヒルズプロジェクト（心身ストレスに起因する生活習慣病の克服をめざしたフーズサイエンスビジネスの創出）	
関係機関名	静岡県、静岡市、焼津市、公益財団法人静岡県産業振興財団、静岡県立大学、静岡大学、静岡県静岡工業技術センター、民間企業等
分野	ライフサイエンス
文部科学省クラスター事業名	①都市エリア産学官連携促進事業（一般型）【平成 14～16 年度】 ②都市エリア産学官連携促進事業（発展型）【平成 17～19 年度】
事業概要	抗ストレス素材の機能発現メカニズムの解析、素材製造技術やその応用製品開発へと事業化に向けた研究に取り組み、更に新たな展開として、ストレスに起因する病態改善に向けた素材開発へ拡大することにより、静岡県中部地域に、食品、医化学品産業の新たな集積としての「フーズ・サイエンスヒルズ」クラスターの基盤を形成することを図るもの
代表的な製品等	GABA 関連商品（チョコレート、飲料、ペットフード等）
<p>○ 成果を得るために工夫した点</p> <p>公益財団法人静岡県産業振興財団では、成果を得るために次のような工夫をしたとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発では、大学教授等のみであると研究活動に偏ってしまいがちであるが、各研究グループに企業の担当者も所属させることで、<u>事業化という出口を意識して研究を行う体制を作っていた。</u></li> <li>・民間経験者である事業総括や、リーダーシップや発言力がある研究総括により、事業化を見据えて事業をコントロールしていくことができ、<u>「出口は事業化」という認識を産学官の関係者に植え付け、共通認識化を図っていた。</u></li> </ul>	
【クラスター名】安全・安心の「資源循環工場」が牽引する環境産業クラスター形成の基盤づくり	
関係機関	埼玉県、公益財団法人本庄国際リサーチパーク研究推進機構、早稲田大学、埼玉大学
分野	環境
文部科学省クラスター事業名	都市エリア産学官連携促進事業（連携基盤整備型）【平成 17～19 年度】
事業概要	産学官連携基盤の構築により、彩の国資源循環工場（注）へのリサイクル産業の立地を推進するとともに、その周辺に共通基盤技術に関連する環境産業の集積を進め、環境産業クラスターの形成を促進して、廃棄物問題に関する地域課題の解決と産業振興を図るもの

	(注) 彩の国資源循環工場は、埼玉県大里郡寄居町にある県営の廃棄物最終処分場 地内に整備されたリサイクル施設群
代表的な製品等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校、レストラン等で使用された廃食用油を原料としたバイオディーゼル燃料</li> <li>・廃蛍光管から水銀を回収し、蛍光管のガラスを断熱材や蛍光管のガラス、ガラス工芸品に活用するリサイクル技術</li> </ul>
<b>【クラスター名】 プロテオグリカン関連バイオマテリアルをコアとした津軽圏ヘルス &amp; ビューティー産業クラスターの形成・拡大</b>	
関係機関	青森県、公益財団法人 21 あおもり産業総合支援センター、弘前大学、青森県産業技術センター、弘前市、民間企業等
分野	ライフサイエンス
文部科学省クラスター事業名	①都市エリア産学官連携促進事業（連携基盤整備型）【平成 16～18 年度】
	②都市エリア産学官連携促進事業（一般型）【平成 19～21 年度】
	③都市エリア産学官連携促進事業（発展型）【平成 22～24 年度】
	④地域イノベーション戦略支援プログラム【平成 25～29 年度】
事業概要	弘前大学に蓄積された糖鎖工学の豊富な知的・人的財産及びプロテオグリカンの大量精製技術を活用し、産学官連携による化粧品、機能性食品、医薬品等のイノベティブな商品開発と新規ビジネス創出の促進等により、クラスター形成を目指すもの
代表的な製品等	プロテオグリカン配合商品（機能性食品、化粧品等）
<p>○ 成果を得るために工夫した点、成果を上げることができた要因等</p> <p>公益財団法人 21 あおもり産業総合支援センターでは、成果を得るために工夫した点、成果を上げることができた要因等について、次のような点を挙げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロテオグリカンはポテンシャルのある素材であり、それを弘前大学が熱心に研究をしたことが大きい（弘前大学は地域貢献をしようとする意識が高い）。</li> <li>・事業実施に当たっては、当たり前ではあるが<u>事業化に向けて優先順位を付け、それぞれの関係機関の役割を明確にした</u>（研究開発による名誉は大学に、商品開発による利益は企業にという発想）。</li> <li>・<u>積極的に県外の大企業を取り込む（事業に参画してもらおう）</u>ことにより、プロテオグリカンの認知度を高めるとともに、大企業の営業ノウハウ等を吸収することに努めた。</li> </ul>	

(注) 1 当省の調査結果による。下線は当省が付した。

2 「安全・安心の「資源循環工場」が牽引する環境産業クラスター形成の基盤づくり」の「成果を得るために工夫した点」等について、中核機関であった公益財団法人本庄国際リサーチパーク研究推進機構では、資料廃棄等により不明であるとしている。また、当該クラスターについては、文部科学省クラスター形成事業自体は、平成 19 年度までで終了している。

## b 売上高の計上までの期間

文部科学省が取りまとめた「知的クラスター創成事業の具体的推進方策について」（平成14年4月地域科学技術施策推進委員会）では、「知的クラスター形成のためには、10年から30年程度の期間が必要」とされている。

クラスターが形成されたかどうかを判断する基準はないが、クラスターの成果である事業化の状況をみると、64クラスターのうち売上高が出ている43クラスターでは、事業開始から売上高を計上するまでの期間は、図表4-3-(2)-⑮-iのとおり、最短で1年（5クラスター）、最長で12年（2クラスター）、平均すると3.7年となっている。

図表 4-3-(2)-⑮-i 43 クラスターにおける事業化による売上高の計上までの期間

売上高の計上までの年数(a)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
クラスター数(b)	5	9	11	10	1	2	2	0	0	1	0	2
平均年数 (a×b÷43)	3.7年											

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 10年の期間を要している1クラスターについては、4年目から特許等実施料収入の実績がある。  
 3 64クラスターのうち21クラスターは事業化による売上高の計上がないものであるが、このうち、1クラスターについては、3年目に特許等実施料収入の実績がある。

また、事業費対売上高比率が1.0以上の10クラスターでは、売上高を計上するまでの期間は、図表4-3-(2)-⑮-iiのとおり、最短で1年、最長で6年、平均すると3年となっており、平均年数は43クラスター全体（3.7年）と比較して若干短くなっている。

図表 4-3-(2)-⑮-ii 10 クラスターの売上高の計上までの期間

売上高の計上までの年数(a)	1	2	3	4	5	6
クラスター数(b)	2	2	2	3	0	1
平均年数 (a×b÷10)	3年					

(注) 当省の調査結果による。

## c 既に活動を終了しているクラスターの終了理由

64クラスターのうち既に活動を終了しているものは16クラスターであり、その理由は、図表4-3-(2)-⑯のとおり、①クラスター形成・発展の見込みなしとするものが5クラスター、②文部科学省クラスター形成

事業の継続申請をしたが不採択であったものが2クラスター、③クラスター事業を継続するための体制が整わず、また、事業継続のための検討不足とするものが2クラスターなどとなっている。

図表 4-3-(2)-⑯ 16 クラスターにおける活動の終了理由

終了理由	具体的内容	該当数
○クラスター形成・発展の見込みなし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次期文部科学省クラスター形成事業への申請を検討したものの、地域が負担する資金（地域資金）の確保が困難であり、また、新たな研究開発の可能性が見込めないことから断念</li> <li>・当該分野の環境の変化により、事業の中核となる研究開発に係る技術が陳腐化</li> <li>・当該研究分野のブームが終わり、また、市場ニーズに応えるためにはコスト面に障壁</li> <li>・共同研究の参加企業が研究の進捗状況を秘匿する傾向にあるなど、参加企業にクラスター形成に向けた機運がなく、次期事業を実施したとしても目的達成できるか否か不透明</li> <li>・事業テーマ自体が裾野が広い分野でなく、新たな雇用を生み出すなどの効果に直結しづらく、クラスターの形成につながる見込みなし</li> </ul>	5
○文部科学省クラスター形成事業の継続事業に不採択	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクトの地域的な特性は特に認められず、当該地域の産業化とどのように結び付くのが不明確などとして不採択</li> <li>・研究開発について、事業化に向けてのシーズが不確実性の高いものであり、競争力を確保するためのロジックが弱い、具体的な事業化戦略を練り実行するマネジメントが不足しているなどとして不採択</li> </ul>	2
○クラスター事業を継続するための体制が整わず、また、事業継続のための検討が不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省クラスター形成事業を継続して実施するための大学の体制等が整わず、また、クラスター周辺地域の企業情報の把握も不十分</li> <li>・文部科学省クラスター形成事業終了後の体制等が検討・整備されないまま事業が終了し、そのまま活動も終了</li> </ul>	2
○クラスター事業の実施の基となる地方公共団体の構想自体が終了	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省クラスター形成事業の実施の基である地方公共団体のクラスター形成構想自体が、世界的な競争激化により、継続不可能と判断され終了</li> </ul>	1
○不明	(資料等で確認できなかったもの)	6

(注) 当省の調査結果による。

#### (ウ) 事業成果等に基づく分析

今回の調査では、調査対象 129 事業(64 クラスター)の論文数、特許出願件数、事業化数、事業費対売上高比率等について、それぞれの関係について分析を行った。

##### a 論文数又は特許出願件数と事業化数との関係

論文数や特許出願件数が多いクラスターでは、これらの研究成果をいかして事業化に結び付く可能性が高いのではないかとの仮定の下、64 クラスターにおける「1年当たりの論文数」又は「1年当たりの特許出願件数」と「1年当たりの事業化数」(注1)との関係を分析したところ、図表4-3-(2)-⑰-i及びiiのとおり、両者にはそれぞれ相関がみられた。

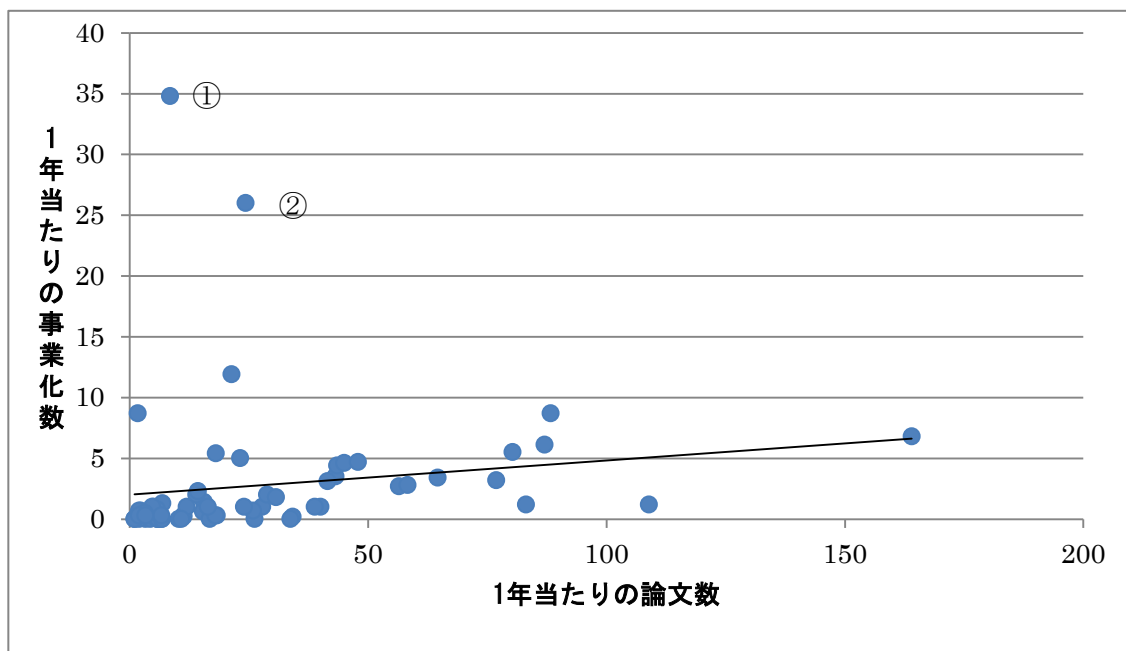
論文数や特許出願件数といった研究成果の多寡は、事業化数の多寡に影響していると考えられる。

一方、図表4-3-(2)-⑰-i及びii中の①と②(注2)は、特異的に、論文数や特許出願件数に対する事業化数が多いクラスターであり、売上高等もそれぞれ82億円と99億円となっている。

- (注) 1 今回調査した129事業(64クラスター)について、それぞれの事業実施期間中の論文総数、特許出願総件数及び事業化総数をそれぞれ延べの事業実施年度数で除して算出した。
- 2 図表4-3-(2)-⑰-i及びii中の①は青森県の「プロテオグリカン関連バイオマテリアルをコアとした津軽圏ヘルス&ビューティー産業クラスターの形成・拡大」、②は北海道の「函館マリンバイオクラスター」の各数値である。

図表4-3-(2)-⑰-i 1年当たりの論文数と事業化数の散布図

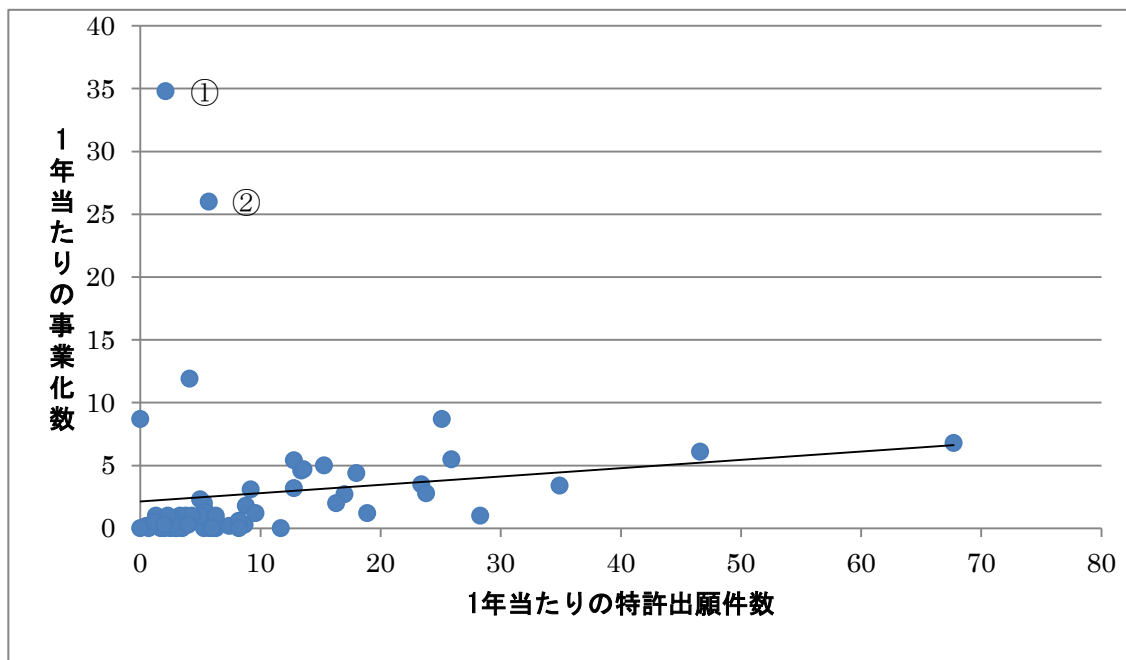
○相関係数 0.494



(注) 1 当省の調査結果による。  
2 相関係数は、図表中の①及び②を異常値として除外して算出している。

図表4-3-(2)-⑰-ii 1年当たりの特許出願件数と事業化数の散布図

○相関係数 0.501



(注) 1 当省の調査結果による。  
2 相関係数は、図表中の①及び②を異常値として除外して算出している。

## b 論文数又は特許出願件数と事業費対売上高比率との関係

論文数や特許出願件数が多いクラスターでは、事業費対売上高比率が高くなるのではないかとの仮定の下、64クラスターにおける「1年当たりの論文数」又は「1年当たりの特許出願件数」と「事業費対売上高比率」の関係を分析したところ、図表4-3-(2)-⑱-i及びiiのとおり、両者にはそれぞれ弱い相関がみられた。

論文数や特許出願件数の多寡は、事業化の成果の度合い（事業費対売上高比率）に弱いものの影響を及ぼしていると考えられる。

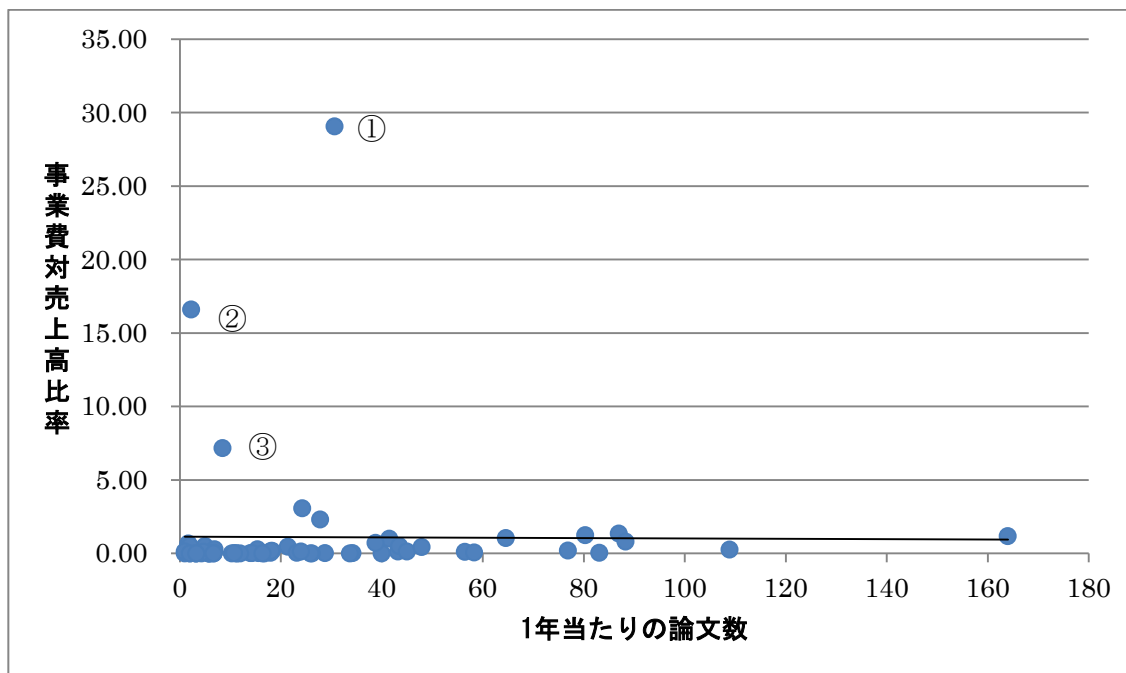
一方、図表4-3-(2)-⑱-i及びii中の①～③（注）は、特異的に、少ない論文数や特許出願件数で高い事業費対売上高比率を示しているクラスターであり、売上高等もそれぞれ265億円、24億円及び82億円となっている。

（注） 図表4-3-(2)-⑱-i及びii中の①は静岡県の「フーズ・サイエンスヒルズプロジェクト」、②は埼玉県の「安全・安心の「資源循環工場」が牽引する環境産業クラスター形成の基盤づくり」、③は青森県の「プロテオグリカン関連バイオマテリアルをコアとした津軽圏ヘルス&ビューティー産業クラスターの形成・拡大」の各数値である。



図表4-3-(2)-⑩-i 1年当たりの論文数と事業費対売上高比率の散布図

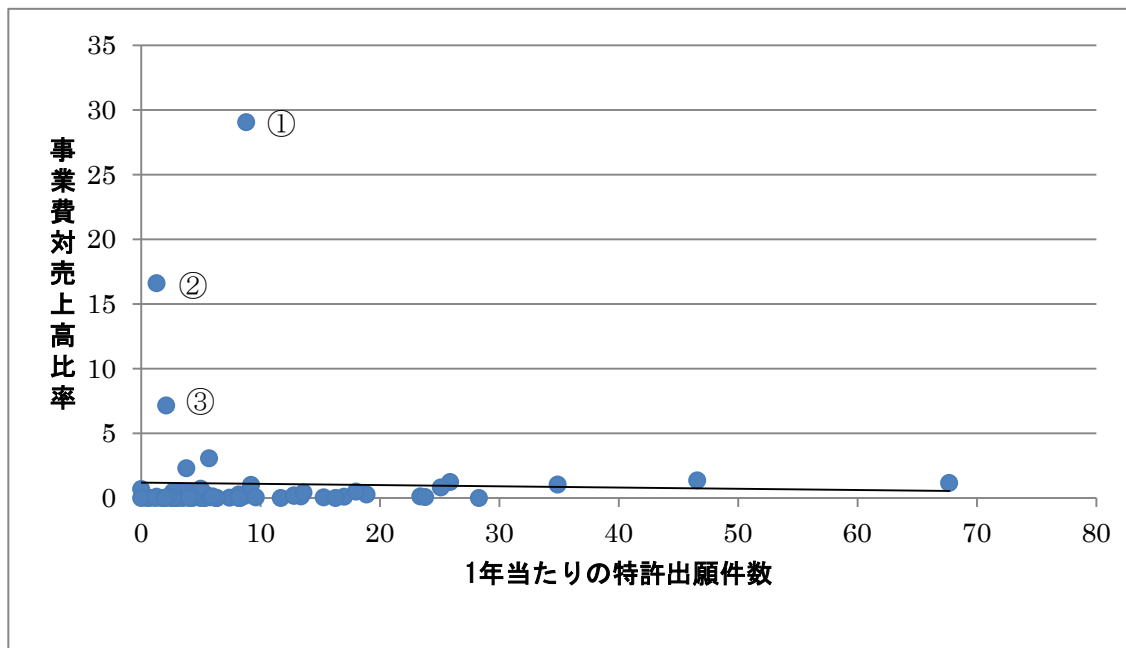
○相関係数 0.360



(注) 1 当省の調査結果による。  
2 相関係数は、図表中の①、②及び③を異常値として除外して算出している。

図表4-3-(2)-⑩-ii 1年当たりの特許出願件数と事業費対売上高比率の散布図

○相関係数 0.330



(注) 1 当省の調査結果による。  
2 相関係数は、図表中の①、②及び③を異常値として除外して算出している。

### c 事業化数と事業費対売上高比率との関係等

事業化数が多いクラスターでは、事業費対売上高比率が高くなるのではないかとの仮定の下、64クラスターにおける「1年当たりの事業化数」と「事業費対売上高比率」との関係进行分析したところ、図表 4-3-(2)-⑱のとおり、両者には強い相関があった。

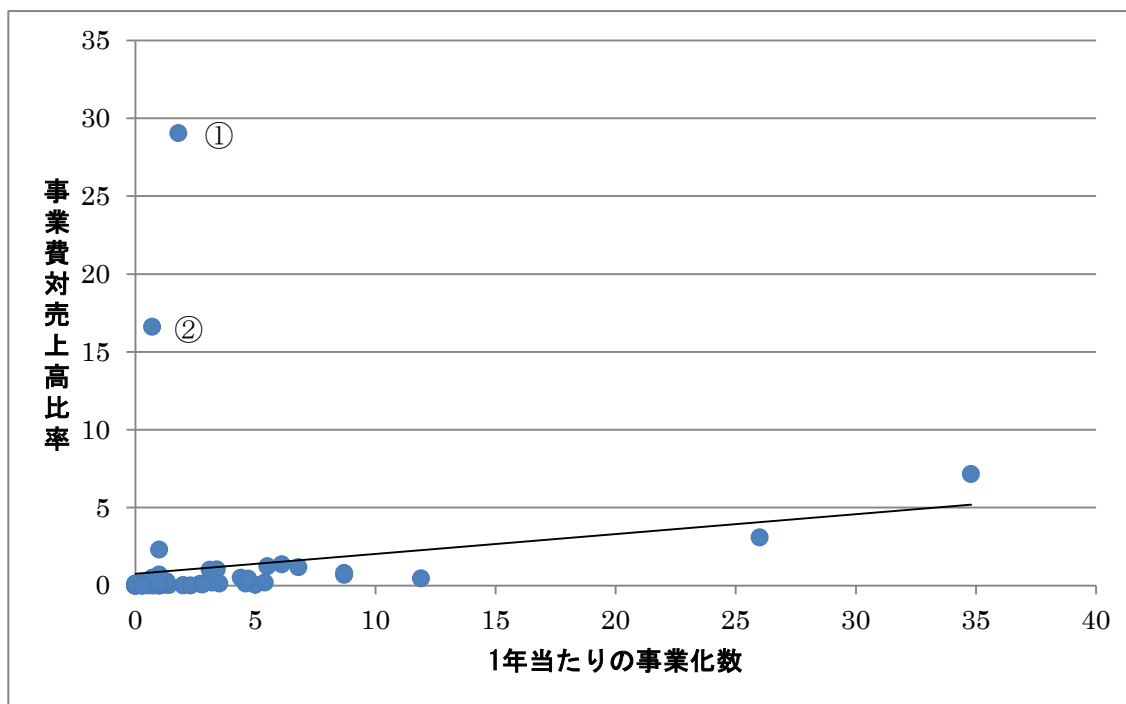
事業化数の多寡は、事業費対売上高比率の強く影響するものと考えられる。

一方、図表 4-3-(2)-⑱中の①及び②（注）は、特異的に、少ない事業化数で高い事業費対売上高比率を示しているクラスターであり、売上高等もそれぞれ 265 億円及び 24 億円となっている。

（注） 図表 4-(3)-イ⑱中の①は静岡県の「フーズ・サイエンスヒルズプロジェクト」、②は埼玉県「安全・安心の「資源循環工場」が牽引する環境産業クラスター形成の基盤づくり」の各数値である。

図表4-3-(2)-⑱ 1年当たりの事業化数と事業費対売上高比率の散布図

○相関係数 0.877



（注） 1 当省の調査結果による。  
2 相関係数は、図表中の①及び②を異常値として除外して算出している。

また、事業開始時に、具体的な商品・製品の開発を目標とした場合、売上高等の経済的効果が創出される可能性が高くなるのではないかとの仮定の下、具体的な製品の開発を目標としていた9クラスターについて売上高及び事業費対売上高比率を把握したところ、図表 4-3-(2)-⑳の

とおり、事業費対売上高比率が1.0以上のものは2クラスターにとどまり、商品化に至っていないものも3クラスターあるなど、その関係を把握することはできなかった。

図表 4-3-(2)-⑳ 9 クラスターにおける具体的な商品・製品までを特定した事業化数の目標設定の内容、実績等

クラスター名	事業化の具体的な目標内容 (目標数)	事業化数 (実績)	売上高 (億円)	事業費対売上 高比率
函館マリンバイオクラスター (北海道)	サプリメント、ガゴメスープ、ガゴメサラダ、ガゴメスイーツ等(計19)	74	21.1	2.51
ファルマバレープロジェクト (静岡県)	腫瘍マーカー探索、消化器がん検出試作、がん診断装置等(計21)	31	59.9	2.37
Aクラスター	一過性遺伝子発現制御キメラマウスによる創薬支援サービス、酸化LDL検査キット等(計3)	7	0.94	0.12
Bクラスター	S i P、生体計測機器、ストレス度計測評価装置、バイオマーカ等(計8)	5	0.12	0.01
Cクラスター	高強度・軽量化なアルミホイール、ステアリングホイール、ハイブリッド車・電気自動車用の軽量高精度アルミのモーターケーシング、足回り部品等(計30)	8	0.9	0.01
Dクラスター	軽量磁器、ヒートアイランド緩和材、過熱水蒸気ヒータ、リサイクル陶磁器食器等(計13)	13	0.04	0.003
Eクラスター	インクジェット用特殊インク等(計13)	0	0	0
Fクラスター	高容量・高信頼性リチウム用電池材料、アルミニウム合金、高効率タンデム型太陽電池搭載ポータブル電源、軽量・高抗張ケーブル等(計6)	6	0	0
Gクラスター	LED照明装置等(計7)	3	0	0

- (注) 1 当省の調査結果による。なお、平成27年度時点で事業実施中のものは、26年度末時点のものを集計した。
- 2 各クラスターにおける文部科学省クラスター形成事業のうち、具体的な商品・製品までを特定した事業化数の目標設定を行った事業期間中分のみの実績を記載し、それに基づき事業費対売上高比率も算出している。

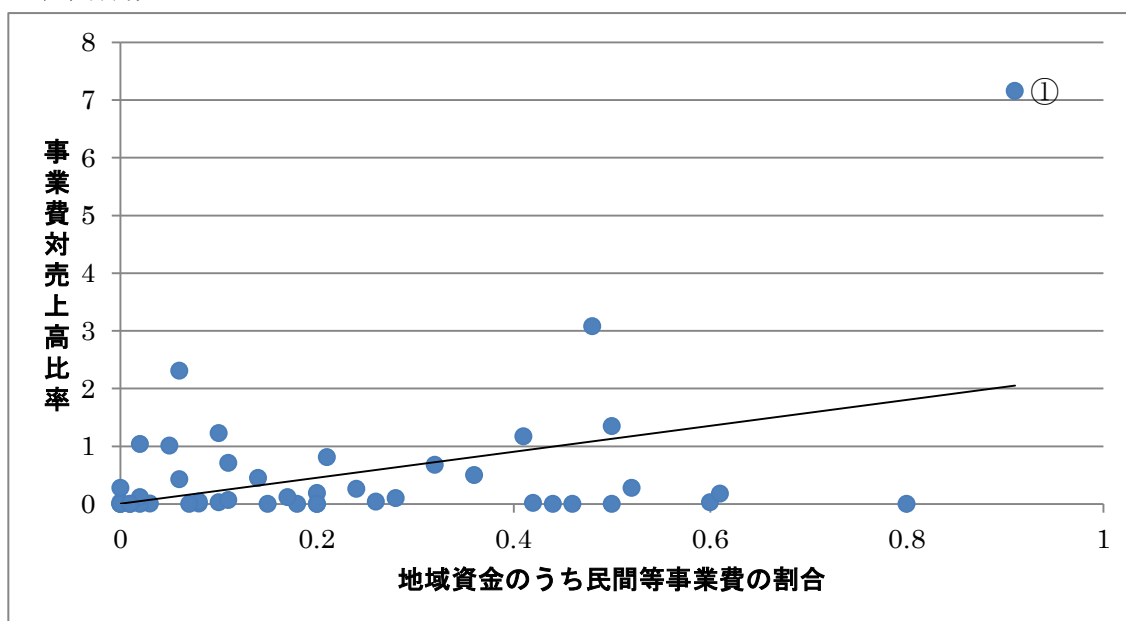
#### d 地域資金のうち民間企業等の負担割合と事業費対売上高比率の関係

地域資金のうち民間企業等の負担割合が高いクラスターでは、事業費対売上高比率が高くなるのではないかとの仮定の下、129事業（64クラスター）のうち、平成18年度以降に採択された76事業（46クラスター）（注）における「地域資金のうち民間等事業費の割合」と「事業費対売上高比率」との関係进行分析したところ、図表4-3-(2)-㉑のとおり、両者には相関はなかった。

なお、図表4-3-(2)-㉑中の①は、特異的に、民間企業等の負担割合と事業費対売上高比率の双方が高い例である。このクラスターは、図表4-3-(2)-㉒のとおり、平成22年度以降、売上高の増加とともに民間企業等事業費、参加企業数が増加している。

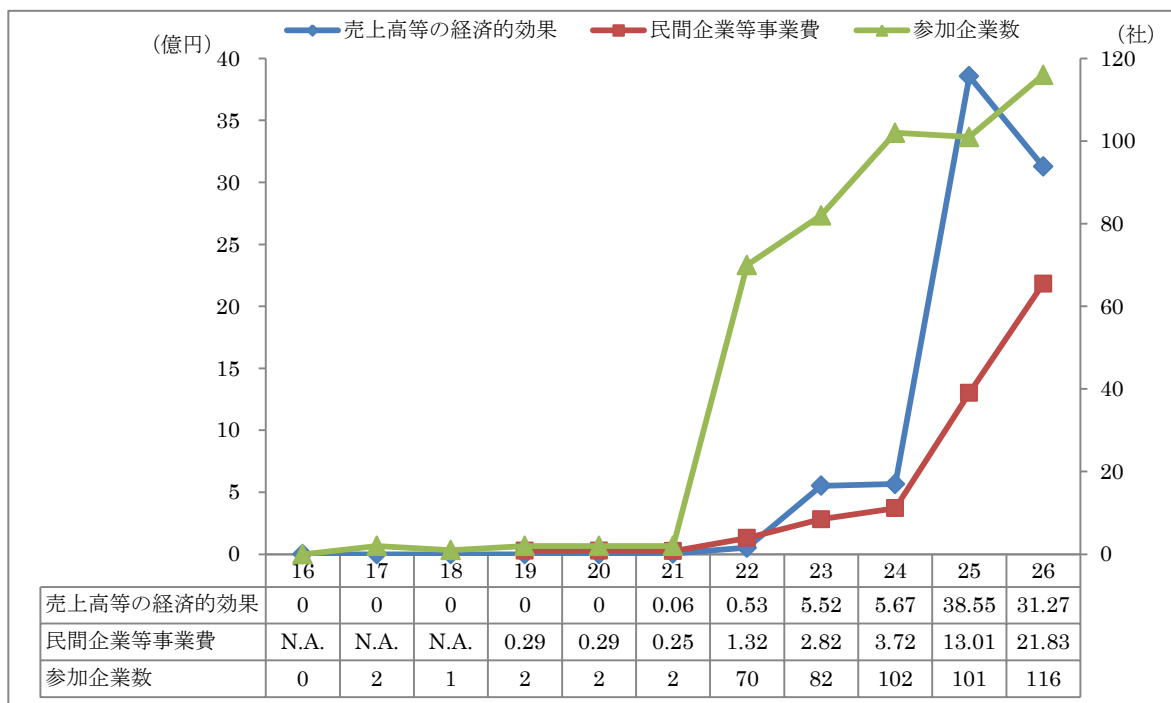
（注） 文部科学省は、地域の自立性を促進する観点から、平成18年度の採択事業分から、地域負担を明確にし、地域資金の負担割合を向上させることとして、最低でも国費の1/2以上の負担を求めている。

図表4-3-(2)-㉑ 地域資金のうち民間等事業費の割合と事業費対売上高比率の散布図  
○相関係数0.108



（注） 1 当省の調査結果による。  
2 相関係数は、図表中の①を異常値として除外して算出している。

図表 4-3-(2)-㉔ 青森県の「プロテオグリカン関連バイオマテリアルをコアとした津軽圏ヘルス&ビューティー産業クラスターの形成・拡大」における売上高等の経済的効果、民間企業等事業費及び参加企業数の推移(平成16～26年度)



- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 「民間企業等事業費」は平成19年度以降のものを記載している。  
 3 「売上高」は、「製造出荷額」を計上している。

### (3) 経済産業省における産業クラスター計画の実施状況

#### ア 事業の概要

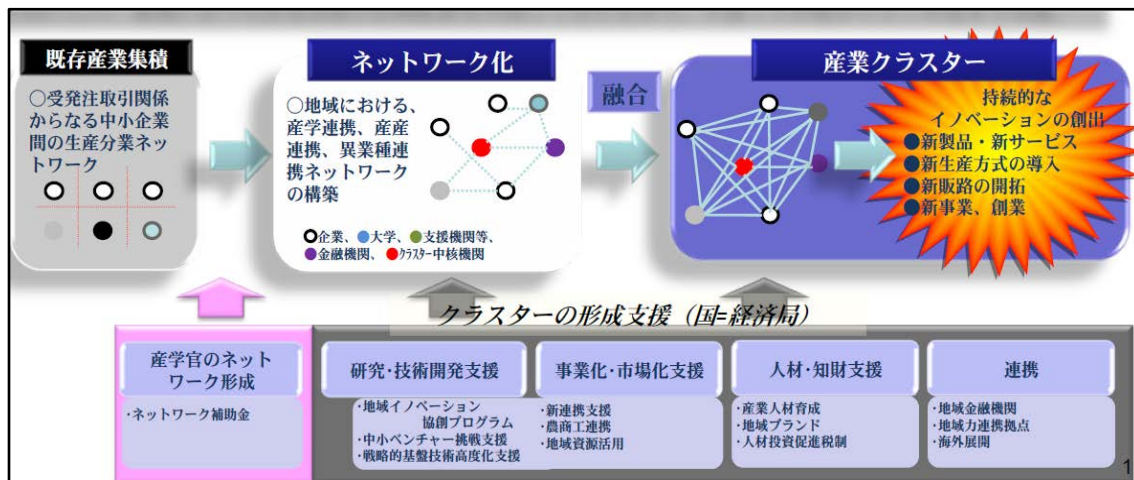
##### (7) 事業開始経緯等

経済産業省の地域経済産業政策は、1990年代前半までは、大都市部の工場等を地方部に再配置し、そこに産業の集積をすることによって地域の発展を図ることに主眼が置かれていた。しかし、1990年代後半になると、円高の進展や中国やASEAN諸国の台頭に伴い地域産業の空洞化が顕著となり、大都市部からの企業誘致による地域の発展は困難となってきた。

このような状況を背景として、同省は、我が国産業の国際競争力の強化、地域経済の活性化に資するよう、全国各地に企業、大学等が産学官連携、産産連携及び異業種連携の広域的なネットワークを形成し、知的資源等の相互活用によって、地域を中心としてイノベーションが創出（新事業・新産業が創出）される状態（産業クラスター）の形成を図ることを目的として、平成13年度から産業クラスター計画を開始した。

同計画は、地域ブロックごとに設置されている経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部（以下「経済産業局等」という。）の管轄区域単位で、クラスタープロジェクトを策定し、実施するものである。具体的には、経済産業局等及び民間の推進組織が中心となり、クラスタープロジェクトに基づき、①クラスター活動の基礎となる「顔の見える産学官のネットワーク」の形成を図り、②当該ネットワークを基礎として、経済産業省の研究・技術開発支援、事業化支援等の各種支援策を活用し、新事業・新産業の創出を目指すものである（図表4-3-(3)-①参照）。

図表 4-3-(3)-① 産業クラスター計画の概要図



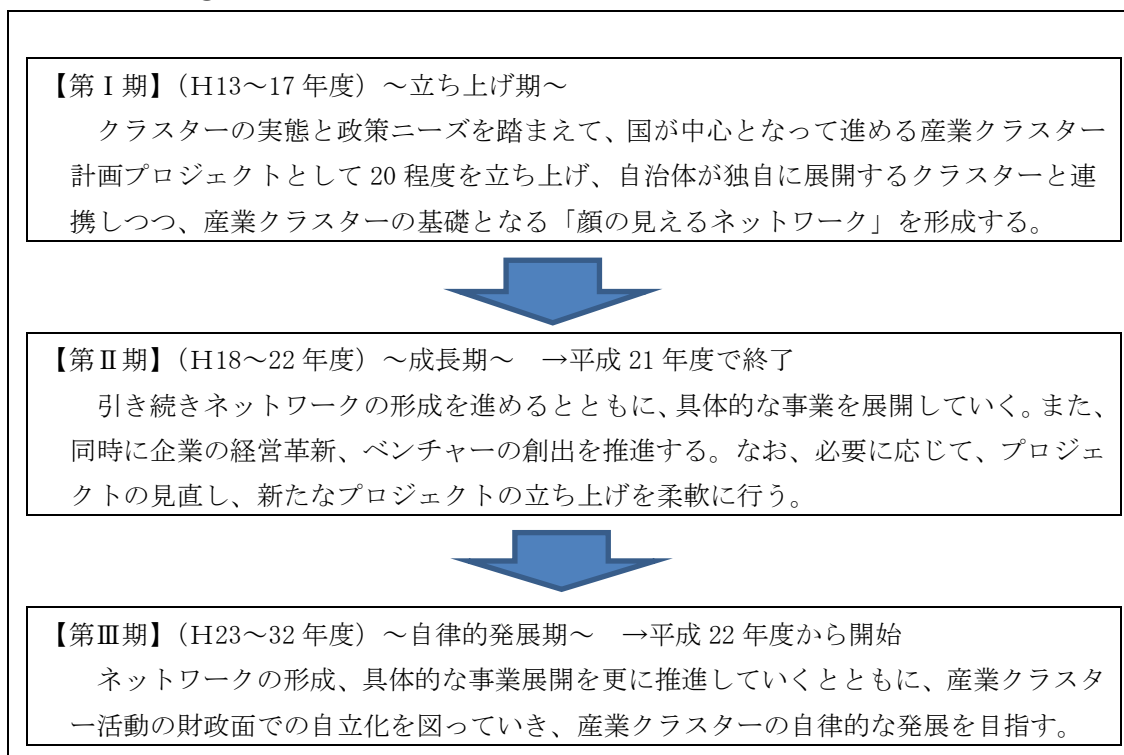
(注) 独立行政法人経済産業研究所が平成22年8月13日に開催したBBLセミナーにおける経済産業省提出資料から抜粋した。

#### (4) 計画工程等

産業クラスター計画の計画工程は、図表 4-3-(3)-②のとおり、平成 13 年度から 17 年度までを第Ⅰ期（立ち上げ期）、18 年度から 21 年度まで（注 1）を第Ⅱ期（成長期）、22 年度から 32 年度までを第Ⅲ期（自律的発展期）とする計画期間が設定されている。第Ⅰ期では 19 プロジェクトが、第Ⅱ期では第Ⅰ期のプロジェクトの統合・再編等により 24 プロジェクト（注 2）が実施されている（図表 4-3-(3)-③参照）。

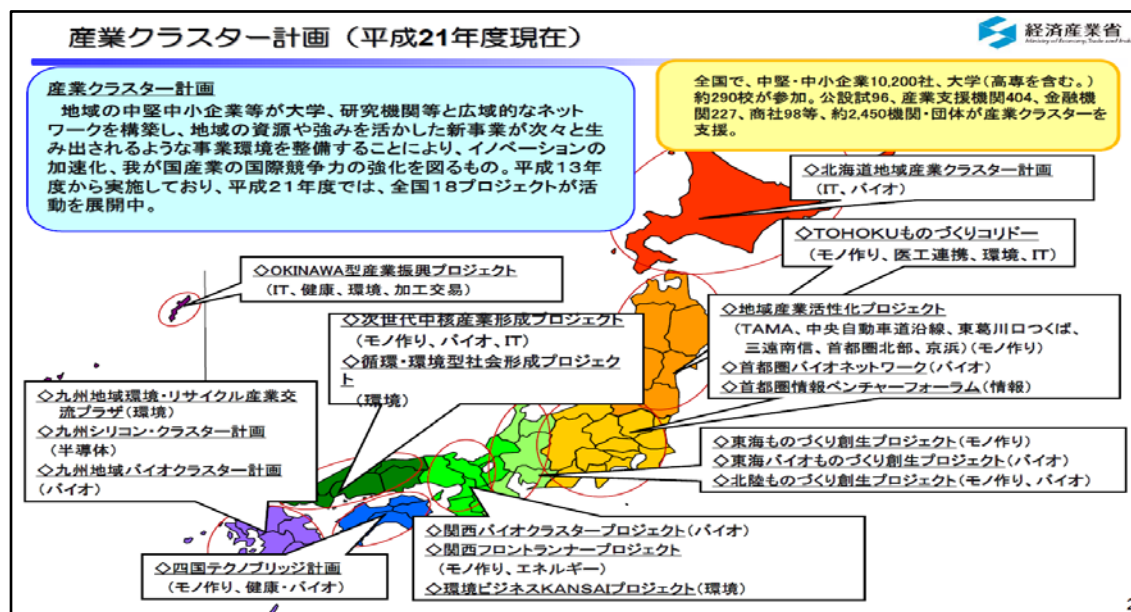
- (注) 1 当初は平成 22 年度までが第Ⅱ期（成長期）の計画期間であったが、平成 21 年度の民主党事業仕分け報告等を踏まえ、第Ⅱ期（成長期）を 1 年前倒しすることとなった。これにより平成 21 年度までで産業クラスター計画予算（広域的新事業支援連携等事業費補助金及び産業クラスター支援連携等事業費補助金をいう。以下同じ。）は廃止され、22 年度以降は第Ⅲ期（自律的発展期）に移行している。
- 2 第Ⅱ期（成長期）開始時点では、17 プロジェクトであった。しかし、i) 北海道経済産業局では、平成 19 年度から、「IT」及び「バイオ」の 2 プロジェクトに再編していること、ii) 関東経済産業局の「地域産業活性化プロジェクト」は 6 地域に分かれており実質的に 6 プロジェクトであること、iii) 九州経済産業局では、平成 19 年 10 月から、「九州地域バイオクラスタープロジェクト」を開始していることを踏まえ、本結果報告書では、第Ⅱ期（成長期）のプロジェクト数を合計 24 としている。

図表 4-3-(3)-② 産業クラスター計画における計画工程



(注) 経済産業省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 4-3-(3)-③ 産業クラスター計画(第Ⅱ期)におけるクラスタープロジェクト(平成21年度現在)



- (注) 1 独立行政法人経済産業研究所が平成22年8月13日に開催したBBLセミナーにおける経済産業省提出資料から抜粋した。  
 2 図表中「全国18プロジェクト」となっているが、前述のとおり、本結果報告書では24プロジェクトと整理した。

#### (ウ) 自律的發展期以降の動き

経済産業省が第Ⅱ期(成長期)終了後にまとめた「産業クラスター計画第Ⅱ期中期計画活動総括」(平成23年8月経済産業省地域経済産業グループ)によると、第Ⅲ期(自律的發展期)では、第Ⅱ期までの成果を踏まえ、今後の産業クラスター政策として、地域主導で実施するもの(「地域産業集積高度化モデル」クラスター)と国際競争力の確保のため、全国的な視野で形成を推進していく必要があるもの(「国際競争力拠点化モデル」クラスター)に分けて活動を実施していくこととされている。

なお、「日本再興戦略 -JAPAN is BACK-」(平成25年6月14日閣議決定)では、「世界に冠たる産業集積を構築するため、有望な産業クラスター候補地を再定義した上で、地域中核企業を中心とした新たなクラスターを創出し、地域企業群の活性化を進める」こととされたことを受け、新たな産業クラスター事業として、平成26年度に「新産業集積創出基盤構築支援事業」が開始されている。当該事業は、産業クラスター計画関係者も活用することができるものとなっている。



これらを踏まえ、後述(エ)のとおり、平成 22 年度以降の第Ⅲ期（自律的発展期）においては、産業クラスター計画関係者も活用することができる関連予算が措置され、産業クラスター計画の各プロジェクトの状況に応じて活用することが可能となっている。

#### (イ) 予算額の推移

産業クラスター計画では、平成 13 年度から 21 年度まで（第Ⅰ期及び第Ⅱ期）に関連予算（注）を含め、1,119 億円が、第Ⅲ期（自律的発展期）に移行した 22 年度からは 26 年度までに 127 億円が措置されている。

当該予算の内訳は、①産業クラスター計画予算として、平成 13 年度から 21 年度までの間で 95.7 億円、②関連予算（注）として、ネットワーク形成支援関係のものが 22 年度から 26 年度までの間で 64.7 億円、研究開発関係のものが 13 年度から 26 年度までの間で 1,086 億円となっている。

また、産業クラスター計画予算及び関連予算の合計額について年度ごとの推移をみると次のとおりである（図表 4-3-(3)-④参照）。

- ① 産業クラスター計画予算が措置されていた平成 21 年度までは、第Ⅱ期（成長期）の初年度である 18 年度（174 億円）をピークに減少している。
- ② 平成 22 年度以降の第Ⅲ期（自律的発展期）における関連予算は、同年度（70 億円）以降減少しており、26 年度は約 9 億円となっている。

(注) 産業クラスター計画予算ではないが、産業クラスター計画関係者も活用することができる予算をいう。以下同じ。

図表 4-3-(3)-④ 産業クラスター計画予算及び関連予算の推移（平成 13～26 年度）

（単位：億円）

区分	支援事業名	第Ⅰ期(立ち上げ期)					第Ⅱ期(成長期)					第Ⅲ期(自立的発展期)					事業計
		平成13年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26		
産業クラスター計画予算	広域的新事業支援連携等事業費補助金	-	5.4	5.7	6.3	19.3	19.3	17.0	11.4	-	-	-	-	-	-	84.4	
	産業クラスター支援連携等事業費補助金	-	-	-	-	-	-	-	11.3	-	-	-	-	-	-	11.3	
関連予算	ネットワーク形成支援関係	地域企業立地促進等事業費補助金(うちNW形成支援)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6.4	-	-	-	6.4	
		地域新成長産業創出促進事業	-	-	-	-	-	-	-	-	13.9	13.0	-	-	-	26.9	
		成長産業・企業立地促進等補助事業(うちNW形成支援)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.1	3.0	2.1	-	9.2	
		地域新産業戦略推進事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7.3	6.4	-	13.7	
		新産業集積創出基盤構築支援事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8.5	8.5	
	研究開発関係	即効型地域新生コンソーシアム研究開発事業	144.0	101.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	245.4
		地域新生コンソーシアム研究開発事業	-	-	99.9	113.2	135.9	154.8	-	-	-	-	-	-	-	503.8	
		地域新生コンソーシアム研究開発事業/地域資源活用型研究開発事業	-	-	-	-	-	-	117.5	-	-	-	-	-	-	117.5	
		地域資源活用型研究開発事業/地域イノベーション創出研究開発事業	-	-	-	-	-	-	-	91.8	-	-	-	-	-	91.8	
		地域イノベーション創出研究開発事業	-	-	-	-	-	-	-	-	65.1	49.4	10.0	-	-	124.5	
		地域イノベーション創出実証研究補助事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.8	-	2.8	
	年度計(産業クラスター計画予算+関連予算)		144.0	106.8	105.6	119.5	155.2	174.1	134.5	103.2	76.4	69.7	27.1	13.1	8.5	8.5	(総計) 1246.2
産業クラスター計画予算(H13～21年度)計															95.7		
産業クラスター計画の関連予算計															1150.5		
ネットワーク形成支援(H22～26年度)															64.7		
研究開発関係(H13～26年度)															1085.8		

(注) 経済産業省の資料に基づき、当省が作成した。

## イ 調査結果

今回、産業クラスター計画第Ⅱ期（成長期）に実施された 24 プロジェクトのうち、経済産業局等ごとに 1 又は 2 プロジェクトずつ計 11 プロジェクトを抽出（注）し、①定量的目標の設定及び達成状況、②経済的効果、③第Ⅲ期（自律的発展期）の活動状況等について調査した。

（注） 経済産業局等で 1 又は 2 プロジェクトを実施している場合には、全てを調査対象とした。3 プロジェクト以上実施している場合には、経済産業省の「平成 26 年度新産業集積創出基盤構築支援事業 今後の地域経済活性化施策に関する方策検討調査事業報告書」（平成 27 年 3 月）で示された第Ⅲ期（自律的発展期）における活動類型のうち「自立活動型」（民間団体がクラスター推進機関として活動の計画・実施を自立的に行っているもの）に当たるとされているものを優先に 1 プロジェクトを抽出した。

### （ア） 産業クラスター計画全体の定量的目標の設定及び達成状況

経済産業省は、第Ⅰ期（立ち上げ期）では、全体の数値目標は特に設定していない。

平成 18 年度からの第Ⅱ期（成長期）では、産業クラスター計画を、イノベーションの活性化による新事業・新産業の創出を目的とするものとして位置付け（注 1）、平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間で全国のプロジェクト参加企業において 4 万件の新事業を開始するという目標が設定された。

また、各プロジェクトでは、共通の目標である新事業開始件数（注 2）のほか、それぞれの特性に応じた数値目標が設定されている。

設定された数値目標の達成状況等は、次のとおりとなっている。

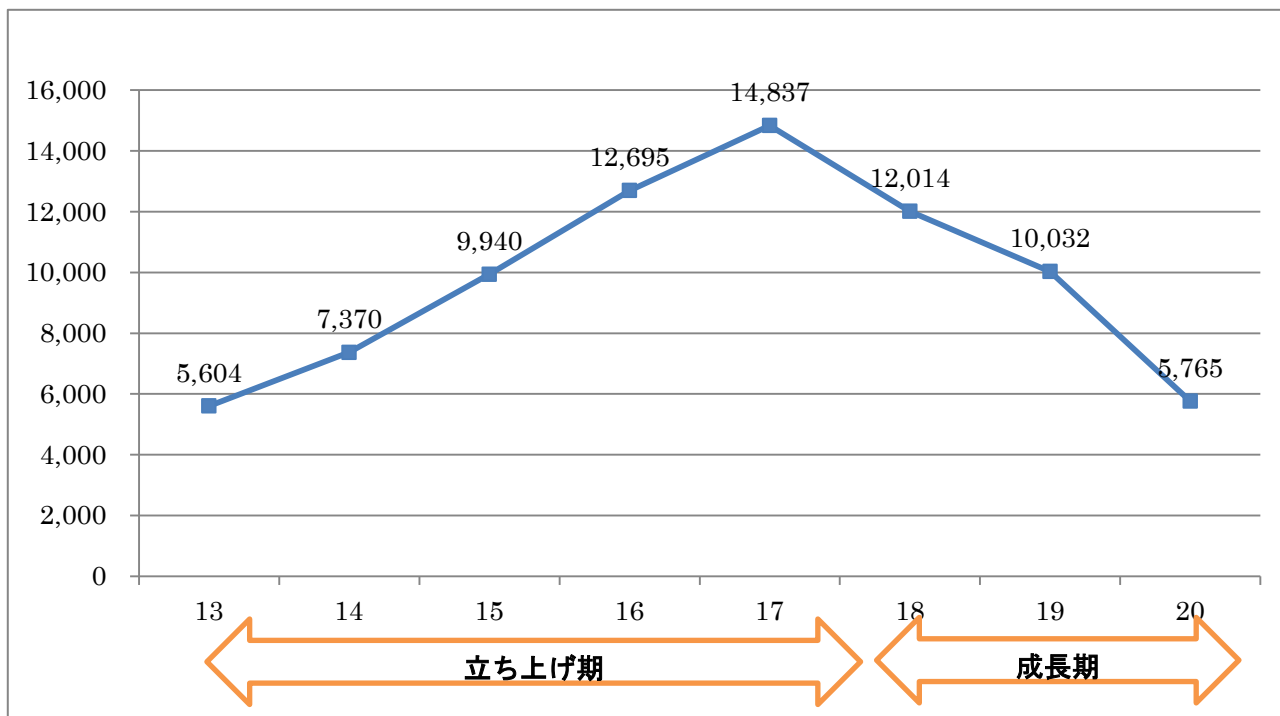
- ① 計画全体の新事業開始件数の年度ごとの推移は、図表 4-3-(3)-⑤のとおり、第Ⅰ期（立ち上げ期）は毎年度が増加しているが、第Ⅱ期（成長期）は毎年度減少している。
- ② 新事業開始件数の累計は、図表 4-3-(3)-⑥のとおり、平成 18 年度から 20 年度までの間に 27,811 件（目標に対する達成率約 7 割）となっているが、その後の実績が把握されていないため、その達成状況は不明である。

（注） 1 「産業クラスター計画第Ⅱ期中期計画」（平成 18 年 4 月 1 日経済産業省地域経済産業グループ）による。

2 経済産業省では、新事業開始件数について、「新商品・新製品の試作、製造、市場投入や新たな製造プロセス技術の導入、新しいサービスの導入をいう。」としている。

図表 4-3-(3)-⑤ 新事業開始件数の推移 (平成 13~20 年度)

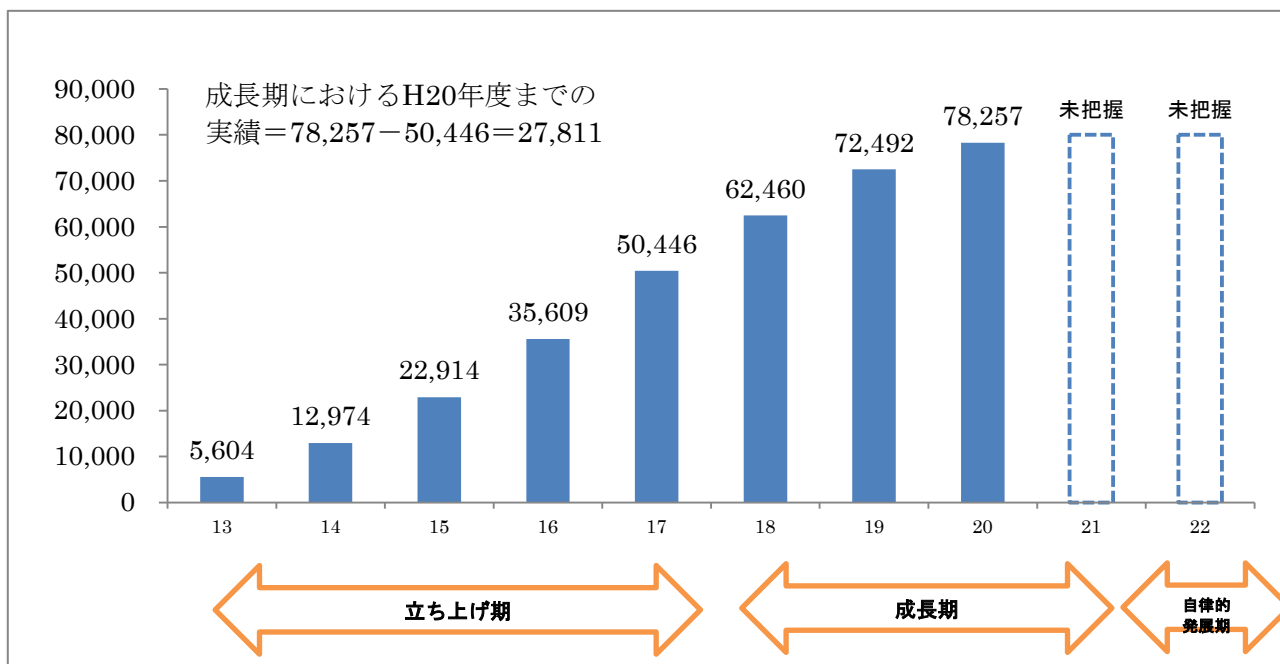
(単位: 件)



(注) 「産業クラスター計画 第Ⅱ期中期計画活動報告書」(平成 23 年 3 月経済産業省地域経済産業グループ)に基づき、当省が作成した。

図表 4-3-(3)-⑥ 新事業開始件数の累計 (平成 13~20 年度)

(単位: 件)



(注) 1 「産業クラスター計画 第Ⅱ期中期計画活動報告書」に基づき、当省が作成した。  
 2 平成 21 年度及び 22 年度については、実績が未把握のため不明である。

(イ) 11 プロジェクトの状況

a 11 プロジェクトの名称及び予算額

今回調査対象とした 11 プロジェクトの名称及び予算額は、図表 4-3-(3)-⑦のとおりである。

図表 4-3-(3)-⑦ 11 プロジェクトの名称及び予算額（平成 13～26 年度）

（単位：億円）

各経済産業局等名	プロジェクト名	予算区分	第Ⅰ期(立ち上げ期)					第Ⅱ期(成長期)					第Ⅲ期(自律的發展期)					予算区分ごとの計
			13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26		
北海道経済産業局	北海道ITイノベーション戦略	ネットワーク形成支援等	-	0.17	0.24	0.26	0.58	0.64	0.61	0.44	0.43	0.34	0.26	0.27	0.27	-	4.52	
	北海道バイオ産業成長戦略	ネットワーク形成支援等	-	0.17	0.16	0.17	0.68	0.66	0.62	0.44	0.53	0.40	0.21	0.22	0.19	0.19	4.64	
	研究開発		8.5	7.6	7.0	8.5	8.7	10.4	9.8	6.7	2.4	3.1	0.7	0.0	-	-	73.4	
東北経済産業局	TOHOKUものづくりコリドー	ネットワーク形成支援等	-	0.29	0.28	0.32	2.04	1.83	1.39	0.86	0.80	0.43	0.51	0.48	0.41	0.65	10.29	
	研究開発		7.4	9.8	7.7	6.7	10.6	10.4	9.5	6.1	2.9	3.1	0.6	0.2	-	-	75.0	
関東経済産業局	地域産業活性化プロジェクト(首都圏西部ネットワーク支援活動)	ネットワーク形成支援等	-	0.24	0.27	0.26	0.38	0.43	0.57	0.47	0.51	0.47	0.48	0.34	0.30	-	4.72	
	研究開発		33.1	18.3	20.0	23.5	26.7	36.9	23.6	18.7	9.3	6.0	0.7	0.1	-	-	216.9	
中部経済産業局	東海バイオものづくり創生プロジェクト	ネットワーク形成支援等	-	-	-	不明	不明	不明	不明	0.16	0.13	-	-	-	-	0.30		
	研究開発		11.0	11.8	9.1	10.5	16.7	24.6	20.7	17.7	7.3	4.7	0.8	0.1	-	-	135.0	
近畿経済産業局	関西フロントランナープロジェクト	ネットワーク形成支援等	-	不明	不明	不明	不明	1.48	1.63	0.99	0.89	0.29	0.46	0.41	0.28	0.37	6.80	
	研究開発		18.4	14.3	16.6	22.2	24.4	24.9	16.0	14.0	6.4	7.2	0.5	0.5	-	-	165.4	
中国経済産業局	次世代中核産業育成プロジェクト	ネットワーク形成支援等	-	0.42	0.53	0.63	1.71	1.79	1.66	1.11	0.95	1.70	0.84	0.82	0.79	0.71	13.65	
	循環・環境型社会形成プロジェクト	ネットワーク形成支援等	-	不明	不明	不明	不明	(1.79)の内数	(1.66)の内数	(1.11)の内数	0.15	0.25	0.14	0.21	0.17	-	0.92	
	研究開発		8.0	9.3	9.5	9.7	8.7	14.5	10.1	8.5	3.1	2.7	1.2	0.1	-	-	85.4	
四国経済産業局	四国テクノブリッジ計画	ネットワーク形成支援等	-	0.14	0.25	0.30	0.44	0.44	0.82	0.59	0.59	-	-	-	-	-	3.57	
	研究開発		7.2	7.1	5.8	5.5	8.7	9.4	8.4	8.2	2.8	0.5	0.3	0.0	-	-	63.9	
九州経済産業局	九州地域環境・リサイクル産業交流プラザ	ネットワーク形成支援等	-	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	0.40	0.45	0.32	0.26	0.25	1.68	
	研究開発		12.5	12.6	13.1	14.2	17.3	21.1	15.2	9.0	4.2	4.0	0.5	0.4	-	-	124.1	
沖縄総合事務局 経済産業部	OKINAWA型産業振興プロジェクト	ネットワーク形成支援等	-	0.15	0.15	0.19	0.59	0.57	0.51	0.35	0.33	-	-	-	-	-	2.84	
	研究開発		1.5	2.4	2.1	0.0	1.7	2.3	3.0	2.6	1.8	1.2	0.3	0.1	-	-	19.0	

- (注) 1 当省の調査結果による。図表中、「-」は予算措置なしを、「不明」は関係資料がないため分からないことを示す。  
 2 「研究開発」予算については、経済産業省においてプロジェクトごとの予算額は算出できないとすることから、経済産業局等への配分額を計上している。  
 3 「ネットワーク形成支援等」欄の予算額は、平成 13 年度から 21 年度までは、産業クラスター計画予算の額、22 年度から 26 年度まではネットワーク形成支援の関連予算の額である。

## b 数値目標及び達成状況

11 プロジェクトにおける数値目標及び達成状況は、図表 4-3-(3)-⑧のとおりであり（大半のプロジェクトで、第Ⅱ期（成長期）の最終年度の実績が把握されていないため、把握されている年度までの実績（注）による。）、新事業開始件数の数値目標を達成しているのは、5 プロジェクト（首都圏西部ネットワーク支援活動、東海バイオものづくり創生プロジェクト、次世代中核産業育成プロジェクト、循環・環境型社会形成プロジェクト、四国テクノブリッジ計画）である。この中には、達成率が 200%を超えるものが 4 プロジェクトみられた。

（注） 新事業開始件数について、8 プロジェクトが平成 20 年度までの実績、2 プロジェクトが 19 年度までの実績の把握となっている。平成 22 年度までの実績が把握されているものは、1 プロジェクト（北海道 I T イノベーション戦略）である。

また、個別の数値目標が設定されている 7 プロジェクトのうち、5 プロジェクトでは平成 20 年度までの実績の把握となっている。平成 22 年度までの実績が把握されているものは、2 プロジェクト（北海道 I T イノベーション戦略及び北海道バイオ産業成長戦略）である。

図表 4-3-(3)-⑧ 11 プロジェクトの第Ⅱ期（成長期）における数値目標及び達成状況

経済産業局等名	プロジェクト名	平成 22 年度までの数値目標		実績	達成状況
		上段：新事業開始件数（共通目標）	下段：各プロジェクトの個別目標		
北海道経済産業局	北海道 I T イノベーション戦略	4,000 件（平成 19～22 年度） （うち、地域産業との連携事業数：1,000 件）		1,807 件 (283 件) ※平成 19～22 年度の実績	未達成
		①北海道の I T 産業の売上高（平成 22 年度）：4,500 億円 ②新規海外事業提携件数：80 件		①3,852 億円 ※平成 22 年度の実績 ②271 件 ※平成 19～22 年度の実績	①未達成 ②達成（339%）
	北海道バイオ産業成長戦略	2,000 件（平成 19～22 年度） （うち、地域産業との連携事業数：1,000 件）		632 件 (273 件) ※平成 19～20 年度の実績	未達成
		①北海道のバイオ産業の売上高（平成 22 年度）：500 億円 ②研究開発投資額：50 億円 ③新規海外事業提携件数：30 件		①503 億円 ※平成 22 年度の実績 ②41 億円 ※平成 22 年度の実績 ③40 社 ※平成 19～22 年度の実績	①達成（101%） ②未達成 ③達成（133%）
東北経済産業局	TOHOKUものづくりコリドー	2,400 件		1,526 件 ※平成 18～19 年度の実績	未達成
		なし		—	—
関東経済産業局	地域産業活性化プロジェクト（首都圏西部ネットワーク支援活動）	2,000 件		4,426 件 ※平成 18～20 年度の実績	達成（221%）
		なし		—	—
中部経済産業局	東海バイオものづくり創生プロジェクト	60 件		63 件 ※平成 18～20 年度の実績	達成（105%）
		①新規企業創出件数：30 件		①7 件 ※平成 18～20 年度の実績	未達成

近畿経済産業局	関西フロントランナープロジェクト	8,000件	7,291件 ※平成18～20年度の実績	未達成
		①クラスターコア組成数：175件 ②クラスターコア企業の売上高伸び率：25%/5年	①125件 ※平成18～20年度の実績 ②不明	①未達成 ②不明
中国経済産業局	次世代中核産業育成プロジェクト	3,000件	11,333件 ※平成18～20年度の実績	達成（378%）
		なし	—	—
	循環・環境型社会形成プロジェクト	800件 なし	1,610件 —	達成（201%） —
四国経済産業局	四国テクノロジー計画	2,000件	4,606件 ※平成18～20年度の実績	達成（230%）
		①第二創業企業数：60社 ②大学発ベンチャーIPO（新規上場）企業数：5社	①28社 ②0社 ※平成18～20年度の実績	①未達成 ②未達成
九州経済産業局	九州地域環境・リサイクル産業交流プラザ	1,500件	361件 ※平成18～19年度の実績	未達成
		①海外ビジネス創出件数（海外取引、海外進出）：20件 ②新規起業件数：25件	①12件 ※平成18～20年度の実績 ②46件 ※平成18～19年度の実績	①未達成 ②達成（184%）
沖縄総合事務局経済産業部	OKINAWA型産業振興プロジェクト	4,500件	4,029件 ※平成18～20年度の実績	未達成
		①企業立地件数：341件 ②売上高：プロジェクト会員企業の売上げを平成15年度比で3,500億円増（平成22年度）	①不明 ②平成15年度1,171億円→20年度1,429億円	①不明 ②未達成

(注) 1 経済産業省の資料等に基づき、当省が作成した。  
2 「達成状況」については、把握されている年度までの実績に基づく。また、同欄の（ ）内は、目標に対する実績の割合（達成率）を示す。

### c 参加企業等の売上高の状況

11プロジェクトのうち、参加企業等における売上高を数値目標として設定し、達成状況を把握しているものは、北海道経済産業局の2プロジェクト及び沖縄総合事務局の1プロジェクトである(図表4-3-(3)-⑧及び⑨参照)。

これら3プロジェクトにおける売上高の推移は、図表4-3-(3)-⑩のとおり、いずれも増加傾向にあった。また、予算額と売上高の増加額の比率(以下「予算額対売上高比率」という。)は、図表4-3-(3)-⑪のとおり、いずれも1.0を大きく超えている状況にある。

なお、北海道経済産業局は、2プロジェクトの効果を、第Ⅲ期(自律的発展期)も継続して把握している。

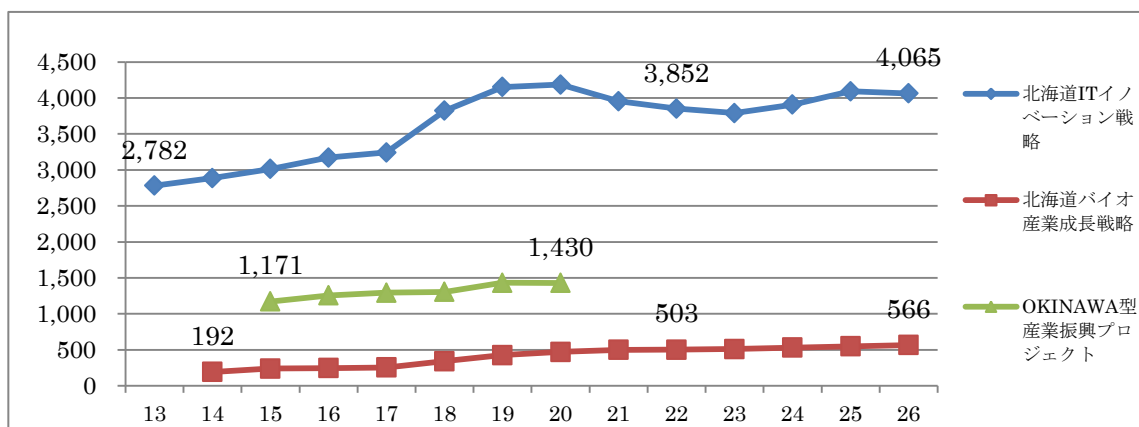
図表4-3-(3)-⑨ 売上高を把握している3プロジェクトの把握状況

経済産業局等名	プロジェクト名	把握状況
北海道経済産業局	北海道ITイノベーション戦略	毎年度、道内のIT関連企業の売上高等をアンケートにより把握し、「北海道ITレポート」として取りまとめ →調査時点では継続実施
	北海道バイオ産業成長戦略	毎年度、道内のバイオ関連企業の売上高等をアンケートにより把握し、「北海道バイオレポート」として取りまとめ →調査時点では継続実施
沖縄総合事務局 経済産業部	OKINAWA型産業振興プロジェクト	平成15年度から20年度までの間、会員企業へのアンケートにより把握し取りまとめ →調査時点では実施しておらず

(注) 当省の調査結果による。

図表4-3-(3)-⑩ 3プロジェクトにおける売上高の推移(平成13~26年度)

(単位: 億円)



(注) 当省の調査結果による。



図表 4-3-(3)-⑪ 3 プロジェクトにおける予算額対売上高比率

(単位：億円)

経済産業局等 名	プロジェクト名	売上高増 加額	売上高 増加額 計①	プロジェクト予算額			予算額対 売上高比 率 (①/④)
				ネット ワーク 形成支 援②	研究開 発③	予算額計 (②+③) ④	
北海道経済産 業局	北海道 I T イノ ベーション戦略	1,283	1,657	4.52	73.4	82.56	20.1
	北海道バイオ産 業成長戦略	374		4.64			
沖縄総合事務 局経済産業部	OK I N A W A 型産業振興プロ ジェクト	259	259	2.84	19.0	21.84	11.9

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 「プロジェクト予算額」は、図表 4-3-(3)-⑦のものを計上している。  
 3 「売上高増加額」は、「北海道 I T イノベーション戦略」及び「北海道バイオ産業成長戦略」は、データ把握初年度と比較した平成 26 年度の増加分を、「OK I N A W A 型産業振興プロジェクト」は、15 年度と比較した 20 年度の増加分を計上している。  
 4 「研究開発」予算はプロジェクトごとのものが不明であることから、北海道経済産業局の「予算額対売上高比率」については、同局で実施した 2 プロジェクトの合計値で算出している。

d 第Ⅲ期（自律的発展期）におけるクラスター活動状況

11 プロジェクトの平成 22 年度以降の第Ⅲ期（自律的発展期）における活動状況は、図表 4-3-(3)-⑫のとおり、①引き続き第Ⅱ期（成長期）の推進組織等が中核となりクラスター活動を実施しているものが 6 プロジェクト、②中核となる推進組織はなく、クラスター活動を終了しているものが 5 プロジェクトとなっている。

クラスター活動を継続している 6 プロジェクトでは、①マッチング事業、②販路開拓支援事業、③連携促進事業、④情報提供事業などが行われている。

図表 4-3-(3)-⑫ 11 プロジェクトの第Ⅲ期（自律的発展期）の活動状況

プロジェクト名	成長期における推進組織名	自律的発展期における活動状況	自律的発展期の主な活動内容等
北海道 I T イノベーション戦略	北海道情報産業クラスターフォーラム (事務局：一般社団法人北海道 I T 推進協会)	○左記フォーラムは平成 21 年度までで活動終了（クラスター活動の中核となる推進組織なし） ※平成 22 年度から 25 年度までは、一般社団法人北海道 I T 推進協会において経済産業省の補助金を活用し、地域連携マネージャーの配置、左記クラスターフォーラム参加企業への販路拡大支援事業等を実施	－
北海道バイオ産業成長戦略	北海道バイオ産業クラスターフォーラム (事務局：公益財団法人北海道科学技術総合振興センター)	○左記フォーラムを活用し、公益財団法人北海道科学技術総合振興センターが中核となり、クラスター活動を継続して実施	○マッチング事業（大学等の研究シーズの発掘と企業の業務分野等の情報を踏まえたシーズ公開会等） ○連携促進事業（他地域、他産業との連携事業等） ○販路開拓支援事業（各種展示会への出展等） ○情報提供事業（各種セミナーの開催等）
TOHOKUものづくりコリドー	株式会社インテリジェントコスモス研究機構	○成長期までの東北 6 県を対象とした広域的なクラスター活動は平成 21 年度までで終了（中核となる推進組織なし）	※東北経済産業局では、自動車関連分野、医療・福祉機器関連産業分野及び半導体等関連分野を先導的分野としており、引き続き国主導で事業を実施
地域産業活性化プロジェクト（首都圏西部ネットワーク支援活動）	一般社団法人首都圏産業活性化協会	○左記の推進組織が中核となり、クラスター活動を継続して実施	○産学連携・研究開発支援事業 ○海外展開・販路開拓支援事業 ○人材育成・人材確保支援事業
東海バイオものづくり創生プロジェクト	特定非営利活動法人バイオものづくり中部	○左記の推進組織が中核となりクラスター活動を継続して実施	○ネットワーク形成事業 ○新事業創出支援事業 ○連携促進事業 ○販路開拓支援事業 ○情報提供事業

関西フロントランナープロジェクト	ネオクラスター推進共同体（事務局：一般財団法人関西情報センター）	○一般財団法人関西情報センターのほか、クラスター活動継続のために設立された一般社団法人や NPO 法人においてクラスター活動を継続して実施	○ビジネスマッチング事業 ○左記の新規に設立された一般社団法人や NPO 法人による研究会開催事業等 ※近畿経済産業局では、次世代電子・エネルギー技術産業分野を先導的分野としており、引き続き国主導でも事業を実施
次世代中核産業育成プロジェクト	中国地域産業クラスターフォーラム（事務局：公益財団法人ちゅうごく産業創造センター、一般社団法人中国地域ニュービジネス協議会）	○成長期までの中国 5 県を対象とした広域的なクラスター活動は終了（中核となる推進組織なし）	※中国経済産業局では、自動車関連分野及び電子デバイス分野を先導的分野としており、引き続き国主導で事業を実施
循環・環境型社会形成プロジェクト	中国地域産業クラスターフォーラム（事務局：一般社団法人中国地域ニュービジネス協議会）	○一般社団法人中国地域ニュービジネス協議会が中核となりクラスター活動を継続して実施	○参加企業への情報提供事業 ○マッチング事業 ○見本市・交流会開催事業 ○共同研究・共同販売への助成事業
四国テクノブリッジ計画	四国テクノブリッジフォーラム（事務局：一般財団法人四国産業・技術振興センター）	○平成 21 年度までで四国テクノブリッジ計画は終了したとしてクラスター活動終了（中核となる推進組織なし）	－
九州地域環境・リサイクル産業交流プラザ	一般財団法人九州産業技術センター九州地域環境・リサイクル産業交流プラザ	○左記の推進組織が中核となり、クラスター活動を継続して実施	○参加企業への情報提供事業 ○異業種交流事業 ○マッチング事業 ○販路開拓支援事業 ○海外展開支援事業
OKINAWA 型産業振興プロジェクト	OKINAWA 型産業振興プロジェクト推進ネットワーク（事務局：株式会社沖縄 TLO）	○左記ネットワークは平成 23 年 6 月に解散し、クラスター活動終了（中核となる推進組織なし）	－

（注） 当省の調査結果による。

#### e 財政的自立の状況

第Ⅲ期（自律的発展期）では、「産業クラスター活動の財政面での自立化を図っていき、産業クラスターの自律的な発展を目指す」こととされている。第Ⅲ期（自律的発展期）で推進組織が中心となりクラスター活動を実施している 5 プロジェクト（注）の推進組織の活動のための財政状況は、図表 4-3-(3)-⑬のとおり、いずれも経済産業省の補助金を活用している。これに加え 3 プロジェクトでは、参加企業等による会費制を導入している。

(注) 第Ⅲ期(自律的發展期)においてクラスター活動を継続して実施している6プロジェクトのうち、「関西フロントランナープロジェクト」以外の5プロジェクトを示す。

図表 4-3-(3)-⑬ 5プロジェクトにおける会費制導入など財源確保の方法

プロジェクト名	推進組織名	会費制導入の有無	その他財源確保の方法
北海道バイオ産業成長戦略	北海道バイオ産業クラスターフォーラム (事務局:公益財団法人北海道科学技術総合振興センター)	無	・経済産業省、文部科学省からの補助金等
地域産業活性化プロジェクト(首都圏西部ネットワーク支援活動)	一般社団法人首都圏産業活性化協会	有	・経済産業省、文部科学省からの補助金等 ・地方公共団体からの受託事業
東海バイオものづくり創生プロジェクト	特定非営利活動法人バイオものづくり中部	有	・経済産業省からの補助金
循環・環境型社会形成プロジェクト	中国地域産業クラスターフォーラム (事務局:一般社団法人中国地域ニュービジネス協議会)	無	・経済産業省からの補助金
九州地域環境・リサイクル産業交流プラザ	一般財団法人九州産業技術センター九州地域環境・リサイクル産業交流プラザ	有	・経済産業省からの補助金

(注) 当省の調査結果による。

会費制を導入している3プロジェクトの推進組織のうち、1プロジェクトの推進組織における平成22年度から26年度までの事業費の内訳は、図表4-3-(3)-⑭のとおり、いずれの年度でも全体の事業費に占める会費収入の割合はおおむね3割であり、全てを会費収入で賄うような自律的な発展は難しい状況となっている。

図表 4-3-(3)-⑭ 事業費に占める会費収入の割合の例

(単位:千円、%)

区 分		平成22年度	23	24	25	26
事業費の合計(a)		54,927	59,208	45,751	38,614	37,508
国の補助金等 (b)	金額	39,550	45,092	32,237	25,739	25,019
	割合(b/a)	72.0	76.2	70.5	66.7	66.7
会費収入 (c)	金額	15,377	14,116	13,514	12,875	12,489
	割合(c/a)	28.0	23.8	29.5	33.3	33.3

(注) 1 当省の調査結果による。  
2 国の補助金等は、全て経済産業省の補助金又は委託事業費である。

なお、既に活動を終了しているプロジェクトの中には、図表 4-3-(3)-⑮のとおり、第Ⅲ期（自律的發展期）を見据えて会費制を導入しようとしたところ、参加企業の負担増による抵抗感から会員数が減少した例もみられた。

図表 4-3-(3)-⑮ 会費制導入後、会員企業数が減少した例

○ プロジェクト名	OKINAWA型産業振興プロジェクト								
○ 内容	OKINAWA型産業振興プロジェクトの推進組織であるOKINAWA型産業振興プロジェクト推進ネットワーク（事務局：株式会社沖縄TLO）では、自律的發展期を見据えて、平成 20 年度から会費制を導入した。しかし、参加企業の負担増による抵抗感から前年度と比較して会員企業数が激減した。同ネットワークは、このような経緯を経て、平成 23 年 6 月に解散し、クラスター活動を終了した。								
表 会員企業数の推移（平成 14～22 年度）									
年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22
会員企業数	108	156	175	183	309	352	130	133	103

（注） 当省の調査結果による。

【参考資料】

図表 事業費対売上高比率が1.0以上の10クラスターの概要

クラスター名	函館マリンバイオクラスター
分野	ライフサイエンス（バイオ・フード）
提案都道府県・市町村名	北海道、函館市
文部科学省クラスター事業名及び実施年度	①都市エリア産学官連携促進事業（一般型）【平成15～17年度】 ②都市エリア産学官連携促進事業（発展型）【平成18～20年度】 ③知的クラスター創成事業（グローバル拠点育成型）【平成21～25年度】
事業概要	函館地域の豊かな海と歴史的な経緯から集積した水産・海洋関連産業群や北海道大学大学院水産科学研究所などの研究機関の集積を活用し、地域固有の資源を見だし、高価値化技術や増産技術等を確立し、海洋・水産関連産業でのクラスター形成を目指すもの
代表的な製品等	ガゴメコンブ活用製品、ガゴメコンブから抽出した粘性多糖の活用製品（食品、化粧品）、その他の海藻由来の食素材・化粧品等、高鮮度水産品、高品質乾燥製品など

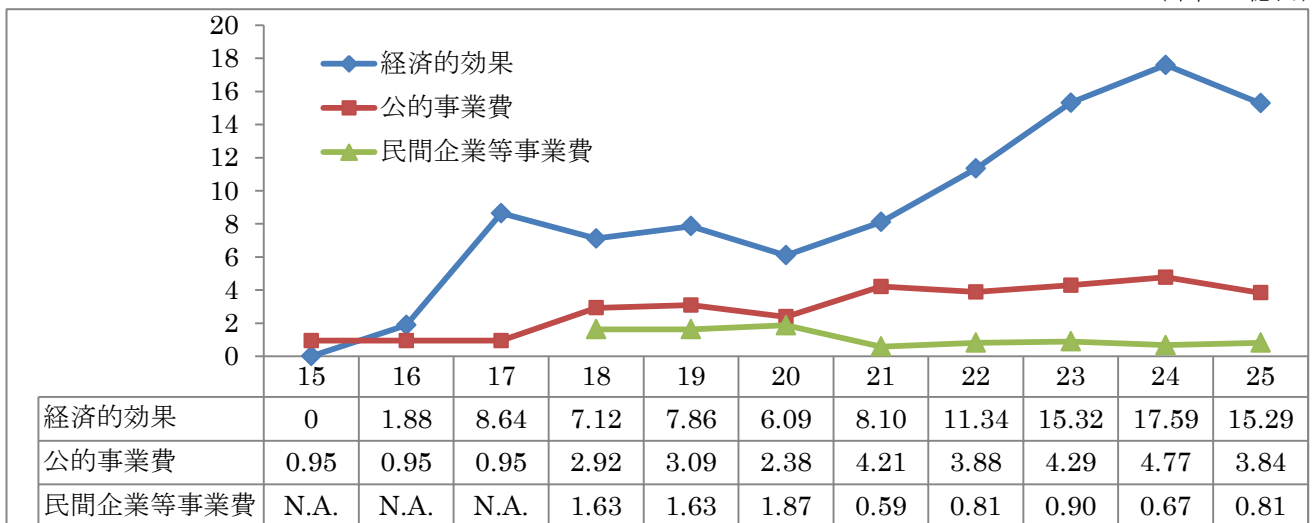
① 事業費対売上高比率

（単位：億円）

事業費区分	文部科学省事業費①	地方公共団体事業費②	中核機関・総合調整機関事業費③	大学等研究機関事業費④	民間企業等事業費⑤	事業費計（①～⑤計）⑥	うち公的 事業費計 （①～③ 計）⑦	売上高等の 経済的効果 （⑧）	事業費対売上 高比率（⑧/ ⑦）
金額等	22.74	9.08	0.40	0.45	8.97	41.64	32.22	99.24	3.08

② 年度別の公的事業費、民間企業等事業費及び売上高等の経済的効果の推移（平成15～25年度）

（単位：億円）



（注） 「民間企業等事業費」は平成18年度以降のものを記載

③ 年度別の論文数、特許出願件数、事業化数及び参加企業数の推移（平成 15～25 年度）

年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
論文数	2	5	2	13	20	21	27	47	43	48	39
特許出願件数	1	11	7	4	5	14	1	3	10	4	3
事業化数	0	18	10	26	13	35	22	30	35	34	63
参加企業数	13	30	52	69	85	91	53	75	95	113	120

クラスター名	プロテオグリカン関連バイオマテリアルをコアとした津軽圏ヘルス&ビューティー産業クラスターの形成・拡大
分野	ライフサイエンス
提案都道府県・市町村名	青森県、弘前市
文部科学省クラスター事業名及び実施年度	①都市エリア産学官連携促進事業（連携基盤整備型）【平成 16～18 年度】
	②都市エリア産学官連携促進事業（一般型）【平成 19～21 年度】
	③都市エリア産学官連携促進事業（発展型）【平成 22～24 年度】
	④地域イノベーション戦略支援プログラム【平成 25～29 年度】
事業概要	弘前大学に蓄積された糖鎖工学の豊富な知的・人的財産及びプロテオグリカンの大量精製技術を活用し、産学官連携による化粧品、機能性食品、医薬品等のイノベティブな商品開発と新規ビジネス創出の促進等により、クラスター形成を目指すもの
代表的な製品等	プロテオグリカン配合製品（機能性食品、化粧品等）

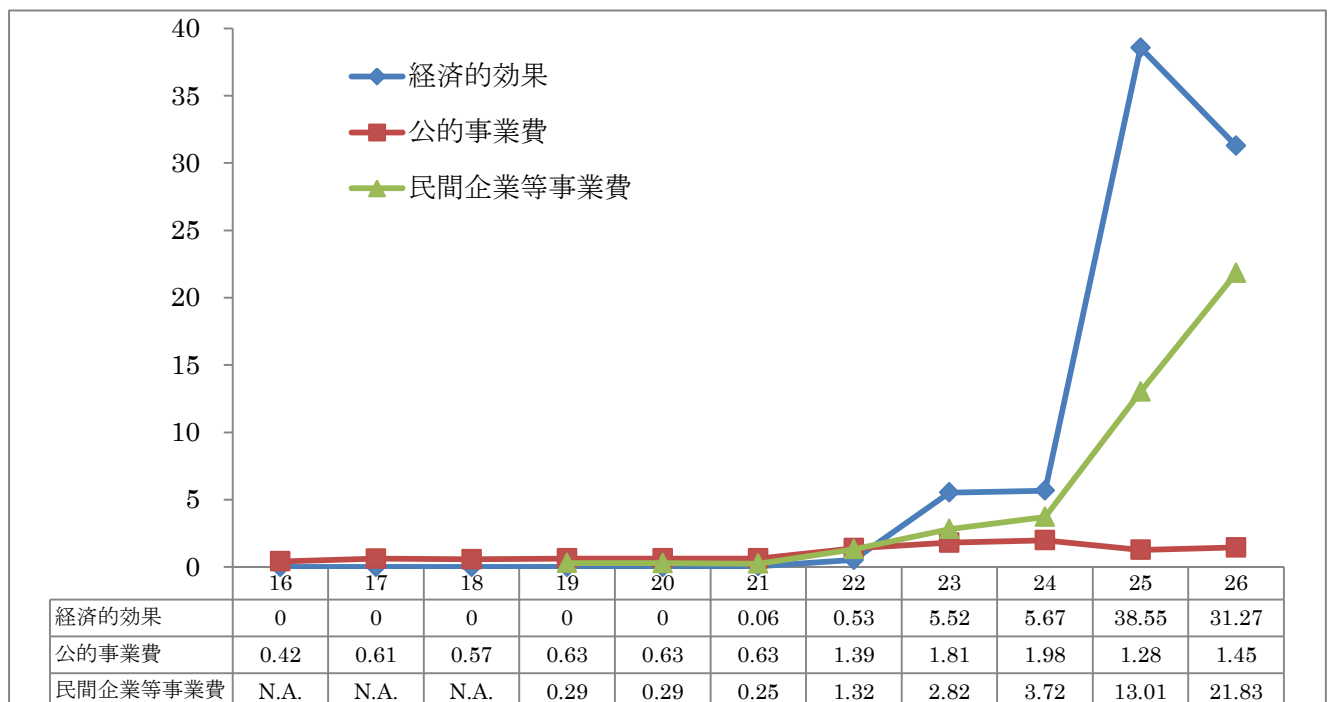
① 事業費対売上高比率

(単位：億円)

事業費区分	文部科学省事業費①	地方公共団体事業費②	中核機関・総合調整機関事業費③	大学等研究機関事業費④	民間企業等事業費⑤	事業費計(①～⑤計)⑥	うち公的 事業費計 (①～③計)⑦	売上高等の 経済的効果 (⑧)	事業費対売上 高比率(⑧/ ⑦)
金額等	7.37	2.60	1.43	0.59	43.53	55.51	11.40	81.60	7.16

② 年度別の公的事业費、民間企業等事業費及び売上高等の経済的効果の推移（平成 16～26 年度）

(単位：億円)



(注) 「民間企業等事業費」は平成 19 年度以降のものを記載



③ 年度別の論文数、特許出願件数、事業化数及び参加企業数の推移（平成 16～26 年度）

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
論文数	2	3	20	9	8	9	3	5	7	24	4
特許出願件数	1	1	6	0	2	3	0	1	3	2	4
事業化数	0	0	0	0	2	0	16	79	141	67	78
参加企業数	0	2	1	2	2	2	70	82	102	101	116

クラスター名	安全・安心の「資源循環工場」が牽引する環境産業クラスター形成の基盤づくり
分野	環境
提案都道府県・市町村名	埼玉県
文部科学省クラスター事業名及び実施年度	都市エリア産学官連携促進事業（連携基盤整備型）【平成 17～19 年度】
事業概要	産学官連携基盤の構築により、彩の国資源循環工場（注）へのリサイクル産業の立地を推進するとともに、その周辺に共通基盤技術に関連する環境産業の集積を進め、環境産業クラスターの形成を促進して、廃棄物問題に関する地域課題の解決と産業振興を図るもの  （注）彩の国資源循環工場は、埼玉県大里郡寄居町にある県営の廃棄物最終処分場内に整備されたリサイクル施設群
代表的な製品等	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校、レストラン等で使用された廃食用油を原料としたバイオディーゼル燃料</li> <li>廃蛍光管から水銀を回収し、蛍光管のガラスを断熱材や蛍光管のガラス、ガラス工芸品に活用するリサイクル技術</li> </ul>

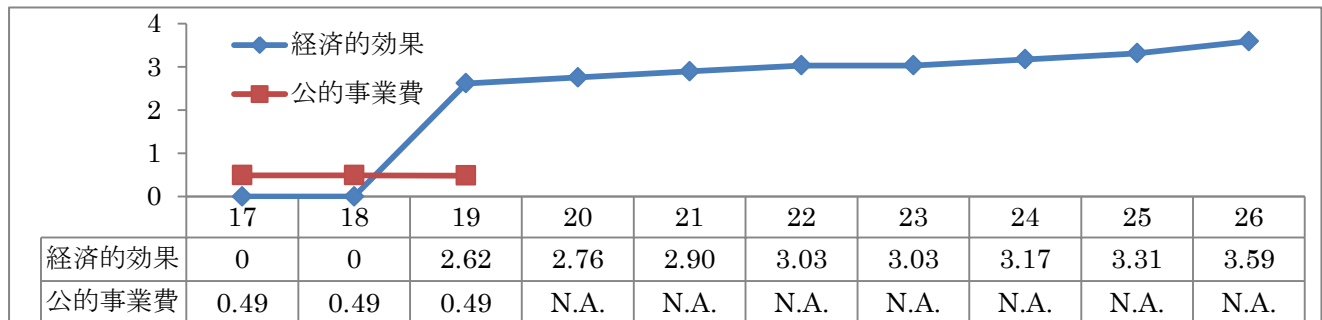
① 事業費対売上高比率

（単位：億円）

事業費区分	文部科学省事業費①	地方公共団体事業費②	中核機関・総合調整機関事業費③	大学等研究機関事業費④	民間企業等事業費⑤	事業費計（①～⑤計）⑥	うち公的事業費計（①～③計）⑦	売上高等の経済的効果（⑧）	事業費対売上高比率（⑧／⑦）
金額等	1.39	0.07	0	0	0	1.47	1.47	24.41	16.60

② 年度別の公的事業費、売上高等の経済的効果の推移（平成 17～26 年度）

（単位：億円）



（注）1 文部科学省クラスター形成事業自体は、平成 19 年度までで終了

2 平成 20 年度以降は、今回の調査に併せて、中核機関が参加企業に追跡調査を実施し把握したもの

③ 年度別の論文数、特許出願件数、事業化数及び参加企業数の推移（平成 17～19 年度）

年度	17	18	19
論文数	0	0	7
特許出願件数	1	0	3
事業化数	0	0	2
参加企業数	4	45	58

クラスター名	高速分子進化技術を核とするバイオ・ものづくりクラスターの形成
分野	ライフサイエンス
提案都道府県・市町村名	埼玉県
文部科学省クラスター事業名及び実施年度	①都市エリア産学官連携促進事業（一般型）【平成 19～21 年度】 ②地域イノベーションクラスタープログラム（都市エリア型（発展））【平成 22～24 年度】
事業概要	埼玉・圏央エリアが積み上げてきた「高速分子進化技術」を用いて、高機能な抗体、ペプチドアダプター及び蛍光タンパク質センサーを創出し、高齢化社会における難病のための治療薬シーズ、診断・検査薬及び創薬ツールに応用するとともに、これらの技術をコアとし、地域のものづくりの伝統と組み合わせ、独自の次世代バイオクラスター形成を図るもの
代表的な製品等	<ul style="list-style-type: none"> <li>抗体作成技術を活用した抗体医薬品</li> <li>cPA（注）を含有する化粧品</li> </ul> （注）環状ホスファチジン酸。神経疾患である多発性硬化症に効果があり、また、肌にハリを与える作用があるとされている。

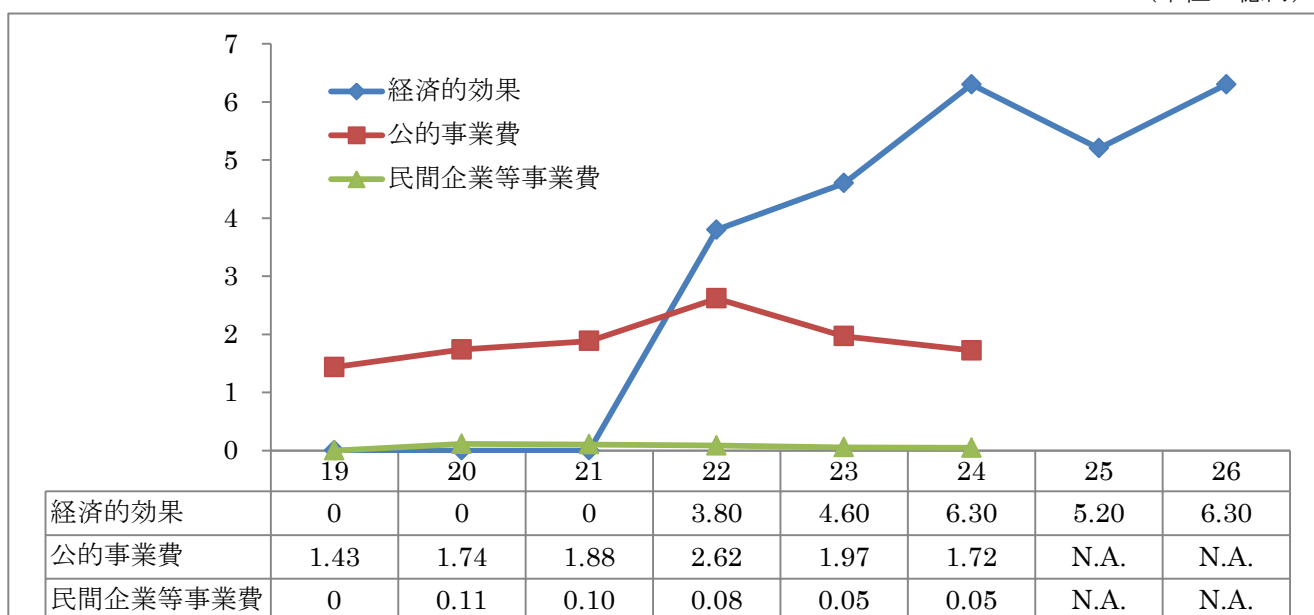
① 事業費対売上高比率

（単位：億円）

事業費区分	文部科学省事業費①	地方公共団体事業費②	中核機関・総合調整機関事業費③	大学等研究機関事業費④	民間企業等事業費⑤	事業費計（①～⑤計）⑥	うち公的事業費計（①～③計）⑦	売上高等の経済的効果（⑧）	事業費対売上高比率（⑧／⑦）
金額等	5.70	5.66	0	0.19	0.40	11.95	11.36	26.20	2.31

② 年度別の公的事業費、民間企業等事業費及び売上高等の経済的効果の推移（平成 19～26 年度）

（単位：億円）



（注）平成 25 年度以降は、今回の調査に併せて、中核機関が追跡調査を実施し把握したもの

③ 年度別の論文数、特許出願件数、事業化数及び参加企業数の推移（平成 19～24 年度）

年度	19	20	21	22	23	24
論文数	20	24	26	19	26	52
特許出願件数	0	0	11	0	0	12
事業化数	0	0	0	0	1	5
参加企業数	6	7	9	13	15	14

クラスター名	信州スマートデバイスクラスター（超精密技術を応用した製品具現化促進システム構築による国際的メディカル産業集積地域形成への取組）
分野	ナノテクノロジー・ライフサイエンス
提案都道府県・市町村名	長野県
文部科学省クラスター事業名及び実施年度	①知的クラスター創成事業（第Ⅰ期）【平成 14～18 年度】
	②知的クラスター創成事業（第Ⅱ期）【平成 19～23 年度】
	③地域イノベーション戦略支援プログラム【平成 23～27 年度】
事業概要	長野県内の地域企業が有する「超精密加工技術」と信州大学等の「高機能ナノテク材料技術」、「メディカル分野の研究開発リソース・人材育成システム・ネットワーク」とを活用・融合させ、高付加価値のデバイス・モジュールや、医療現場ニーズに基づく製品開発など、「高度なものづくり産業」が次々に重層的に創出され高い国際競争力をもつ産業集積を図るもの
代表的な製品等	・石油掘削用シールゴム ・VGCF 添加高性能電気二重層キャパシター等

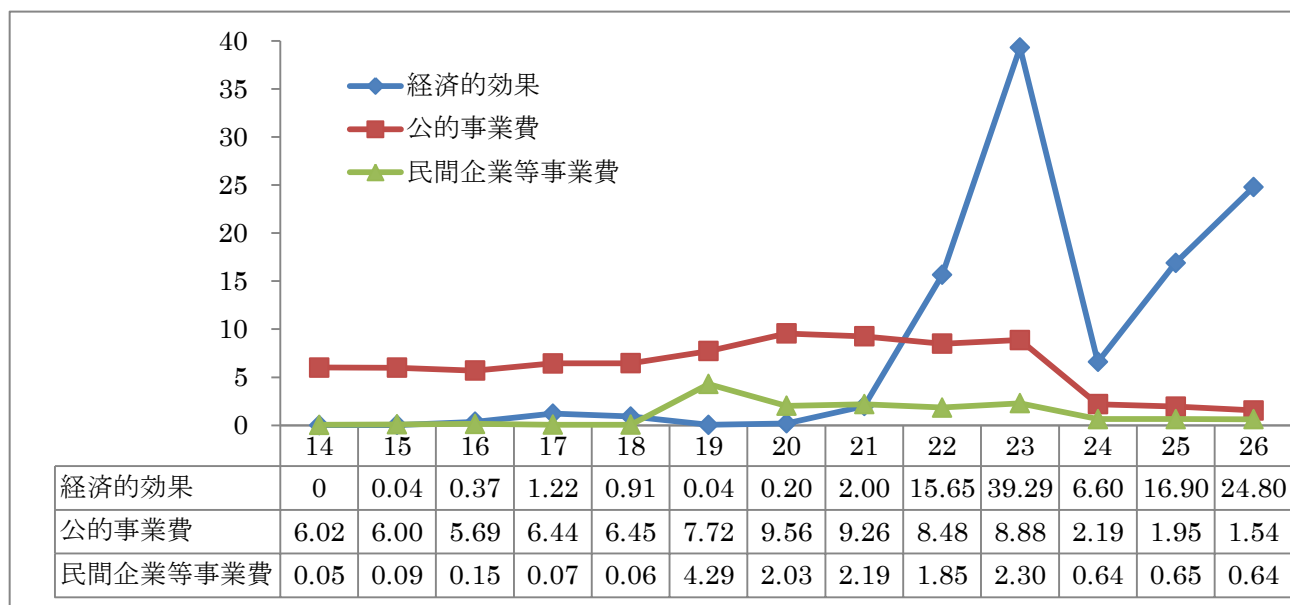
① 事業費対売上高比率

（単位：億円）

事業費区分	文部科学省事業費①	地方公共団体事業費②	中核機関・総合調整機関事業費③	大学等研究機関事業費④	民間企業等事業費⑤	事業費計（①～⑤計）⑥	うち公的事业費計（①～③計）⑦	売上高等の経済的効果（⑧）	事業費対売上高比率（⑧／⑦）
金額等	62.94	15.15	2.10	2.81	15.01	98.01	80.19	108.01	1.35

② 年度別の公的事业費、民間企業等事業費及び売上高等の経済的効果の推移（平成 14～26 年度）

（単位：億円）



③ 年度別の論文数、特許出願件数、事業化数及び参加企業数の推移（平成 14～26 年度）

年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
論文数	26	71	80	81	133	98	114	124	109	153	61	81	87
特許出願件数	23	53	52	43	62	28	44	40	45	120	45	47	51
事業化数	0	3	7	4	7	0	1	4	4	12	12	14	17
参加企業数	21	25	32	48	52	53	62	78	71	116	66	67	83

クラスター名	モノづくり技術とITを活用した高度医療機器の開発
分野	ライフサイエンス・情報通信
提案都道府県・市町村名	岐阜県
文部科学省クラスター事業名及び実施年度	①知的クラスター創成事業（第I期）【平成16～20年度】 ②都市エリア産学官連携促進事業（発展型）【平成21～23年度】
事業概要	岐阜県南部は、輸送用機器、電気機器、精密機器の部材製造業が数多く立地し、モノづくり技術やITが発展している。これらの高度知識情報処理技術、表面処理技術、生体信号計測技術など、地域の優れた技術シーズを活用して地域ニーズに即した高度医療機器を開発し、技術シーズの医療分野への発展と更なる集積を図るとともに、部材提供型産業から最終製品製造販売型産業への発展を図るもの
代表的な製品等	・症例再現頭部ファントム（歯のX線撮影時に他の病気の検査もできるもの） ・障がい者用ギター演奏支援システム

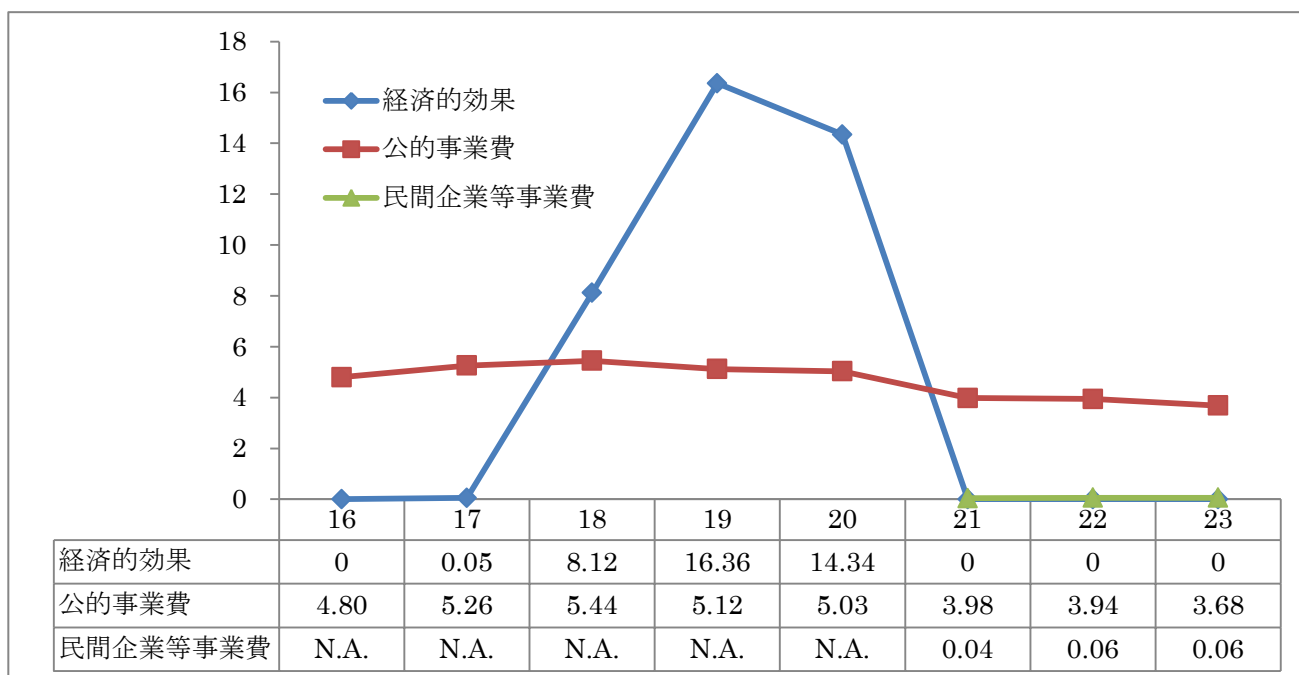
① 事業費対売上高比率

(単位：億円)

事業費区分	文部科学省事業費①	地方公共団体事業費②	中核機関・総合調整機関事業費③	大学等研究機関事業費④	民間企業等事業費⑤	事業費計(①～⑤計)⑥	うち公的 事業費計 (①～③計)⑦	売上高等の 経済的効果 (⑧)	事業費対売上 高比率(⑧/ ⑦)
金額等	30.68	6.58	0	0	0.15	37.41	37.25	38.87	1.04

② 年度別の公的事業費、民間企業等事業費及び売上高等の経済的効果の推移（平成16～23年度）

(単位：億円)



(注) 「民間企業等事業費」は平成21年度以降のものを記載。

③ 年度別の論文数、特許出願件数、事業化数及び参加企業数の推移（平成 16～23 年度）

年度	16	17	18	19	20	21	22	23
論文数	52	116	85	113	83	12	12	44
特許出願件数	23	39	81	63	52	3	9	9
事業化数	0	4	4	7	10	0	0	2
参加企業数	23	32	45	43	56	9	10	9



クラスター名	フーズ・サイエンスヒルズプロジェクト（心身ストレスに起因する生活習慣病の克服をめざしたフーズサイエンスビジネスの創出）
分野	ライフサイエンス
提案都道府県・市町村名	静岡県、静岡市、焼津市
文部科学省クラスター事業名及び実施年度	①都市エリア産学官連携促進事業（一般型）【平成14～16年度】 ②都市エリア産学官連携促進事業（発展型）【平成17～19年度】
事業概要	抗ストレス素材の機能発現メカニズムの解析、素材製造技術やその応用製品開発へと事業化に向けた研究に取り組み、更に新たな展開として、ストレスに起因する病態改善に向けた素材開発へ拡大することにより、静岡県中部地域に、食品、医化学品産業の新たな集積としての「フーズ・サイエンスヒルズ」クラスターの基盤を形成することを図るもの。
代表的な製品等	GABA関連商品（チョコレート、飲料、ペットフード等）

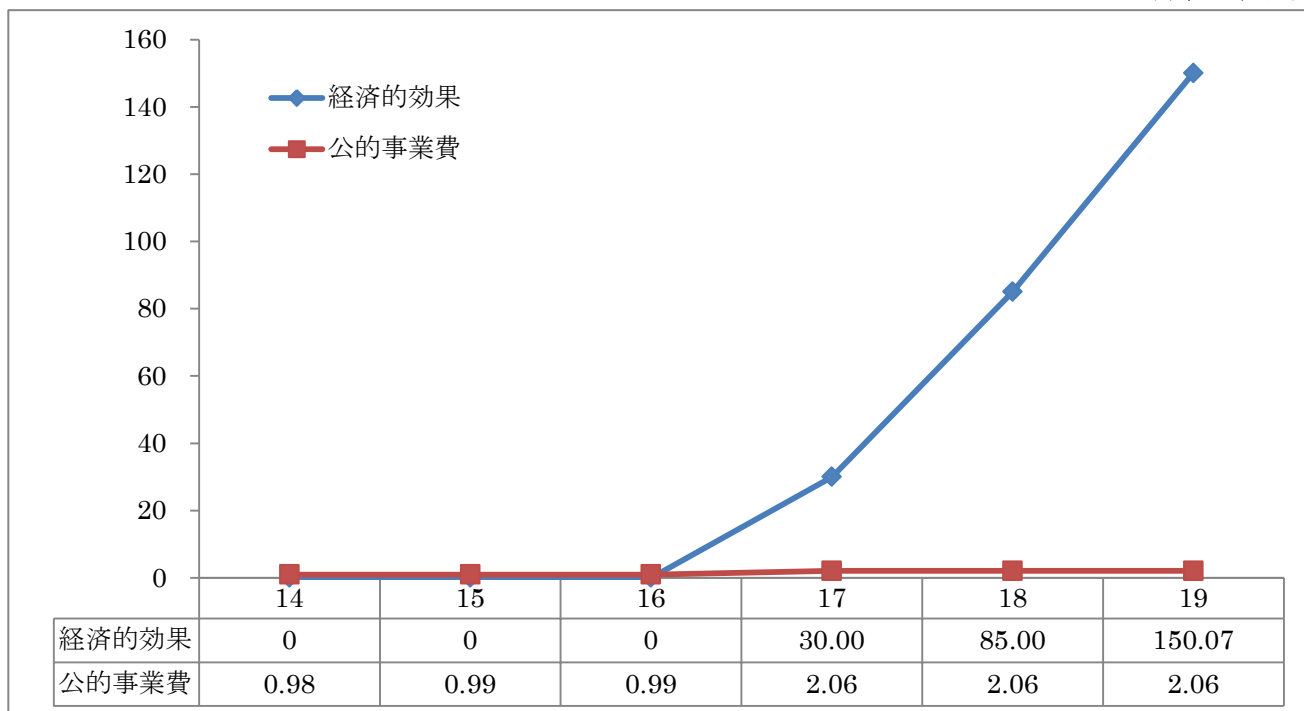
① 事業費対売上高比率

（単位：億円）

事業費区分	文部科学省事業費①	地方公共団体事業費②	中核機関・総合調整機関事業費③	大学等研究機関事業費④	民間企業等事業費⑤	事業費計（①～⑤計）⑥	うち公的 事業費計 （①～③計）⑦	売上高等の 経済的効果 （⑧）	事業費対売上 高比率（⑧/ ⑦）
金額等	8.77	0.36	0	0	0	9.13	9.13	265.07	29.05

② 年度別の公的事业費、売上高等の経済的効果の推移（平成14～19年度）

（単位：億円）



③ 年度別の論文数、特許出願件数、事業化数及び参加企業数の推移（平成 14～19 年度）

年度	14	15	16	17	18	19
論文数	10	28	22	40	42	42
特許出願件数	0	5	4	8	16	20
事業化数	0	0	4	0	5	2
参加企業数	6	10	14	27	31	29

クラスター名	ファルマバレープロジェクト（革新的ながん診療技術の開発と地域企業の医療健康産業参入支援による医療健康産業クラスターの形成）
分野	ライフサイエンス
提案都道府県・市町村名	静岡県、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、長泉町
文部科学省クラスター事業名及び実施年度	①都市エリア産学官連携促進事業（一般型）【平成 16～18 年度】
	②都市エリア産学官連携促進事業（発展型）【平成 19～21 年度】
	③地域イノベーションクラスタープログラム（グローバル拠点育成型）【平成 22～24 年度】
	④地域イノベーション戦略支援プログラム【平成 25～29 年度】
事業概要	静岡県東部地域では、恵まれた交通インフラ、豊かな自然環境、健康関連産業の集積がある。また、この地域には、国立遺伝学研究所、静岡県立静岡がんセンター、東海大学開発工学部、国立沼津工業高等専門学校、富士工業技術センター及び沼津工業技術センターが立地し、医療や遺伝学に関する研究のポテンシャルが高い。これらの恵まれた環境、高い研究ポテンシャルを活用して、医療健康産業クラスターの形成を図るもの
代表的な製品等	イムノエース（インフルエンザ検査薬）等

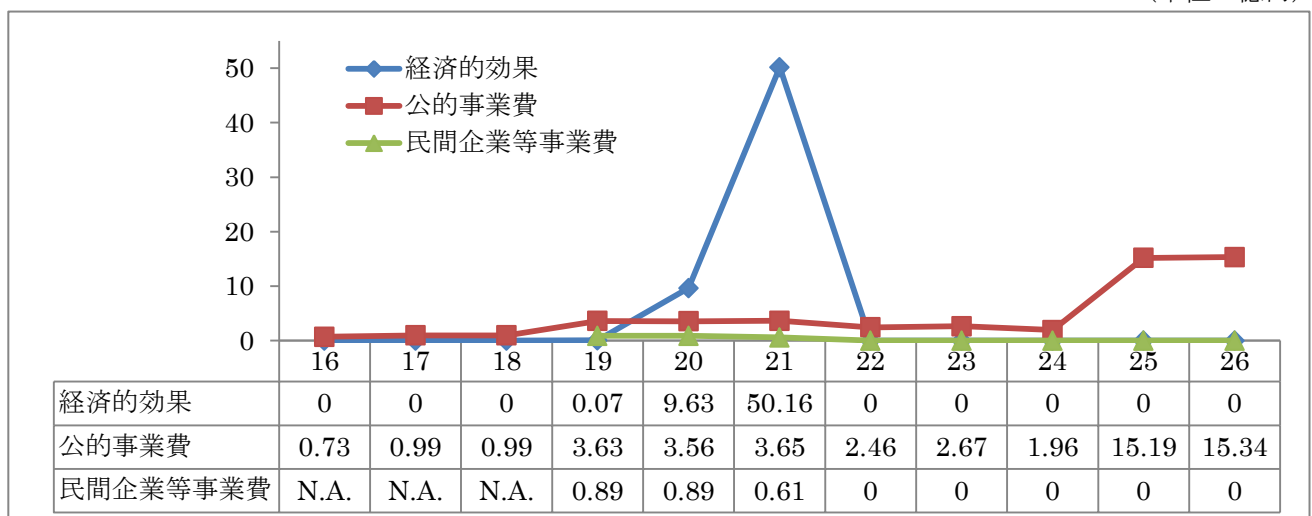
① 事業費対売上高比率

（単位：億円）

事業費区分	文部科学省事業費①	地方公共団体事業費②	中核機関・総合調整機関事業費③	大学等研究機関事業費④	民間企業等事業費⑤	事業費計（①～⑤計）⑥	うち公的 事業費計 （①～③計）⑦	売上高等の 経済的効果 ⑧	事業費対売上 高比率（⑧/ ⑦）
金額等	14.86	31.74	12.93	0	2.39	61.92	59.53	59.86	1.01

② 年度別の公的事业費、売上高等の経済的効果の推移（平成 16～26 年度）

（単位：億円）



（注） 「民間企業等事業費」は平成 19 年度以降のものを記載。

③ 年度別の論文数、特許出願件数、事業化数及び参加企業数の推移（平成 16～26 年度）

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
論文数	19	15	17	18	25	32	19	16	22	132	142
特許出願件数	4	6	10	14	17	11	1	4	6	5	23
事業化数	0	0	0	3	8	11	9	0	0	2	1
参加企業数	5	5	6	22	19	19	8	12	12	0	0

クラスター名	東海広域ナノテクものづくりクラスター
分野	ナノテクノロジー・材料、環境
提案都道府県・市町村名	愛知県、岐阜県、名古屋市
文部科学省クラスター事業名及び実施年度	①知的クラスター創成事業（第Ⅰ期）【平成 15～19 年度】 ②知的クラスター創成事業（第Ⅱ期）【平成 20～24 年度】
事業概要	愛知県を中心とする東海地域は、我が国の国際競争力を支える自動車、工作機械等を核として、世界有数のものづくり拠点を形成しており、また、国際分業の進展等の中で、我が国の役割拡大が期待されている航空機産業の中心地でもある。このような世界有数のものづくり産業の集積をベースとして、地球環境問題の解決等に資する新たな産業や製品・システムを提示・実践するなど、世界を先導することができる「ものづくり」イノベーションの拠点として、持続的発展を遂げていくことを図るもの
代表的な製品等	単層カーボンナノチューブ等

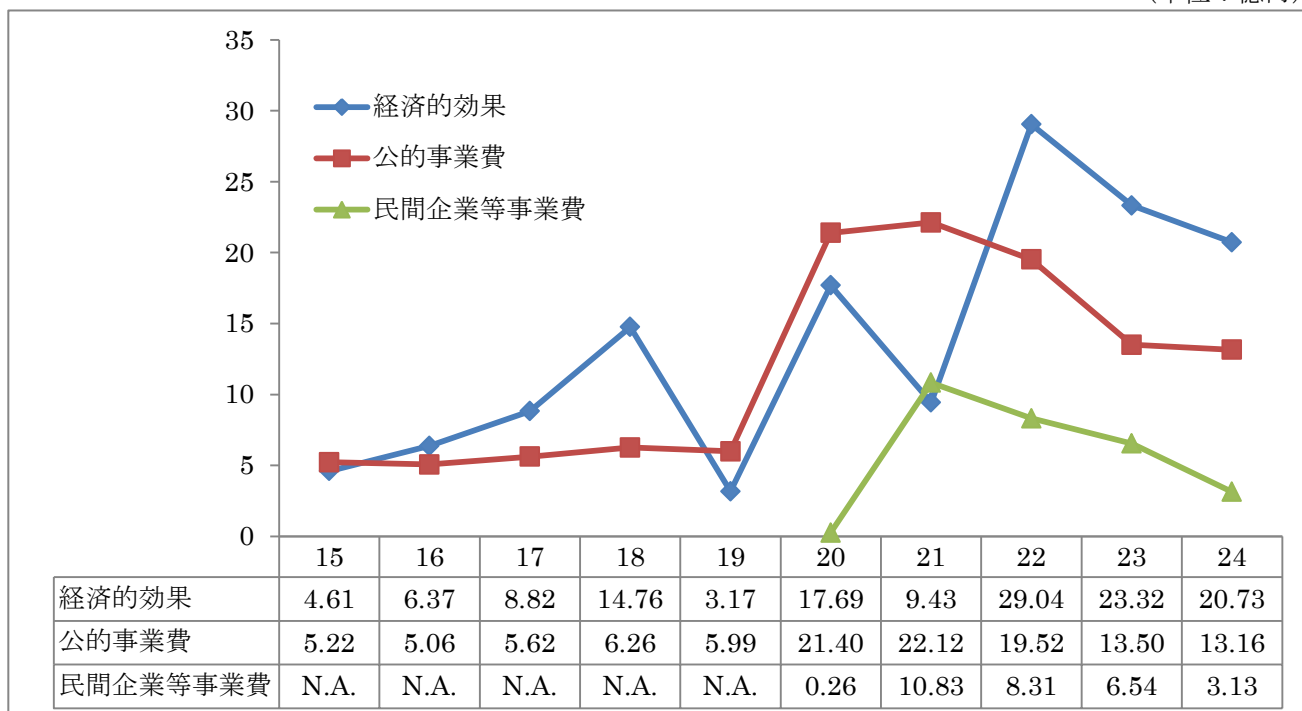
① 事業費対売上高比率

(単位：億円)

事業費区分	文部科学省事業費①	地方公共団体事業費②	中核機関・総合調整機関事業費③	大学等研究機関事業費④	民間企業等事業費⑤	事業費計(①～⑤計)⑥	うち公的 事業費計 (①～③計)⑦	売上高等の 経済的効果 (⑧)	事業費対売上 高比率(⑧/ ⑦)
金額等	75.15	42.70	0	0	29.07	146.93	117.86	137.95	1.17

② 年度別の公的事業費、民間企業等事業費及び売上高等の経済的効果の推移（平成 15～24 年度）

(単位：億円)



(注) 「民間企業等事業費」は平成 20 年度以降のものを記載。

③ 年度別の論文数、特許出願件数、事業化数及び参加企業数の推移（平成 15～24 年度）

年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
論文数	148	145	117	99	99	96	238	246	234	218
特許出願件数	58	52	66	52	46	26	68	109	101	99
事業化数	1	5	7	7	2	0	8	8	14	16
参加企業数	16	17	26	33	32	65	81	76	80	75

クラスター名	京都科学技術イノベーション創出地域
分野	ナノテクノロジー・ライフサイエンス
提案都道府県・市町村名	京都府、京都市
文部科学省クラスター事業名及び実施年度	①知的クラスター創成事業（第Ⅰ期）【平成 14～19 年度】 ②知的クラスター創成事業（第Ⅱ期）【平成 20～24 年度】 ③地域イノベーション戦略支援プログラム【平成 25～29 年度】
事業概要	最先端の研究を行う大学や独自技術を有する企業が集積する京都の強みをいかし、環境問題の中で我が国の喫緊の課題であるエネルギー問題の解決をテーマに、世界最高水準の英知と技術を融合させ、基礎研究から事業化まで一貫してつなげる体制を構築し、継続的にイノベーションを創出する地域を目指すもの
代表的な製品等	炭化ケイ素を用いた（SiC）パワーデバイス等

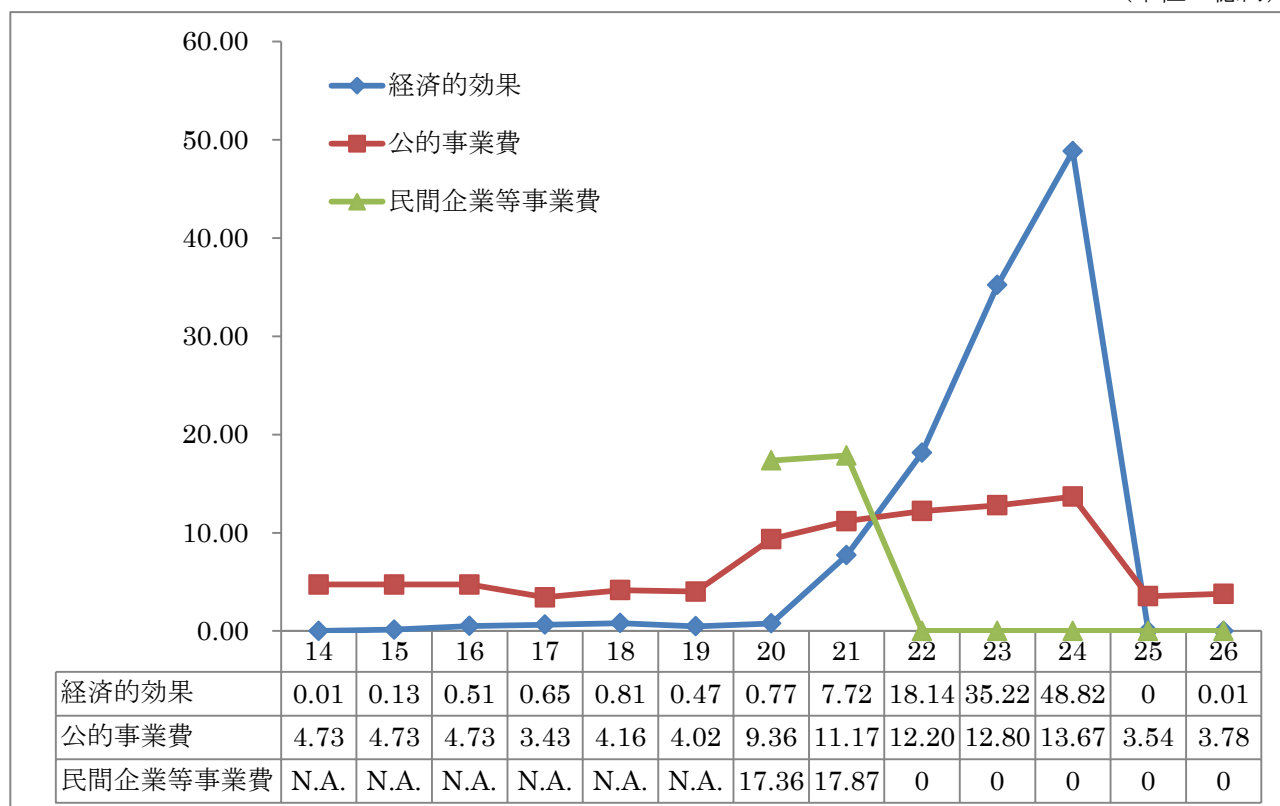
① 事業費対売上高比率

(単位：億円)

事業費区分	文部科学省事業費①	地方公共団体事業費②	中核機関・総合調整機関事業費③	大学等研究機関事業費④	民間企業等事業費⑤	事業費計(①～⑤計)⑥	うち公的事業費計(①～③計)⑦	売上高等の経済的効果(⑧)	事業費対売上高比率(⑧/⑦)
金額等	60.06	32.24	0	0	3.52	95.82	92.30	113.25	1.23

② 年度別の公的事業費、民間企業等事業費及び売上高等の経済的効果の推移（平成 14～26 年度）

(単位：億円)



(注) 「民間企業等事業費」は平成 20 年度以降のものを記載

③ 年度別の論文数、特許出願件数、事業化数及び参加企業数の推移（平成 14～26 年度）

年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
論文数	103	123	109	107	145	133	53	76	53	73	65	0	4
特許出願件数	12	42	57	56	29	21	8	26	36	27	14	1	8
事業化数	1	4	4	9	8	8	3	9	10	7	8	0	0
参加企業数	20	25	35	45	38	37	43	48	51	52	52	3	6

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「① 事業費対売上高比率」の各欄の数値は、それぞれで小数点第3位以下を四捨五入しているため、「事業費計」欄、「うち公的事業費計」欄及び「事業費対売上高比率」欄の数値と一致しない場合がある。



#### 4 地方公共団体等のイノベーション関連の支援策

イノベーションの創出については、地方公共団体等でも様々な取組が行われているため、今回、地方公共団体等の取組のうち、技術革新及び事業化に関する支援策を、地方公共団体等の推薦等により把握し、図表4-4のとおり、整理した。整理した支援策は、技術革新及び事業化に関するもの17支援策、技術革新に関するもの6支援策、事業化に関するもの2支援策の計25支援策である。

図表4-4 地方公共団体等のイノベーション関連の支援策

支援策名 (実施機関)	支援策の概要	定量的な 主な実績	技術 革新	事業化
山形大学国際 事業化研究セ ンターの取組 (山形大学国 際事業化研究 センター)	<p>※ 新産業の創出及び既存産業の価値向上を目指し、研究者の魅力的な研究シーズ発掘・育成と地域産業界のイノベーション支援を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内の金融機関職員を対象とし、実践的なスキル向上を図る研修を開催し、産学金連携コーディネータ(CD)を認定。CDは企業の日常的相談に応じるとともに、山形大学産学金連携プラットフォーム(PF)(中小企業庁「地域プラットフォーム」認定)による地域企業の課題抽出、学内外の専門家とのマッチングを実施</li> <li>・ 教員・グループが行う研究テーマ(事業化が期待できるテーマ等)について無償又は有償(年間1万円/m<sup>2</sup>)で研究スペースの提供等による支援を実施</li> <li>・ 職務経験豊富な企業退職者、企業の幹部候補又は現場リーダーを対象とした収益性改善を指導できるシニアインストラクター養成スクールを開校。修了後、シニアインストラクターとして地域の雇用拡大、所得向上等を目指し、実際の企業の収益改善を支援</li> </ul>	<p>※ CD認定者数:331人(平成19年度から27年度まで)、PFに基づく課題対応件数:4,060件(平成25年度から27年度まで)</p> <p>※ 研究者10人(13テーマ)に対して研究スペースの提供等による支援を実施(平成27年度)。うち2人の研究者が国のプロジェクトに採択、事業化検討中</p> <p>※ シニアインストラクター養成スクール修了生:86人(平成23年度から27年度まで)、延べ34社に派遣(平成24年度から27年度まで)</p>	○	○
産学イノベ ーションセン ターの取組(会 津大学)	<p>※ 共同研究 企業等と会津大学が共通のテーマについて研究を行う制度。同大学において、共同研究員や研究費を受け入れて実施</p> <p>※ 起業支援 会津大学の研究成果等を活用して起業したベンチャー起業に対し、申請を受けた上で、「会津大学発ベンチャー」の称号を授与(平成27年11月現在15社に授与)。称号を受けた者に対し、起業支援に関する様々な情報を提供するとともに、センターの研究開発室について、使用料を減免して提供</p> <p>※ センター専任教員による支援 センター専任教員が、経営戦略の相談、事業計画書の作成支援、税理士等の専門家の紹介等、事業活</p>	<p>※ 共同研究により、民間事業者1社が製品化のめどが立つ段階に至る(平成27年度)。</p>	○	○

	<p>動に関する支援を実施</p> <p>※ マッチング活動 会津大学が有する研究成果や特許等について、企業関係者等を対象とした産学官連携イベントに出展</p>			
先端産業創造プロジェクト（埼玉県）	<p>※ 5分野（ナノカーボン、医療イノベーション、ロボット、新エネルギー、航空・宇宙）の研究テーマについて、実用化・製品化に取り組む企業・大学等を対象に、以下のとおり、支援を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術支援 国立研究開発法人産業技術総合研究所及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構と技術面で連携して支援</li> <li>・ 開発資金の支援 100億円規模の「産業振興・雇用機会創出基金」を造成し、開発資金を助成</li> <li>・ 金融支援 県内金融機関の協力により、成果の得られた開発テーマの事業化や工場立地等を支援</li> <li>・ 先端産業の集積 誘致候補エリアを選定し、先端産業を集積</li> </ul>	<p>※ 平成26年度から開始。参入企業100社の数値目標に対し、参加実績は215社（平成26年度）</p>	○	○
ものづくりトータルサポート事業（東京都北区）	<p>※ ものづくり企業支援サイト 区内中小企業の対外PRとWEB上でのマッチングを目的とした区による無料サイト</p> <p>※ コーディネータによる支援 コーディネータが企業を個別に訪問し、技術課題へのアドバイスや商談会・展示会の出展の提案等の販路開拓支援を実施</p> <p>※ 経費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産学連携研究開発支援事業助成金 中小企業が、大学等の有する研究成果や技術等を活用して技術開発や研究を行う際に要する経費に対し補助（上限200万円）</li> <li>・ 依頼試験等補助金 企業の製品開発等に係る課題の解決又は技術革新を図るために試験研究機関において機器利用、依頼試験、検査等を行う際に要する経費に対し補助（上限10万円）</li> </ul>	-	○	○
モノづくりクラスター形成促進事業（東京都荒川区）	<p>※ 技術経営、新商品・新事業創出、後継者育成等を専門分野としたコーディネータが、会員登録の申込みがあった企業にヒアリングを実施し、企業の熱意や体制（イベント等に積極的に参加できるか。）を判断して会員登録の可否を決定 コーディネータは、会員企業を訪問して相談を受け付け、以下の支援を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営診断、課題分析、問題抽出、到達目標の設定等のコンサルティング</li> <li>・ 各種補助制度の紹介、関係機関・企業への顔つなぎ</li> </ul> <p>※ 人材育成の必要性を感じたコーディネータの提案によって、若手経営者又は経営候補者を対象に、荒川区が同事業の分科会（あすめし会・第2あすめし会）を設置（注） 同分科会では、月1回、企業訪問、工場見学、定</p>	<p>※ 17件の製品を開発、売上高約2億6,000万円（平成18年度から27年度まで）</p> <p>※ 本事業の登録企業が、国、東京都、荒川区等が実施している補助事業に応募し、延べ246件が採択（平成</p>	○	○

	<p>例会等を実施し、新事業の展開に向けた経営手法を教示</p> <p>(注) 「あすめし会」は平成24年度、「第2あすめし会」は28年度から自主運営に移行。荒川区は新たに女性の若手経営者又は経営候補者を対象とした「第3あすめし会」を設立</p>	27年2月末時点)		
次世代イノベーション創出プロジェクト2020(東京都)	<p>※ 都内の中小企業が他企業・大学・公設研究試験機関等と連携して行う技術・製品開発に係る経費の一部を助成(上限8,000万円)。連携コーディネータは、事業の進捗状況に合わせて、経営・技術支援、販路開拓支援等を行い、開発から実用化までを支援</p> <p>※ 中小企業が「健康・スポーツ」、「医療・福祉」、「環境・エネルギー」、「危機管理」の産業分野への参入を検討する際の指針となるように、分野ごとの都市課題と技術・製品開発動向を示した「イノベーションマップ」を策定</p>	<p>※ 申請:131件、採択:15件(平成27年度)</p>	○	○
しずおか未来型産業創出支援事業(静岡県、公益財団法人静岡県産業振興財団)	<p>※ ワンストップサービス機能強化事業 起業相談に応じる相談窓口の充実やホームページによる一元的な情報発信によるワンストップサービスの提供等を実施</p> <p>※ 新事業開拓マーケティング支援事業 展示会への出展方法に係る集合研修、事前・当日・事後の指導の実施や、首都圏等の展示会に静岡県ブースとして共同出展すること等により販路開拓の支援を実施</p> <p>※ インキュベータ総合支援事業 県内の公的インキュベータ施設に入居する企業の事業化を支援するため、静岡県産業振興財団のインキュベータマネージャー等が施設入居企業を巡回。技術開発や経営状況等に関する各企業の課題等を把握し、各種支援施策の情報提供や専門家の派遣、指導・助言を行うなどの総合的な支援を実施</p>	<p>※ 支援を受けたベンチャー企業等の新商品・新サービスの事業化件数:21件(平成19年度から26年度まで)</p>	○	○
静岡市循環型社会対応新産業創出推進事業(静岡市)	<p>※ 新産業開発振興機構内に設置された「駿河湾地域事業化プロジェクト」に対し、以下のとおり、補助金を交付(交付対象事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新産業の創出のための新たな商品又はサービスの開発に関する調査研究事業</li> <li>・ 調査研究事業の成果として生じる知的財産権の取得に関する事業</li> <li>・ 上記の事業において生じる成果を活用した新産業の創出の推進に関する事業</li> <li>・ 上記のほか、市長が適当と認めるもの(補助金の限度額)1,000万円</li> </ul>	<p>※ 事業化件数:11件(平成19年度から26年度まで)</p>	○	○
「ベンチャー企業目利き委員会」の取組(公益財団法人京都高度技術研究所)	<p>※ 経営者や学識経験者等で構成された「京都市ベンチャー企業目利き委員会」が、ベンチャー企業等の事業プランの内容とその技術力や将来性等を総合的に審査。事業の成立可能性が高い事業プランをAランクに認定し、認定事業には以下の支援を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コーディネータによる事業展開に係る各種情報提供</li> <li>・ 無料専門家派遣</li> </ul> <p>各種専門家の派遣について、1企業につき年度中</p>	<p>※ 株式上場を果たした企業2社(平成18年4月から28年6月まで)</p> <p>※ 個人、有限会社から株式会社へと</p>	○	○

	<p>最大 5 回</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金（京都市事業） 京都市内での事業所を新增設する事業に対し、①新たに取得した固定資産（土地を除く。）に係る固定資産税及び都市計画税相当額 5 年分（限度額 6 億円）、②埋蔵文化財発掘調査を実施する場合に当該調査に要した経費相当額（限度額 5,000 万円）</li> <li>・ 各種助成制度 研究開発、新市場や事業展開の可能性調査、展示会出展、企業ブランド力強化等に関する助成制度</li> <li>・ 京都市内公的インキュベーション施設賃料助成制度（京都市事業） 京都市内の公的インキュベーション施設（京大桂ベンチャープラザ、クリエイション・コア 京都御車）への入居に対する賃料補助</li> <li>・ 金融機関向けビジネスプラン発表会 金融機関やベンチャー・キャピタルを一堂に集め、新商品の開発や事業展開に必要な資金調達や人的ネットワーク形成のためのビジネスプラン発表会を開催</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<p>組織を拡大した企業 8 社（平成 21 年から 27 年まで）</p>		
<p>オスカー認定制度（公益財団法人京都高度技術研究所）</p>	<p>※ 優れた技術や製品、サービスを持つ中小企業から、新商品の開発や経営管理の効率化、積極的な販路拡大を通じて経営革新を図る際の事業計画「パワーアッププラン」を募集。オスカー認定審査委員会が審査を実施し、企業価値の向上により持続的に成長することが期待される中小企業を認定する制度。認定企業に対する主な支援は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専任コーディネータによるアドバイスやマッチング支援</li> <li>・ 首都圏等の販路開拓・技術マッチング支援</li> <li>・ 京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金（京都市事業） 京都市内での事業所を新增設する事業に対し、①新たに取得した固定資産（土地を除く。）に係る固定資産税及び都市計画税相当額 5 年分（限度額 6 億円）、②埋蔵文化財発掘調査を実施する場合に当該調査に要した経費相当額（限度額 5,000 万円）</li> <li>・ 無料専門家派遣制度 各種専門家の派遣について、1 企業につき年度中最大 5 回</li> <li>・ 各種助成制度 研究開発、新市場や事業展開の可能性調査、展示会出展、企業ブランド力強化等に関する助成制度</li> <li>・ 認定ロゴマークの使用</li> <li>・ 京都市内公的インキュベーション施設賃料助成制度（京都市事業） 京都市内の公的インキュベーション施設（京大桂ベンチャープラザ、クリエイション・コア</li> </ul>	-	○	○

	京都御車) への入居に対する賃料補助 等			
元気企業支援事業(京都府 亀岡市)	<p>※ 以下のとおり、中小企業が行う取組に必要な経費の一部を補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新製品・新技術開発事業 新製品・新技術の開発や研究を行う事業に対し、経費を補助(限度額 単独:100万円、共同:150万円)</li> <li>・ 販路開拓事業 展示会等の出展費や試作品及びサンプル品の作成費に対し、経費を補助(限度額:30万円、海外出展は50万円)</li> </ul>	-	○	○
ライフイノベーション創出支援事業(京都市)	<p>※ 医工薬産学公連携支援事業 京都市ライフイノベーション創出支援センター等を設置し、コーディネーターを常駐させ、研究・技術の事業化、販路開拓支援等を実施</p> <p>※ 京都発革新的医療技術研究開発助成事業 京都市内に事業所を有する中小・ベンチャー企業等を対象に医療分野の新技術の開発と新産業の創出を支援するために助成を行う事業(対象事業) 新たな医療機器・医用材料、医薬品・診断薬・ケミカルプローブ等、健康・介護・リハビリ分野の開発につながる革新的な医療技術に関する研究(助成金額) 上限100万円</p>	<p>※ 医工薬産学公連携支援事業により21社が企業立地(平成25年度から26年度まで)</p>	○	○
ものづくりビジネスセンター大阪の設置・運営(大阪府)	<p>※ ものづくり技術革新の支援 環境・新素材等の成長有望分野における府内ものづくり中小企業の技術開発を支援(ものづくりイノベーション支援プロジェクト認定・助成金)</p> <p>※ ものづくり中小企業等の知的財産戦略の支援 従来相談では対応できない案件を、府、大阪発明協会、弁理士・弁護士及び大阪府立技術総合研究所が連携したサポート体制を作り、必要なアドバイスを実施し府内中小企業の知財戦略の実践へのフォローを実施</p>	<p>※ ものづくりイノベーション支援プロジェクト認定件数:9件、助成金交付件数:8件(平成27年度)</p>	○	○
グローバルイノベーション創出支援事業(大阪市)	<p>※ グランフロント大阪「ナレッジキャピタル」に「大阪イノベーションハブ」を開設し、以下のプログラムを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 起業家やエンジニア、大企業、ベンチャーキャピタル等多様な人材が交流できる場の提供</li> <li>・ グローバルな事業の創出につながるプログラムの実施(注)</li> <li>・ 起業家を海外のイノベーション先進地域に派遣</li> <li>・ 国際イノベーション会議の開催</li> </ul> <p>(注) 代表的なプログラム: アイデアソン・ハッカソン、ピッチイベント、大企業とのオープンイノベーションイベント等</p>	<p>※ ハッカソン等のプログラム件数:191件、グローバル展開が見込まれるプロジェクト創出支援件数:53件(平成27年度)</p>	○	○
兵庫県COEプログラム推進事業(兵庫県)	<p>※ 産学官が連携した予備的、準備的な研究プロジェクトについて、国等のプロジェクトへの本格的な研究開発へ移行させるため、以下の区分による研究に対する必要経費の補助を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ F/S調査ステージ研究</li> </ul>	<p>※ 事業が終了した研究プロジェクト130件のうち、国の競</p>	○	○

	<p>産学官連携による共同研究体制を構築するとともに、先行技術や市場調査、予備的実験を中心とした準備的な段階の研究調査（補助額：10万円から100万円まで、補助期間：1年）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応用ステージ研究 国や企業の大型研究プロジェクト等を活用した本格的な研究・試作開発への移行が期待される産学官連携による応用研究段階の研究（補助額：10万円から1,000万円まで、補助期間：原則1年間（最大2年間））</li> </ul> <p>※ 兵庫県は、事業終了後、次の研究開発段階である国の競争的資金制度に基づく研究プロジェクトや実用化・商品化につなげる観点から、採択後は、中間評価・事後評価を行い、結果を受託者に通知</p>	<p>競争的資金等 を獲得して 新たなプロ ジェクトへ 移行したも のが56件 (43.1%)、 商品化・実用 化に到達し たものが23 件(17.7%) (平成15年 度から25年 度まで)</p>		
「農」イノベーションひょうご推進協議会の取組（兵庫県）	<p>※ 「農」イノベーションひょうご推進協議会は、農林水産物の新たな価値創造に関心を持つ農林水産業者や様々な分野の企業、大学等の会員を対象として、以下の取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ひょうごの「農」素材発掘セミナー 多様な分野の商品開発担当者等に対し、新たな商品開発等を支援するセミナーを開催</li> <li>・ フードバリュー創造セミナー 最先端の生産・加工技術や「食」や「農」をめぐる世界的な動向等を学び、新たなイノベーションの創出を支援するセミナーを開催</li> <li>・ 企業経営者と語る交流会 法人経営等を行う農林漁業者を対象に、食品企業等の経営者を招いて、企業経営のノウハウや企業ニーズを学ぶ交流会を開催</li> <li>・ テーマ別勉強会 会員が連携して県産農林水産物の新たな価値創造を進めるための勉強会を開催</li> <li>・ 研究開発プロジェクト支援 会員で構成される共同研究チームによる新技術等を開発するための調査研究活動に対して補助（上限：①先導的研究枠（予備的実験）100万円/課題、②実用化研究枠300万円/課題）</li> </ul>	-	○	○
ワクワク商品開発支援事業～トリ・オープン・イノベーション～（鳥取県）	<p>※ 全国の生活者が持つ多様なアイデア・視点を取り入れながら商品開発に取り組もうとする県内中小企業を、アイデア創出の面等から支援する事業。具体には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業に参加した企業が新商品開発等につながるテーマを設定し、全国の生活者からアイデアを募るための専用コミュニティサイト「とっとり」上で、全国の生活者からアイデア募集を実施</li> <li>・ 各社が、実際の商品開発を目指して、ワクワクする新商品等のコンセプトを策定</li> <li>・ 生活者との共創から生まれた商品の開発に向け、参加各社が取組</li> <li>・ 開発された商品について記者発表等によって情報発信</li> </ul>	<p>※ 参加企業のうち、3社の新商品が完成（平成26年度から27年度まで）。1社は大手企業の販路開拓にも成功（平成26年度）</p> <p>※ 「とっとり」には全国から3,100件以上のアイデアの投稿あり（平成</p>	○	○

		26年度から 27年度まで)		
イノベーション創出研究支援事業（北海道）	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 基礎的・先導的な研究開発を対象とした「スタートアップ研究補助金（補助金額 200 万円以内）」</li> <li>※ 産学連携共同研究の成果を活用して実用化を目指す研究開発を対象とした「発展・橋渡し研究補助金（同 400 万円以内）」</li> </ul>	※ 民間事業者 1 社が商品化に成功し、平成 25 年 4 月に上市	○	-
“がたまる”アイデアソン & ハッカソン（新潟市）	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 企業における新事業創出手法として幅広く実施。グループ形式でのアイデア出しから、アプリケーション開発までの作業とプレゼンテーションを実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アイデアソン アイデアとマラソンを合わせた造語。テーマを定めた上でチームごとにアイデアを出し合い、それをまとめていく形式のセミナーを実施</li> <li>・ ハッカソン アプリ開発、プレゼンテーション、表彰式を実施</li> </ul> </li> </ul>	-	○	-
新製品・新技術開発支援事業（公益財団法人大田区産業振興協会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 中小企業に以下の区分で研究開発費を助成（上限 500 万円） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発ステップアップ助成（新製品・新技術の開発であり、試作開発までの取組等に助成）</li> <li>・ 実用化製品化助成（試作開発が終わり、実用化に向けた取組等に助成）</li> </ul> </li> </ul>	※ 製品化後の販売 助成件数 24 件中 14 件（平成 23 年度）、助成件数 18 件中 3 件（平成 24 年度）	○	-
新産業創出事業費補助金（成長産業創出支援事業）（静岡県浜松市）	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 事業化を見込むことができる新技術・新製品開発等の事業に対する開発経費補助（交付対象） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内に住所又は主たる事務所を有する個人又は中小企業者（補助金の限度額）</li> <li>・ 研究開発補助金：1 件当たり 50 万円から 500 万円まで（平成 27 年度から）</li> <li>・ 製品開発補助金：1 件当たり 150 万円から 1,000 万円まで（平成 24 年度から）</li> </ul> </li> </ul>	※ 売上金額 6 億 5,000 万円強、新規雇用者 22 人（平成 24 年度から 25 年度まで）	○	-
「けいはんなオープンイノベーション拠点整備推進のための事業スキーム」等に基づく事業（京都府ほか）	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 旧「私のしごと館」を再生し、先端的な研究開発等を推進するオープンイノベーション拠点となる「けいはんなオープンイノベーションセンター（KICK）」として平成 27 年度から本格稼働。大学・企業等の共同研究プロジェクトには低廉な利用料を適用するほか、各種の資金支援や専門人材によるサポートあり。</li> </ul>	-	○	-
播磨圏域連携中枢都市圏ビジョンに基づく事業（兵庫県姫路市）	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ ものづくり分野における科学技術基盤の活用・技術習得をテーマとした講習・実習、セミナーについて、次のとおり、播磨圏域企業に対して実施することで、新製品・新技術の開発につなげる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射光分析実習</li> <li>・ 放射光微細加工実習</li> <li>・ スーパーコンピュータ活用実習</li> </ul> </li> </ul>	-	○	-



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イノベーションセミナー</li> <li>※ 大学のインキュベーションセンター等における企業と大学との共同研究を支援</li> <li>・ インキュベーションセンター等活用促進事業</li> </ul>			
新たな公共プロジェクト (東京都文京区)	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ プロジェクト支援制度 「文京区の地域課題解決への貢献が大きく、事業として自立的・継続的に展開していく可能性が高い」と判断されたプロジェクトに対して、プロジェクト支援として、パートナー事業者（各プログラムの講師やプロジェクト支援のメンターを担当する起業分野等の専門家）による助言や支援金の交付等により事業構築を総合的に支援</li> </ul>	-	-	○
「知恵創出 “目の輝き”」企業認定（地方独立行政法人京都市産業技術研究所）	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 地方独立行政法人京都市産業技術研究所が技術支援等を行い、知恵産業をキーワードにした新技術・新商品開発等により事業化に結び付いた企業等を「知恵創出 “目の輝き”」として認定する制度。認定企業に対する主な支援は以下のとおり</li> <li>・ 京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金 京都市内での事業所を新增設する事業に対し、①新たに取得した固定資産（土地を除く。）に係る固定資産税及び都市計画税相当額 5 年分（限度額 6 億円）、②埋蔵文化財発掘調査を実施する場合に当該調査に要した経費相当額（限度額 5,000 万円）</li> <li>・ 首都圏販路開拓支援事業 首都圏における展示会出展支援、来場企業の事前開拓、展示会場でのマッチングサポート</li> </ul>	-	-	○

(注) 1 当省の調査結果による。  
2 「定量的な主な実績」欄の「-」は、平成 28 年 7 月現在、定量的な実績が不明又は発現していないことを示している。「技術革新」及び「事業化」欄の「○」は支援策が同区分に該当すること、「-」は支援策が同区分に該当しないことを示している。